2026年10月

発行登録追補書類に記載の事項

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債

本書及び本社債に関する2026年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年10月15日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】　７－外１－２

【提出日】　2026 年 10 月 15 日

【今回の売出金額】

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 10 月満期 米ドル建社債
７億 3,651 万 8,000 米ドル（円貨相当額 1,167 億 864 万 2,280 円）

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 10 月満期 豪ドル建社債
４億 1,616 万 3,000 豪ドル（円貨相当額 460 億 9,005 万 2,250 円）

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031 年 10 月満期 ニュージーランドドル建社債
9,980 万 8,000 ニュージーランドドル（円貨相当額 88 億 8,989 万 8,560 円）

（株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した 2026 年 10 月 14 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値１米ドル＝158.46 円、１豪ドル＝110.75 円及び１ニュージーランドドル＝89.07 円の換算レートで換算している。）

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
７－外１－１	2026 年８月 21 日	908 億 1,113 万 2,000 円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		908 億 1,113 万 2,000 円	減額総額	０円

【残額】
（発行予定額－実績合計額－減額総額）　4,091 億 8,886 万 8,000 円

（発行残高の上限を記載した場合）　該当事項なし

【残高】　該当事項なし
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】　該当事項なし

【縦覧に供する場所】　該当事項なし

第一部 【証券情報】

＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報＞

第２ 【売出要項】

１ 【売出有価証券】
【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	７億3,651万8,000米ドル
売出価額の総額	７億3,651万8,000米ドル
利率	年率5.18％

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	４億1,616万3,000豪ドル
売出価額の総額	４億1,616万3,000豪ドル
利率	年率5.44％

ニュージーランドドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	9,980万8,000ニュージーランドドル
売出価額の総額	9,980万8,000ニュージーランドドル
利率	年率4.73％

２ 【売出しの条件】

社債の概要

１ 利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき25.90米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき24.03米ドルとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき27.20豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき25.24豪ドルとする。

ニュージーランドドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき23.65ニュージーランドドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき21.94ニュージーランドドルとする。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度（2026年３月期） 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
2026年７月27日、関東財務局長に提出

２ 【半期報告書】
該当事項なし

３ 【臨時報告書】
該当事項なし

４ 【外国会社報告書及びその補足書類】
該当事項なし

５ 【外国会社半期報告書及びその補足書類】
該当事項なし

６ 【外国会社臨時報告書】
該当事項なし

７ 【訂正報告書】
該当事項なし

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年10月15日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。

以 上

2026年10月

発行登録目論見書

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年10月満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年10月満期 豪ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債

― 売出しの幹事会社 ―

野村證券株式会社
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
東海東京証券株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債5,000億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の３第１項の規定により、発行登録書を2025年８月25日に関東財務局長に提出し、2025年９月２日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づきトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及びトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債（以下「本社債」と総称する。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債の元利金は米ドルで支払われ、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債の元利金は豪ドルで支払われ、トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債の元利金はニュージーランドドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
5. 「格付について」と題する書面は、日本の投資家の利便性のために野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及び東海東京証券株式会社によって作成されたものであり、発行会社であるトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ（以下「TMF」という。）は、当該書面の内容について、その正確性及び完全性を確認及び承認していません。TMFは、当該書面の正確性について、いかなる責任も負いません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the "Securities Act"), and may not be offered or sold in the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons unless the Notes are registered under the Securities Act, or an exemption from the registration requirements of the Securities Act is available. Terms used in this paragraph have the meaning given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. Treasury regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986, as amended and Treasury regulations promulgated thereunder.

本書面は野村證券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及び東海東京証券株式会社によって作成されたもので、便宜上本目論見書に組入れられています。したがって、発行会社作成に係る本目論見書の内容を構成するものではありません。

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年10月満期 米ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年10月満期 豪ドル建社債

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債

■ 格付について ■

本発行会社は、2026年９月29日現在、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者（以下「信用格付業者」といいます。）より、それぞれ以下の格付が付与されています。信用格付については、「信用格付業者の格付について」をお読みください。

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社
発行体格付　：　Ａ＋

ムーディーズ・ジャパン株式会社
発行体格付　：　Ａ１

信用格付業者の格付について

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる（もしくは保留される）ことがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含みます。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。

債券を募集・売出し等その他、当社との相対取引によってご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。債券の価格は市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、損失が生じるおそれがあります。また、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。加えて、外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

売出しの幹事会社（売出人）

野村證券株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 142 号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2336 号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会

東海東京証券株式会社
金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第 140 号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会

売出人

七十七証券株式会社　金融商品取引業者　東北財務局長（金商）第 37 号
加入協会／日本証券業協会

南都まほろば証券株式会社　金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第 25 号
加入協会／日本証券業協会

百五証券株式会社　金融商品取引業者　東海財務局長（金商）第 134 号
加入協会／日本証券業協会

売出取扱人

ＦＦＧ証券株式会社　金融商品取引業者　福岡財務支局長（金商）第５号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

九州ＦＧ証券株式会社　金融商品取引業者　九州財務局長（金商）第 18 号
加入協会／日本証券業協会

京銀証券株式会社　金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第 392 号
加入協会／日本証券業協会

ぐんぎん証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2938 号
加入協会／日本証券業協会

四国アライアンス証券株式会社　金融商品取引業者　四国財務局長（金商）第 21 号
加入協会／日本証券業協会

北洋証券株式会社　金融商品取引業者　北海道財務局長（金商）第１号
加入協会／日本証券業協会

めぶき証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 1771 号
加入協会／日本証券業協会

三菱 UFJ ｅスマート証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 61 号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本 STO 協会

ワイエム証券株式会社　金融商品取引業者　中国財務局長（金商）第８号
加入協会／日本証券業協会

浜銀ＴＴ証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 1977 号
加入協会／日本証券業協会

西日本シティＴＴ証券株式会社　金融商品取引業者　福岡財務支局長（金商）第 75 号
加入協会／日本証券業協会

池田泉州ＴＴ証券株式会社　金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第 370 号
加入協会／日本証券業協会

ほくほくＴＴ証券株式会社　金融商品取引業者　北陸財務局長（金商）第 24 号
加入協会／日本証券業協会

マネックス証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
加入協会／日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

本書面は上記の売出人及び売出取扱人によって目論見書とともに交付されるものです。
その他の販売者から本目論見書の交付を受ける場合、当該販売者が別途交付する書面を併せてご参照ください。

【表紙】

【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年８月25日 2026年９月29日訂正
【会社名】	トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ （Toyota Motor Finance (Netherlands) B.V.）
【代表者の役職氏名】	取締役社長 （Managing Director） 野　田　一　夫 （Kazuo Noda）
【本店の所在の場所】	オランダ王国 1077 XV アムステルダム市 ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター・ アムステルダム タワー・ワン レベル26 （World Trade Center Amsterdam, Tower One, Level 26 Zuidplein 218, 1077 XV Amsterdam, The Netherlands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　廣　瀬　卓　生 弁護士　黒　田　康　之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士　西　村　綱　木 弁護士　越　智　亮　太
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1482 03-6775-1822
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年８月25日
効力発生日	2025年９月２日
有効期限	2027年９月１日
発行登録番号	７－外１
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　5,000億円
発行可能額	4,091億8,886万8,000円

【縦覧に供する場所】　該当事項なし

目　　次

頁

第一部　【証券情報】…… 1

**＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報＞** … 1

第１　【募集要項】…… 1

第２　【売出要項】…… 1

１　【売出有価証券】…… 2

２　【売出しの条件】…… 5

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞……30

第１　【募集要項】……30

第２　【売出要項】……30

１　【売出有価証券】……30

２　【売出しの条件】……30

第二部　【参照情報】……31

第１　【参照書類】……31

第２　【参照書類の補完情報】……31

第３　【参照書類を縦覧に供している場所】……31

第三部　【保証会社等の情報】……32

**＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債に関する情報＞** …32

第１　【保証会社情報】……32

第２　【保証会社以外の会社の情報】……32

１　【当該会社の情報の開示を必要とする理由】……32

２　【継続開示会社たる当該会社に関する事項】……41

３　【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】……46

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞…… 127

発行登録書の提出者が金融商品取引法第５条第４項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面… 128

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 …… 129

第一部 【証券情報】

＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債
に関する情報＞

（注１）本書において、文脈上別段の記載又は解釈がなされる場合を除き、「当社」又は「TMF」は、トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイを指す。

（注２）本書中に別段の表示がある場合を除き、
- 「米ドル」又は「米セント」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- 「豪ドル」又は「豪セント」はオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- 「ニュージーランドドル」又は「ニュージーランドセント」はニュージーランドの法定通貨を指し、
- 「円」は日本国の法定通貨を指す。

第１ 【募集要項】

該当事項なし

第２ 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載する。本書中の未定の事項は2026年10月中旬に決定する。

本「第２ 売出要項」には３本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債（以下「米ドル建社債」という。）、トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債（以下「豪ドル建社債」という。）及びトヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債（以下「ニュージーランドドル建社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合には、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの社債の内容に差異がない場合又は一定の事項を除き差異がない場合には、それぞれの社債に関する記載は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら３本の社債を「本社債」と総称する。

１ 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債（注１）	（未定）米ドル	（未定）米ドル	東京都中央区日本橋一丁目13番１号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社 宮城県仙台市青葉区大町一丁目１番30号 七十七証券株式会社 奈良県奈良市西大寺東町二丁目１番56号 南都まほろば証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 （以下「売出人」と総称する。）（注２）

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000米ドル	年率（未定）％（年率4.15％から6.15％までを仮条件とする。）（注３）	４月15日 及び 10月15日	2031年10月15日

（注１）本社債は、ユーロ市場において2026年10月28日に発行され、Nomura Financial Products Europe GmbH、Daiwa Capital Markets Europe Limited及びMUFG Securities (Europe) N.V.により引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注２）野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社以外の各売出人は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社より売出しを目的として本社債を取得する。売出人のうち野村證券株式会社、大和証券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及び東海東京証券株式会社（以下「売出しの幹事会社」と総称する。）は、本社債の売出しのために必要な諸手続を行う。

（注３）上記仮条件は、2026年９月24日現在の市場環境等を踏まえて設定されたものであり、最終的に決定される利率は、本社債の条件が決定される2026年10月中旬における市場環境等を勘案した上で決定されるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。

豪ドル建社債

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債 （注１）	（未定）豪ドル	（未定）豪ドル	東京都中央区日本橋一丁目13番１号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社 奈良県奈良市西大寺東町二丁目１番56号 南都まほろば証券株式会社 三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社 （以下「売出人」と総称する。） （注２）

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000豪ドル	年率（未定）％（年率4.50％から6.50％までを仮条件とする。）（注３）	４月15日 及び 10月15日	2031年10月15日

（注１）本社債は、ユーロ市場において2026年10月28日に発行され、Nomura Financial Products Europe GmbH、Daiwa Capital Markets Europe Limited及びMUFG Securities (Europe) N.V.により引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注２）野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社以外の各売出人は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社より売出しを目的として本社債を取得する。売出人のうち野村證券株式会社、大和証券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及び東海東京証券株式会社（以下「売出しの幹事会社」と総称する。）は、本社債の売出しのために必要な諸手続を行う。

（注３）上記仮条件は、2026年９月24日現在の市場環境等を踏まえて設定されたものであり、最終的に決定される利率は、本社債の条件が決定される2026年10月中旬における市場環境等を勘案した上で決定されるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。

ニュージーランドドル建社債

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債（注１）	(未定) ニュージーランドドル	(未定) ニュージーランドドル	東京都中央区日本橋一丁目13番１号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 大和証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東海東京証券株式会社 （以下「売出人」と総称する。）（注２）

記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	1,000 ニュージーランドドル	年率（未定）％（年率3.75％から5.75％までを仮条件とする。）（注３）	４月15日 及び 10月15日	2031年10月15日

（注１）本社債は、ユーロ市場において2026年10月28日に発行され、Nomura Financial Products Europe GmbH、Daiwa Capital Markets Europe Limited及びMUFG Securities (Europe) N.V.により引受けられる。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注２）野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社以外の各売出人は三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社より売出しを目的として本社債を取得する。売出人のうち野村證券株式会社、大和証券株式会社、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社及び東海東京証券株式会社（以下「売出しの幹事会社」と総称する。）は、本社債の売出しのために必要な諸手続を行う。

（注３）上記仮条件は、2026年９月24日現在の市場環境等を踏まえて設定されたものであり、最終的に決定される利率は、本社債の条件が決定される2026年10月中旬における市場環境等を勘案した上で決定されるため、上記仮条件の範囲外となる可能性がある。

共通摘要

(1) 本社債には、TMFの関係会社その他の者による保証は付されない。本社債及び本社債に付された利札（以下「利札」という。）の所持人は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）とトヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下「TFS」という。）との間の2000年７月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）及びTFSとTMFとの間の2000年８月７日付のクレジット・サポート・アグリーメント（両契約とも日本法を準拠法とする。）による利益を享受する。

(2) 金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付

本社債につき、TMFの依頼により、信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

(3) TMFは、本社債の発行による手取金の一部を、グループ内における貸付に使用する代わりに、第三者であるヘッジ提供者に対する担保の差入のために使用することがある。

２ 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00％	2026年10月16日から 同年10月28日まで	**米ドル建社債** 額面金額 1,000米ドル **豪ドル建社債** 額面金額 1,000豪ドル **ニュージーランドドル建社債** 額面金額 1,000 ニュージーランドドル	な し	**米ドル建社債** 各売出人及び各売出取扱人（以下に定義する。）並びに下記摘要(3)記載の金融機関の日本国内の本店及び各支店 **豪ドル建社債** 各売出人及び各売出取扱人（以下に定義する。）並びに下記摘要(3)記載の金融機関の日本国内の本店及び各支店 **ニュージーランドドル建社債** 各売出人及び各売出取扱人（以下に定義する。）並びに下記摘要(3)記載の金融機関の日本国内の本店及び各支店

売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称

米ドル建社債

ＦＦＧ証券株式会社　福岡県福岡市中央区天神二丁目13番１号

九州ＦＧ証券株式会社　熊本県熊本市西区春日一丁目12番３号

京銀証券株式会社　京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

ぐんぎん証券株式会社　群馬県前橋市本町二丁目２番11号

四国アライアンス証券株式会社　愛媛県松山市三番町五丁目10番地１

北洋証券株式会社　北海道札幌市中央区大通西三丁目11番地

めぶき証券株式会社　茨城県水戸市南町三丁目４番12号

三菱UFJ eスマート証券株式会社　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

ワイエム証券株式会社　山口県下関市竹崎町四丁目７番24号

浜銀ＴＴ証券株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号

池田泉州ＴＴ証券株式会社　大阪府大阪市北区豊崎三丁目２番１号

ほくほくＴＴ証券株式会社　富山県富山市丸の内一丁目８番10号

豪ドル建社債

ＦＦＧ証券株式会社　福岡県福岡市中央区天神二丁目13番１号

九州ＦＧ証券株式会社　熊本県熊本市西区春日一丁目12番３号

京銀証券株式会社　京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

ぐんぎん証券株式会社　群馬県前橋市本町二丁目２番11号

四国アライアンス証券株式会社　愛媛県松山市三番町五丁目10番地１

北洋証券株式会社　北海道札幌市中央区大通西三丁目11番地

めぶき証券株式会社　茨城県水戸市南町三丁目４番12号

三菱UFJ eスマート証券株式会社　東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

ワイエム証券株式会社　山口県下関市竹崎町四丁目７番24号

西日本シティＴＴ証券株式会社　福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号

ほくほくＴＴ証券株式会社　富山県富山市丸の内一丁目８番10号

マネックス証券株式会社　東京都港区赤坂一丁目12番32号

ニュージーランドドル建社債

ＦＦＧ証券株式会社　福岡県福岡市中央区天神二丁目13番１号

ワイエム証券株式会社　山口県下関市竹崎町四丁目７番24号

ほくほくＴＴ証券株式会社　富山県富山市丸の内一丁目８番10号

（以下「売出取扱人」と総称する。）

売出しの委託契約の内容

米ドル建社債

野村證券株式会社は、ＦＦＧ証券株式会社、九州ＦＧ証券株式会社、京銀証券株式会社、ぐんぎん証券株式会社、四国アライアンス証券株式会社、北洋証券株式会社及びめぶき証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、三菱UFJ eスマート証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東海東京証券株式会社は、ワイエム証券株式会社、浜銀ＴＴ証券株式会社、池田泉州ＴＴ証券株式会社及びほくほくＴＴ証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

豪ドル建社債

野村證券株式会社は、ＦＦＧ証券株式会社、九州ＦＧ証券株式会社、京銀証券株式会社、ぐんぎん証券株式会社、四国アライアンス証券株式会社、北洋証券株式会社及びめぶき証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、三菱UFJ eスマート証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東海東京証券株式会社は、ワイエム証券株式会社、西日本シティＴＴ証券株式会社、ほくほくＴＴ証券株式会社及びマネックス証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

ニュージーランドドル建社債

野村證券株式会社は、ＦＦＧ証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

東海東京証券株式会社は、ワイエム証券株式会社及びほくほくＴＴ証券株式会社に本社債の売出しの取扱いを委託している。

摘要

(1) 本社債の受渡期日は、2026年10月29日（日本時間）である。

(2) 本社債の各申込人は、売出人又は売出取扱人において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別段の記載がある場合を除き、各申込人が売出人又は売出取扱人との間で行う本社債の取引に関しては、当該売出人又は売出取扱人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。

(3) 売出人及び売出取扱人は、金融商品取引法（その後の改正を含む。）第33条の２に基づく登録を受けた銀行等の金融機関に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。

(4) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うか又は合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(5) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国財務省規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この「摘要(5)」において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）及びこれに基づき公表された合衆国財務省規則において定義された意味を有する。

社債の概要

１　利息

米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき（未定）米ドルとする。

本社債に関する支払については、「修正翌営業日基準」（Modified Following Business Day Convention）が適用される。この基準の下で、利払日又は満期日（下記「２ 償還及び買入れ (a) 満期償還」に定義する。）が営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該元金又は利息の支払は翌営業日に（当該利払日又は（場合により）満期日に行われたのと同様に）行われるが、その結果、支払が翌月に行われることとなる場合には、その全額が（当該利払日又

は（場合により）満期日の）直前の営業日に（その日に支払期日が到来したのと同様に）支払われるものとする。上記修正翌営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われた場合、支払われるべき利息額は変更されない。

利払日以外の日に満了する期間についての利息額を計算することが必要な場合（前段に定める修正翌営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われる場合の期間は含まない。）には、かかる利息額は、上記利率を各本社債の額面金額に乗じた金額に、適用のある日数調整係数（以下に定義する。）をさらに乗じて得られる金額の１米セント未満を四捨五入して計算されるものとする。

「社債の概要」において、

「営業日」とは、(ⅰ)ロンドン及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金を含む。）を行っている日であって、かつ(ⅱ)ユーロシステムによって運営される即時グロス決済システム又はその継承システム（以下「TARGETシステム」という。）が営業を行っている日をいう。

「日数調整係数」とは、直前の利払日（かかる利払日が存在しない場合は、本社債の発行日）（当日を含む。）から利息が支払われるべき日（当日を含まない。）までの該当する期間中の日数（かかる日数は１年を各月30日とする12ヶ月からなる360日として計算され、１ヶ月に満たない月については経過した日数により計算される。）を360で除した値をいう。

(b) 利息の発生

各本社債（各本社債の一部償還の場合には、償還される部分のみ）の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(ⅰ)当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額が当該本社債の所持人により、若しくは当該所持人のために受領された日又は(ⅱ)代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額を受領した旨を当該本社債の所持人に対して（下記「９ 通知」に従い若しくは個別に）通知した日のうちいずれか早く到来する日まで、その時点で適用のある利率による利息が付されるものとする。

豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき（未定）豪ドルとする。

本社債に関する支払については、「修正翌営業日基準」（Modified Following Business Day Convention）が適用される。この基準の下で、利払日又は満期日（下記「２ 償還及び買入れ (a) 満期償還」に定義する。）が営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該

元金又は利息の支払は翌営業日に（当該利払日又は（場合により）満期日に行われたのと同様に）行われるが、その結果、支払が翌月に行われることとなる場合には、その全額が（当該利払日又は（場合により）満期日の）直前の営業日に（その日に支払期日が到来したのと同様に）支払われるものとする。上記修正翌営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われた場合、支払われるべき利息額は変更されない。

利払日以外の日に満了する期間についての利息額を計算することが必要な場合（前段に定める修正翌営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われる場合の期間は含まない。）には、かかる利息額は、上記利率を各本社債の額面金額に乗じた金額に、適用のある日数調整係数（以下に定義する。）をさらに乗じて得られる金額の１豪セント未満を四捨五入して計算されるものとする。

「社債の概要」において、

「営業日」とは、(ⅰ)ロンドン及びシドニーにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金を含む。）を行っている日であって、かつ(ⅱ)ユーロシステムによって運営される即時グロス決済システム又はその継承システム（以下「TARGETシステム」という。）が営業を行っている日をいう。

「日数調整係数」とは、直前の利払日（かかる利払日が存在しない場合は、本社債の発行日）（当日を含む。）から利息が支払われるべき日（当日を含まない。）までの該当する期間中の日数（かかる日数は１年を各月30日とする12ヶ月からなる360日として計算され、１ヶ月に満たない月については経過した日数により計算される。）を360で除した値をいう。

(b) 利息の発生

各本社債（各本社債の一部償還の場合には、償還される部分のみ）の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(ⅰ)当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額が当該本社債の所持人により、若しくは当該所持人のために受領された日又は(ⅱ)代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額を受領した旨を当該本社債の所持人に対して（下記「９ 通知」に従い若しくは個別に）通知した日のうちいずれか早く到来する日まで、その時点で適用のある利率による利息が付されるものとする。

ニュージーランドドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年10月28日（当日を含む。）から2031年10月15日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年４月15日及び10月15日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき（未定）ニュージーランドドルである。ただし、最初の利息の支払は、2027年４月15日に、2026年10月28日（当日を含む。）から2027年４月15日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000ニュージーランドドルの各本社債につき（未定）ニュージーランドドルとする。

本社債に関する支払については、「修正翌営業日基準」（Modified Following Business Day Convention）が適用される。この基準の下で、利払日又は満期日（下記「２ 償還及び買入れ (a) 満期償還」に定義する。）が営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該元金又は利息の支払は翌営業日に（当該利払日又は（場合により）満期日に行われたのと同様に）行われるが、その結果、支払が翌月に行われることとなる場合には、その全額が（当該利払日又は（場合により）満期日の）直前の営業日に（その日に支払期日が到来したのと同様に）支払われるものとする。上記修正翌営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われた場合、支払われるべき利息額は変更されない。

利払日以外の日に満了する期間についての利息額を計算することが必要な場合（前段に定める修正翌営業日基準の適用の結果、利払日又は満期日以外の日に支払が行われる場合の期間は含まない。）には、かかる利息額は、上記利率を各本社債の額面金額に乗じた金額に、適用のある日数調整係数（以下に定義する。）をさらに乗じて得られる金額の１ニュージーランドセント未満を四捨五入して計算されるものとする。

「社債の概要」において、

「営業日」とは、(ⅰ)ロンドンにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金を含む。）を行っている日であり、(ⅱ)（国際スワップ・デリバティブ協会若しくはその承継者により公表された）2021年版ISDA金利デリバティブ定義集（その後の随時の改定若しくは追補を含む。）、又は随時公表される金利デリバティブに関する承継する定義集（以下「ISDA定義集」という。）に定義されるニュージーランド営業日であって、かつ(ⅲ)ユーロシステムによって運営される即時グロス決済システム又はその継承システム（以下「TARGETシステム」という。）が営業を行っている日をいう。

「日数調整係数」とは、直前の利払日（かかる利払日が存在しない場合は、本社債の発行日）（当日を含む。）から利息が支払われるべき日（当日を含まない。）までの該当する期間中の日数（かかる日数は１年を各月30日とする12ヶ月からなる360日として計算され、１ヶ月に満たない月については経過した日数により計算される。）を360で除した値をいう。

(b) 利息の発生

各本社債（各本社債の一部償還の場合には、償還される部分のみ）の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、元金の支払が不当に留保又は拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(ⅰ)当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額が当該本社債の所持人により、若しくは当該所持人のために受領された日又は(ⅱ)代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して当該受領の日までに支払われるべき金額の全額を受領した旨を当該本社債の所持人に対して（下記「９ 通知」に従い若しくは個別に）通知した日のうちいずれか早く到来する日まで、その時点で適用のある利率による利息が付されるものとする。

2　償還及び買入れ

(a) 満期償還

米ドル建社債

下記の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、TMFにより、2031年10月15日（以下「満期日」という。）に米ドルにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で償還されるものとする。

豪ドル建社債

下記の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、TMFにより、2031年10月15日（以下「満期日」という。）に豪ドルにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で償還されるものとする。

ニュージーランドドル建社債

下記の規定に従い期限前に償還又は買入消却されない限り、各本社債は、TMFにより、2031年10月15日（以下「満期日」という。）にニュージーランドドルにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で償還されるものとする。

(b) 税制変更による繰上償還

TMFが、オランダ（若しくは同国の若しくは同国内の徴税権を有する下部行政主体若しくはいかなる当局）の法律（若しくはかかる法律に基づき制定された規則若しくは通達）の改正若しくは変更、又はかかる法律、規則若しくは通達の適用若しくは公的解釈の変更（ただし、いずれの場合も、本社債の発行日以後に施行された改正又は変更に限る。）の結果、本社債に関する次回の支払に際して、下記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税　税制上の理由による追加額の支払」に定める追加額を支払う必要があるとTMFが判断した場合には、TMFはいつでも本社債の全部（一部は不可）をその額面金額（以下「期限前償還価格」という。）に、（必要があれば）本号に基づく償還のための期日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して償還することができる。

本社債を償還する場合には、本号に基づく償還のための期日に先立つ30日ないし60日の期間中に、下記「９ 通知」に従って、少なくとも１回償還通知を行うものとする。ただし、かかる変更又は改正の施行期日の90日前の日より前に当該償還通知を行わないこと、及びかかる償還通知の時に当該追加額の支払義務が有効に存続していることを条件とする。当該償還期日に償還資金が提供された場合には、当該本社債には当該償還期日以降利息は付されず、当該本社債及び利札の所持人は、期限前償還価格及び（必要があれば）当該償還期日（当日を含まない。）までに発生した未払利息の全額を受領する権利のみを有する。

本号及び下記「６ 債務不履行事由」に別段の定めがある場合を除き、本社債を満期日より前に償還することはできない。

(c) 買入れ

TMFは、市場その他において、いかなる価格ででも、随時本社債を（ただし、本社債が最終券面である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来のすべての利札とともに）買入れることができる。買入れが入札によってなされる場合には、本社債のすべての所持人に対し平等に買入れの申込みを行わなければならない。当該本社債は、TMFの選択により、(ⅰ)転売され、再発行され、若しくは（その後の転売若しくは再発行のために）TMFにより保持されるか、又は(ⅱ)消却のために支払代理人（下記「12 その他 (3) 代理契約」に定義する。）に引渡されるものとする。支払代理人に引渡された本社債又は利札を転売又は再発行してはならない。

(d) 消却

償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていた又は当該本社債とともに引渡された支払期日未到来のすべての利札とともに、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債及び上記(c)に基づき買入れ及び消却された本社債は、（本社債が最終券面である場合は、当該本社債とともに消却された支払期日未到来のすべての利札とともに）代理人に引渡されるものとし、再発行又は転売することはできない。本社債が、当該本社債に付されていた支払期日未到来のすべての利札を伴わずに買入れ及び消却された場合、TMFは、下記「3 支払」に従い、当該本社債が当該利札に関連する期間未償還であったのと同様に、かかる欠缺利札に関して支払を行うものとする。

3 支払

(a) 支払方法

米ドル建社債

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）、下記(c)に定める場合を除き、支払受領者が指定するアメリカ合衆国外における米ドル建口座への入金又は送金により行われるものとする。

下記(c)に定める場合を除き、小切手はTMFの職員若しくは代理の者、代理人又は支払代理人によってアメリカ合衆国若しくはその属領内の住所において引渡されてはならず、また金員はこれらの者によってアメリカ合衆国又はその属領内の銀行にある口座に振込まれてはならない。一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令、財政当局その他の当局の税務に関する行政慣行及び手続、マネーロンダリング防止策並びに（元金、償還額、利息又はその他を問わず）本社債に関して支払われるべき金額に適用される可能性のあるその他の要件に服するが、下記「8 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」の規定の適用を妨げない。しかし、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）の第1471条から第1474条、これらに関して公布された規則、その他の指針若しくはそれらの公的解釈（第1471条(b)項に記載された契約に基づく場合を含む。）、又はこれらに対して代替的アプローチを導入する政府間契約若しくはこれらに関連して導入する法律に基づき源泉徴収が要求される場合、TMFはかかる源泉徴収について下記「8 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」に基づく追加額を支払う義務を負わない。

豪ドル建社債

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）、支払受領者がシドニーに所在する銀行に有する豪ドル建口座への入金若しくは送金、又は支払受領者の選択により、シドニーに所在する銀行を支払場所とする豪ドル建小切手により行われるものとする。

下記(c)に定める場合を除き、小切手はTMFの職員若しくは代理の者、代理人又は支払代理人によってアメリカ合衆国若しくはその属領内の住所において引渡されてはならず、また金員はこれらの者によってアメリカ合衆国又はその属領内の銀行にある口座に振込まれてはならない。一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令、財政当局その他の当局の税務に関する行政慣行及び手続、マネーロンダリング防止策並びに（元金、償還額、利息又はその他を問わず）本社債に関して支払われるべき金額に適用される可能性のあるその他の要件に服するが、下記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」の規定の適用を妨げない。しかし、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）の第1471条から第1474条、これらに関して公布された規則、その他の指針若しくはそれらの公的解釈（第1471条(b)項に記載された契約に基づく場合を含む。）、又はこれらに対して代替的アプローチを導入する政府間契約若しくはこれらに関連して導入する法律に基づき源泉徴収が要求される場合、TMFはかかる源泉徴収について下記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」に基づく追加額を支払う義務を負わない。

ニュージーランドドル建社債

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）、支払受領者がオークランドに所在する銀行に有するニュージーランドドル建口座への入金若しくは送金、又は支払受領者の選択により、オークランドに所在する銀行を支払場所とするニュージーランドドル建小切手により行われるものとする。

下記(c)に定める場合を除き、小切手はTMFの職員若しくは代理の者、代理人又は支払代理人によってアメリカ合衆国若しくはその属領内の住所において引渡されてはならず、また金員はこれらの者によってアメリカ合衆国又はその属領内の銀行にある口座に振込まれてはならない。一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令、財政当局その他の当局の税務に関する行政慣行及び手続、マネーロンダリング防止策並びに（元金、償還額、利息又はその他を問わず）本社債に関して支払われるべき金額に適用される可能性のあるその他の要件に服するが、下記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」の規定の適用を妨げない。しかし、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）の第1471条から第1474条、これらに関して公布された規則、その他の指針若しくはそれらの公的解釈（第1471条(b)項に記載された契約に基づく場合を含む。）、又はこれらに対して代替的アプローチを導入する政府間契約若しくはこれらに関連して導入する法律に基づき源泉徴収が要求される場合、TMFはかかる源泉徴収について下記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」に基づく追加額を支払う義務を負わない。

(b) 本社債及び利札の呈示

米ドル建社債

本社債の最終券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終券面の呈示及び引渡し（一部支払の場合は裏書き）と引換えに、上記(a)に定める方法で米ドルによって行われ、最終券面に関する利息の支払は、（下記の制限の下で）利札の呈示及び引渡し（一部支払の場合は裏書き）と引換えに、上記(a)に定める方法で米ドルによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国（本号において、アメリカ合衆国（州及びコロンビア特別区並びにその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

豪ドル建社債

本社債の最終券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終券面の呈示及び引渡し（一部支払の場合は裏書き）と引換えに、上記(a)に定める方法で豪ドルによって行われ、最終券面に関する利息の支払は、（下記の制限の下で）利札の呈示及び引渡し（一部支払の場合は裏書き）と引換えに、上記(a)に定める方法で豪ドルによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国（本号において、アメリカ合衆国（州及びコロンビア特別区並びにその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

ニュージーランドドル建社債

本社債の最終券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終券面の呈示及び引渡し（一部支払の場合は裏書き）と引換えに、上記(a)に定める方法でニュージーランドドルによって行われ、最終券面に関する利息の支払は、（下記の制限の下で）利札の呈示及び引渡し（一部支払の場合は裏書き）と引換えに、上記(a)に定める方法でニュージーランドドルによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人の合衆国（本号において、アメリカ合衆国（州及びコロンビア特別区並びにその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

共通事項

最終券面の様式の本社債の場合、当該本社債は、償還期日に、それに付された支払期日未到来のすべての利札とともに支払のために呈示されなければならず、かかる呈示がなされない場合には、欠缺した支払期日未到来の利札について支払われるべき金額（一部支払の場合には、支払期日未到来の欠缺利札の総額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき総額に占める割合を乗じた額）が支払額から控除される。そのように控除された元金額は、（下記「10　消滅時効」に基づき当該利札が無効になっていると否とを問わず）当該元金額に係る関連日（下記「10　消滅時効」に定義する。）の後５年が経過するまでの間いつでも、又は（それより遅い場合は）、当該利札の支払期日が到来した日から５年が経過するまでの間いつでも、当該欠缺利札と引換えに上記の方法で支払われる。

本社債の最終券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日（当日を含む。）又は（場合により）本社債の発行日（当日を含む。）以降当該本社債について発生した未払利息（もしあれば）は、当該最終券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

大券により表章される本社債に関する元金及び利息（もしあれば）の支払は、以下に定める場合を除き、（下記の制限の下で）本社債の最終券面につき上記に定める方法又はその他の点については大券に定める方法（適用ある場合）により、当該大券の呈示又は（場合により）引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上に、又は（場合により）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）若しくはクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 大券

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、TMFは、当該大券の所持人に対し又は当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対し又は当該所持人の指図に従いTMFが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ支払を請求しなければならない。当該大券の所持人以外の者は、当該大券に関する支払についてTMFに対する請求権を有しない。

本社債の利息は、合衆国及びその属領外（合衆国財務省規則第1.163-5(c)(1)(ⅱ)(A)に定義される。）においてのみ支払われるものとする。支払受領者が合衆国財務省規則第1.163-5(c)(2)(v)(B)(1)又は(2)に記載されている場合を除き、本社債の利息は、支払受領者が合衆国内に有する口座には送金されないものとし、合衆国内の住所には送付されないものとする。

上記規定にかかわらず、下記の場合に限り、大券に関する元金及び利息の支払は、合衆国（本号において、アメリカ合衆国（州及びコロンビア特別区、その領域、その属領及びその管轄に服するその他の地域を含む。）を意味する。）内の支払代理人の所定の事務所において行われる。

(ⅰ)TMFが、合衆国外に所定の事務所を有する支払代理人を、当該支払代理人が本社債に関して支払われるべき金額の全額を合衆国外の所定の事務所において上記の方法により支払期日に支払うことができるであろうという合理的な予想の下に指名しており、

(ⅱ)本社債に関して支払われるべき金額の全額をかかる合衆国外の所定の事務所で支払うことが、違法であるか、又は外国為替規制若しくは利息の全額の支払若しくは受領に関するその他の類似の規制の適用により実質的に不可能であり、かつ、

(ⅲ)かかる支払が、合衆国法上、その時点において許容されており、かつ、（TMFの意見によれば）TMFにとって不利益な税務効果をもたらさないとき。

(d) 支払日

米ドル建社債

上記１(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日

まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、（下記「10　消滅時効」に従い）(ⅰ)商業銀行及び外国為替市場が、(A)当該呈示の場所（呈示が要求される場合）、(B)ロンドン及び(C)ニューヨークにおいて、支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日であって、かつ(ⅱ)TARGETシステムが営業を行っている日を意味する。

豪ドル建社債

上記１(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、（下記「10　消滅時効」に従い）(ⅰ)商業銀行及び外国為替市場が、(A)当該呈示の場所（呈示が要求される場合）、(B)ロンドン及び(C)シドニーにおいて、支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日であって、かつ(ⅱ)TARGETシステムが営業を行っている日を意味する。

ニュージーランドドル建社債

上記１(a)に従い、本社債又は利札に関する金員の支払期日が、支払日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該本社債又は利札の所持人は当該支払呈示の場所における翌支払日まで支払を受けることができず、かつ、かかる支払の繰延べに関して、追加利息その他の金員の支払を受けることができない。本号において、「支払日」とは、（下記「10　消滅時効」に従い）(ⅰ)商業銀行及び外国為替市場が、(A)当該呈示の場所（呈示が要求される場合）及び(B)ロンドンにおいて支払決済並びに一般業務（外国為替及び外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日であり、(ⅱ)ISDA定義集に定義されるニュージーランド営業日であって、かつ(ⅲ)TARGETシステムが営業を行っている日を意味する。

(e) 元金及び利息の解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、以下のものを含むものとみなす。

(ⅰ)下記「８　租税上の取扱い　(1)　オランダの租税　税制上の理由による追加額の支払」に基づき、又は下記「12　その他　(4)　交替」に従い元金への追加若しくはその代替として付与される約定に基づき、元金に関し支払われることのある追加額。

(ⅱ)本社債の満期償還価格。

(ⅲ)本社債の期限前償還価格。

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により（ただし、上記(ⅰ)に定めるものを除く。）、下記「８　租税上の取扱い　(1)　オランダの租税　税制上の理由による追加額の支払」に基づき、又は下記「12　その他　(4)　交替」に従い元金への追加若しくはその代替として付与される約定に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

4　本社債の地位及びクレジット・サポート・アグリーメント

本社債及び利札は、TMFの直接、無条件、非劣後かつ（下記「５　担保又は保証に関する事項」に従い）無担保の債務であり、本社債相互の間において同順位であり、（法律上優先権が認められる一定の債務を除き）TMFが随時負担する他の一切の無担保債務（劣後債務（もしあれば）を除く。）と同順位である。本社債及び利札は、トヨタ自動車とTFSとの間の2000年７月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）（以下「トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメント」という。）及びTFSとTMFとの間の2000年８月７日付のクレジット・サポート・アグリーメント（以下「個別クレジット・サポート・アグリーメント」といい、トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントと併せて「クレジット・サポート・アグリーメント」と総称する。）（両契約とも日本法を準拠法とする。）による利益を享受する。これらのクレジット・サポート・アグリーメントは、本社債についてのトヨタ自動車又はTFSによる直接又は間接の保証とみなされるものではない。トヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務及び個別クレジット・サポート・アグリーメントに基づくTFSの債務は、その直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務と同順位である。

5　担保又は保証に関する事項

TMFは、本社債が未償還（以下に定義する。）である限り、関連債権（以下に定義する。）の保有者の利益のために、TMFが負担若しくは明示的に保証し、又は補償を行っている関連債権を担保する目的で、その現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部について、抵当権、質権、先取特権、担保権その他の権利（以下、それぞれを「担保権」という。）（認可担保権（以下に定義する。）を除く。）を設定せず、かかる権利が発生することを容認しない。ただし、それと同時に本社債について、当該関連債権に関して付与され若しくは発生しているものと同じ担保を付す場合、又は本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により承認され、若しくは代理契約（下記「12　その他　(3)　代理契約」に定義する。）に定めるところに従って定足数が満たされた当該本社債の所持人の集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により承認された保証、補償その他の担保が付される場合を除く。なお、この約束は、合計でTMFの有形純資産（以下に定義する。）の20％を超えない未払関連債務を担保する担保権には適用されない。

本項、下記「６　債務不履行事由」及び下記「７　社債権者集会、変更及び権利放棄」において、本社債に関して「未償還」とは、下記のものを除く代理契約（下記「12　その他　(3)　代理契約」に定義する。）に基づき発行済みのすべての本社債をいう。

(a) 代理契約又は本社債に適用される要項（以下「要項」という。）に従って全額が償還された本社債。

(b) 要項に規定する償還期日が到来し、その償還資金（当該本社債に関して当該償還期日までに発生したすべての未払利息及び要項に従って当該償還期日後に支払われるべき一切の利息を含む。）が代理契約の規定に従って代理人に対し適正に支払われ（必要な場合には、本社債の所持人に対し下記「９　通知」に従って通知がなされる。）、当該社債の呈示により支払を受けることができる本社債。

(c) 下記「10　消滅時効」に基づき無効となった本社債。

(d)上記「２ 償還及び買入れ」に従って買入れその他の方法により取得され、消却された本社債、及び上記「２ 償還及び買入れ」に従い買入れその他の方法により取得され、その後の転売又は再発行のためにTMFによって現に所持されている本社債。

(e)下記「12 その他 (1) 代わり社債券及び代わり利札」に従って代わり券と引換えに提出された汚損又は毀損社債券。

(f)紛失、盗失又は破損した旨の申立てがなされ、下記「12 その他 (1) 代わり社債券及び代わり利札」に基づき代わり券が発行されている本社債（ただし、残存する本社債の金額を確定する意味においてのみであり、当該本社債のその他の地位には影響を及ぼさない。）。

(g)仮大券の要項に従い全額が恒久大券又は最終券面と適正に引換えられた仮大券、及び恒久大券の要項に従い全額が最終券面と適正に引換えられた恒久大券。

「社債の概要」において、

「有形純資産」とは、（適用ある準備金その他の適正な控除項目を控除後の）TMFの総資産額から一切ののれん、商標、トレードマーク、特許、未償却社債発行差金その他類似の無形資産を差引いた額をいう。かかるすべての項目は、欧州連合で採用され、オランダで実施される国際財務報告基準に従って作成されたTMFの直近の貸借対照表に記載されたものをいう。

「関連債権」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーその他の有価証券の形態をとり、又はこれらにより表章された債権のうち、最終償還期限が発行日から１年を超えるものであって、かつ１又は複数の証券取引所に上場されているものをいう。

「認可担保権」とは、(ⅰ)法令の適用又は相殺権に基づいて生じる担保権、(ⅱ)トヨタ自動車によりトヨタ自動車の子会社（以下に定義する。）のために付与された担保権（かかる受益者がトヨタ自動車の子会社である間に限る。）、又はトヨタ自動車の子会社により、別のトヨタ自動車の子会社のために付与された担保権（かかる受益者がトヨタ自動車の子会社である間に限る。）、及び(ⅲ)リミテッド・リコース・ファイナンス、証券化、又はこれらに類する取引（関連する担保権により担保されている債務に関する支払義務が、当該担保権が付された資産（債権を含むが、これに限定されない。）から生じる収益により満足されるもの）に関連して、又はこれらに基づいて発生した担保権をいう。

「トヨタ自動車の子会社」とは、国際会計基準審議会が公表している国際財務報告基準に従って連結されているトヨタ自動車の子会社をいう。

６ 債務不履行事由

(a) 以下に掲げる事由（以下、下記(ⅰ)から(ⅳ)までのそれぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生した場合、本社債の所持人は、その選択により、TMF及び代理人宛てに書面で通知することにより、当該本社債の元金及びその未払経過利息（もしあれば）が期限の利益を喪失し直ちに支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債の元金及びその未払経過利息（もしあれば）は、かかる書面による通知の受領日までにかかる不履行の全部がTMF（又はクレジット・サポート・アグリーメントに基づき、トヨタ自動車又はTFS）により治癒されない限り、期限の利益を喪失し直ちに支払われるべきものとなる。

(ⅰ)TMFにより、いずれかの本社債の元金又は利息がその支払期日に支払われず、かかる不履行が支払期日後14日間継続した場合。

(ⅱ)TMFが履行又は遵守すべきである要項に基づく約束、条件若しくは条項、又は代理契約に基づく本社債の所持人の利益のための約束、条件若しくは条項（本社債の元金及び利息の支払に関する条項を除く。）に関する履行又は遵守を怠り、かつ、適用ある猶予期間が満了した時点で、当該約束、条件又は条項が、当該時点で本社債の未償還額面総額の25％以上を保有する本社債の所持人からTMF及び代理人に宛てて当該約束、条件又は条項の履行又は遵守を要求する書面による通知が最初になされた日後、60日間履行又は遵守されなかった場合。

(ⅲ)管轄権を有する裁判所が、(a)適用ある破産法、支払不能法その他類似の法律に基づく強制手続において、TMFに関する救済命令若しくは決定を下し、かつ、かかる命令若しくは決定が停止されることなく60日間継続した場合、(b)TMFが支払不能にあると判断し、若しくはTMFの会社更生、整理、調整若しくは和解の申立てを認める命令若しくは決定を下し、かつ、かかる命令若しくは決定が停止されることなく60日間継続した場合、又は(c)TMF若しくはその財産の重要な部分について管理人、管財人、清算人、譲受人、受託者その他類似の公職者を選任する、最終的かつ抗告不能の命令を下し、若しくはTMFの解散若しくは清算を命じた場合。ただし、(a)、(b)又は(c)のいずれの場合も、新設合併、吸収合併、再建若しくは組織再編の目的によるもの、又はこれらに伴うものであって、存続会社が本社債に基づくTMFのすべての債務を有効に引受ける場合、又は当該時点における本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約の定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した当該時点における本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、事前にその条件が承認されている場合を除く。

(ⅳ)TMFが適用ある破産法、支払不能法その他類似の法律に基づく任意手続を開始した場合、TMFがこれらの法律に基づく強制手続における救済の決定若しくは命令に同意した場合、TMFがTMFの管理人、管財人、清算人、譲受人、受託者その他類似の公職者の選任若しくはこれらの者によるTMFの財産の重要な部分の占有に同意した場合、若しくはTMFが債権者のために一般的譲渡を行った場合、TMFが包括的にその支払債務を支払期日に履行できなくなった場合、又は上記いずれかの行為を遂行するためにTMFがコーポレートアクションをとった場合（いずれの場合も、上記(ⅲ)に記載の新設合併、吸収合併、再建又は組織再編の目的によるものを除く。）。

本社債に関して上記期限の利益喪失宣言がなされた後、いずれかの本社債に関する金銭の支払を命じる判決又は決定が本社債の所持人により取得される前には、当該時点における本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約に定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した本社債の所持人が保有する当該時点における本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、かかる宣言及びその効果を撤回し、これを取消すことができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(1) TMFが、(A)支払の遅滞している本社債の利息の全額及び(B)上記の期限の利益喪失以外の理由により支払われるべき本社債の元金の支払に足りる金額を支払ったか、又は代理人に預託し、かつ

(2) 上記の期限の利益喪失宣言のみによって支払われるべきものとなった本社債の元金の不払以外の本社債に関するすべての債務不履行事由が(ⅰ)治癒されたか又は(ⅱ)下記(b)に定めるところに従い権利放棄されたこと。

かかる撤回は、その後の不履行又はそれにより生じる権利に影響を及ぼさない。

(b) 上記(a)(ⅰ)記載の事由以外のTMFによる債務不履行事由又は未償還の本社債全部の所持人の書面による同意がなければ改定若しくは変更できない上記(a)(ⅱ)記載の約束、条件又は条項の履行又は遵守をTMFが怠った場合以外のTMFによる債務不履行事由に関する本社債の所持人の権利は、当該時点における本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約に定めるところに従って定足数が満たされた社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した、当該時点における本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議により、これを放棄することができる。ただし、かかる決議は、当該時点における本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人により承認されなければならない。

7 社債権者集会、変更及び権利放棄

代理契約には、TMF、本社債の所持人及び利札の所持人の利益に影響を及ぼす事項（要項の変更又は権利放棄を含む。）を審議するための本社債及び利札の所持人の集会の開催（その全部又は一部を電子的な設備（ビデオ会議のプラットフォーム又は電話会議を含む。）により開催するものを含む。）に関する規定が含まれている。かかる規定はTMF、本社債の所持人及び利札の所持人に対し拘束力を有する。

TMF及び代理人は、(ⅰ)代理契約、本社債若しくは利札の規定の意味の不明確性を正すため、かかる規定の不備を是正、訂正若しくは補完するため、下記「12 その他 (2) 新設合併又は吸収合併」に定められた他の法人によるTMFの承継を証明するため、若しくは下記「12 その他 (4) 交替」に基づいてTMFの交替を定めるため、(ⅱ)本社債の追加発行のために必要又は妥当であり、かつ、未償還の本社債の所持人に重大な不利益を及ぼさない代理契約の条項の変更を行うため、又は(ⅲ)TMF及び代理人が必要若しくは妥当と判断し、本社債及び利札の所持人の利益に重大な悪影響を及ぼさない方法により、代理契約、本社債及び利札を本社債又は利札の所持人の同意を得ずに変更することができるものとする。また、TMF及び代理人は、当該時点における本社債の未償還額面総額の過半を保有する本社債の所持人の書面による同意により、又は代理契約の定めるところに従って定足数が満たされた、当該本社債の所持人の集会に自ら若しくは代理人により出席した当該時点における本社債の所持人が保有する本社債の未償還額面総額の過半をもって採択された決議（ただし、かかる決議は、当該時点における本社債の未償還額面総額の25%以上を保有する本社債の所持人により承認されなければならない。）により、代理契約に新たな規定を追加するため、代理契約の規定を方法のいかんを問わず変更し若しくは削除するため、又は本社債及び利札の所持人の権利を方法のいかんを問わず変更するため、代理契約又は要項及び利札を修正又は改定する契約を随時締結することができる。ただし、各本社債の所持人の同意又は賛成の議決権の行使を受けずに、かかる契約により、(ⅰ)本社債の元金若しくは利息の支払期日の変更、(ⅱ)本社債の元金若しくは利息の減額、(ⅲ)下記「8 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」に定めるTMFの追加額の支払義務の変更、(ⅳ)代理契約若しくは要項を変更若しくは改定するため、若しくは将来の遵守若しくは過去の債務不履行に関する権利を放棄するための所持人の同意に必要な未償還の本社債の額面総額に対する割合の減少、又は(ⅴ)決議が採択される本社債の所持人の集会において未償還の本社債の所持人の同意に必要な未償還の本社債の額面総額に対する割合の減少を行って

はならない。決議を採択するために招集された社債権者集会における定足数は、当該時点において本社債の未償還額面総額の過半を保有又は代表する２名以上の者とし、延会においては、当該時点において本社債の未償還額面総額の25%を保有又は代表する１名以上の者とする。上記の修正、改定又は権利放棄に対する同意に関して本社債の所持人又はこれを代理する者により交付された証書は、撤回することができず、最終的なものとして当該本社債の将来の所持人全員に対し拘束力を有する。代理契約又は要項及び利札に関する修正、改定又は権利放棄は、これに同意したか否か、集会に出席したか否か、また、当該修正、改定又は権利放棄に関する注記が本社債及び利札になされているか否かを問わず、最終的なものとして本社債及び利札の将来の所持人全員に対し拘束力を有する。本項における本社債の所持人の同意は、提案された変更に関する特定の文言に対する承認である必要はなく、その内容に対する承認をもって足りる。

代理契約、本社債又は利札の改定契約の締結後に認証され交付される本社債券には、代理契約の改定契約において定められた事項に関して代理人が承認する様式による注記を付すことができる。

TMFは、かかる改定契約に含まれた修正に合致させるために必要であると代理人及びTMFが判断した修正を加えた本社債の新たな社債券を作成することができ、かかる本社債券は、代理人がこれを認証した上で未償還の本社債の旧社債券と交換することができる。

８　租税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる租税上の取扱い及びリスク又は本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(1) オランダの租税

税制上の理由による追加額の支払

本社債に関する一切の元金及び利息は、オランダ若しくはその下部行政主体又はその域内の課税権を有する当局によって課され、又は徴収される、あらゆる性質の現在又は将来の公租公課のために源泉徴収又は控除がなされることなく支払われる。ただし、かかる源泉徴収又は控除が法律上必要な場合は、この限りでない。かかる場合、TMFは、本社債又は利札の所持人に対し、本社債の所持人又は利札の所持人がかかる源泉徴収又は控除後に受領する本社債の元金及び利息の受取額の純額を、かかる源泉徴収又は控除がなされなければ本社債又は利札について受領することができた金額と等しくするために必要となる追加的な額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、以下のいずれかに該当する場合、TMFは、本社債又は利札に関するかかる追加額を支払う義務を負わない。

（ⅰ）(a)支払呈示をした本社債の所持人又は利札の所持人が、TMF若しくは税務当局に対して非居住者である旨の宣言をなすことにより、若しくは支払について源泉徴収若しくは控除の免除若しくは税率の軽減を証明するその他の証拠を提出することにより、かかる源泉徴収若しくは控除の免除若しくは税率の軽減を受けることができる場合、又は(b)支払呈示をした本社債の所持人又は利札の所持人が、本社債若しくは利札の所有以外にオランダと何らかの関係を有していることにより、本社債若しくは利札に関する公租公課を支払う義務を負う場合。

（ⅱ）関連日（下記「10　消滅時効」に定義する。）の後30日を過ぎてなされた支払呈示又は支払要求の場合。ただし、かかる30日の期間の最終日が支払日（上記「３　支払　(d) 支払日」に定

義する。）であるとした場合に、かかる日に支払呈示又は支払要求がなされていれば、当該本社債の所持人又は利札の所持人が当該追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

（iii） かかる源泉徴収又は控除が、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）の第1471条から第1474条、これらに関して公布された規則、その他の指針若しくはそれらの公的解釈（第1471条(b)項に記載された契約に基づく場合を含む。）、又はこれらに対して代替的アプローチを導入する政府間契約若しくはこれらに関連して導入する法律に基づき必要な場合。

(2) 日本国の租税

日本国の居住者又は内国法人が支払を受ける本社債の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合の超過額及び本社債の譲渡による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となる。

9 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンにおいて刊行されている主要な英文の日刊新聞（フィナンシャル・タイムズが予定されている。）又は（それが不可能である場合は）TMFが代理人と協議の上決定する（英国において刊行されている）その他の英文の日刊新聞に公告されることにより有効に行われるものとする。そのように公告された通知は公告が掲載された日になされたものとみなされるが、２回以上掲載された場合には、最初の掲載日になされたものとみなされる。利札の所持人は、本項に従って本社債の所持人に対してなされた内容の通知を受けたものとみなされる。

本社債の最終券面が発行されるまでの間は、大券がすべてユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有されている限り、上記の新聞への掲載をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該通知の交付（ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグはこれを本社債の所持人に通達する。）に代えることができる。ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して交付された通知は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対して当該通知が交付された翌日に本社債の所持人に対してなされたものとみなされる。

本社債の所持人により行われる通知は、書面により、これに本社債券を添えて代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が大券により表章されている間は、本社債の所持人は、かかる通知を、代理人と（場合により）ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグがこのために承認した方法により、（場合により）ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグを通して代理人に対し行うことができる。

10 消滅時効

本社債及び利札は、それらに係る関連日（以下に定義する。）から５年以内に元金及び／又は利息に関する請求がなされない場合には無効となる。

TMFが本社債の元利金支払のために代理人に支払ったにもかかわらず、５年間請求されなかった金員は直ちにTMFに返還される。本社債及び利札が無効となった時に、それらに関するTMF及び代理人のすべての債務は消滅する。

本項において「関連日」とは、当該支払に関する最初の支払期日を指すが、支払われるべき金員の全額を代理人が当該支払期日までに適正に受領していない場合には、当該金員を受領し、またかかる旨の通知が上記「９ 通知」に従い適正に本社債の所持人に対してなされた日を指す。

11 準拠法、裁判管轄及び適用除外

代理契約、本社債及び利札並びに代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務は、英国法に準拠し、かつ、これに従って解釈される。

TMFは、本社債の所持人及び利札の所持人の独占的な利益のために、代理契約、本社債及び利札並びに代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務に関する一切の目的のために英国の裁判所の管轄に服することを取消不能の形で受諾しており、かつ、これに関し、トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）ピーエルシーを、TMFのための訴状送達代理人として選任する。TMFは、トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）ピーエルシーが、訴状送達代理人として行為することができなくなり、又は英国内での登録を有しなくなった場合には、その他の者を訴状送達代理人として選任することに合意する。上記にかかわらず、法律上許容される範囲で、TMFはさらに、代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる訴訟、法的措置又は法的手続（代理契約、本社債及び利札に起因して又はこれらに関連して生じる非契約的債務に関連する訴訟、法的措置又は法的手続を含む。）が、管轄権を有するその他の裁判所において提起されうることを、取消不能の形で受諾している。

本社債は、本社債の条項を実施するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、同法とは無関係に存在し又は行使可能な第三者の権利又は救済手段に影響を及ぼすものではない。

12 その他

(1) 代わり社債券及び代わり利札

本社債券又は利札が紛失、盗失、汚損、毀損又は滅失した場合には、適用ある一切の法令に従い、ロンドンにおける代理人の所定の事務所（又は本社債の所持人に通知される合衆国外のその他の場所）において、代わり券を発行することができる。かかる代わり券の発行は、これに関してTMF及び代理人が負担する経費及び費用を代わり券の請求者が支払ったときに、TMF及び代理人が要求する証拠、補償、担保その他を条件として行われる。汚損又は毀損した本社債券又は利札は、代わり社債券又は代わり利札が発行される前に提出されるものとする。

(2) 新設合併又は吸収合併

TMFは、他の法人と新設合併し、TMFの資産の全部若しくは実質上全部を一体として他の法人に売却、賃貸若しくは譲渡し、又は他の法人と吸収合併する／他の法人に吸収合併されることができる。ただし、いずれの場合も、(ｉ)TMFが存続法人であるか、又は承継法人がオランダ若しくはその地方、領域、州若しくは下部行政主体の法律に基づき設立され存続する法人であり、かつ、当該承継法人が、当該承継法人、TMF及び代理人により締結された代理契約の改定契約によって、すべての本社債及び利札の元金及び利息（上記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制

上の理由による追加額の支払」に定める追加額を含む。）の適正かつ適時の支払並びにTMFが履行すべき本社債上の一切の約束及び条件の適正かつ適時の履行及び遵守を明文をもって引受けるものとし、さらに(ⅱ)かかる取引の効力発生直後に上記「６ 債務不履行事由」に定める債務不履行事由、及び通知若しくは時間の経過又はその双方によりかかる債務不履行事由となる事態が発生し継続していてはならない。かかる新設合併、吸収合併、売却、賃貸又は譲渡の場合には、承継法人が上記の債務を引受けたときに、承継法人は、当該法人が要項においてTMFとして指名されているのと同様の効果をもって、TMFを承継してその地位につき、（賃貸の方法による譲渡の場合を除き）被承継法人は本社債及び代理契約に基づく債務を免れる。

(3) 代理契約

本社債は、発行会社としてのTMF、トヨタ クレジット カナダ インク（以下「TCCI」という。）、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド（以下「TFA」という。）及びトヨタ モーター クレジット コーポレーション（以下「TMCC」という。）並びに発行代理人兼主支払代理人兼計算代理人として、そのロンドン支店を通じて職務を行うザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（以下「代理人」（承継者たる代理人を含む。）及び「支払代理人」（追加の又は承継者たる支払代理人を含む。）という。）の間の2026年９月11日付の現行の改定代理契約（以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受して発行される。

(4) 交替

TMF（本項において前任の交替発行会社（以下に定義する。）を含む。）は、本社債の所持人及び利札の所持人の同意なしに、本社債、関連する利札及び代理契約の主たる債務者としてのTMFに代わり、トヨタ自動車又はトヨタ自動車の子会社（TFSを含む。）（以下「交替発行会社」という。）と交替することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(a) TMFに代わりトヨタ自動車の子会社（TFS、TCCI、TFA又はTMCCを除く。）が交替する場合のうち、TFSの子会社と交替する場合は、かかる子会社とTFSの間で個別クレジット・サポート・アグリーメントの条件に準じたクレジット・サポート・アグリーメントが締結され、かつトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントが同様の条件で適用されていること、また、トヨタ自動車の子会社（TFSの子会社を除く。）と交替する場合は、かかる子会社とトヨタ自動車の間でトヨタ自動車クレジット・サポート・アグリーメントの条件に準じたクレジット・サポート・アグリーメントが締結されていること。

(b) 交替発行会社及びTMFは、交替が完全な効力を有するために必要な代理契約に定める捺印証書（及びその他の書類（もしあれば））（以下「交替書類」という。）を作成するものとし、当該書類のもとで、（上記の一般性を制限することなく）、(ⅰ)交替発行会社は、TMFに代わり、本社債及び利札並びに代理契約の主たる債務者として、本社債及び利札並びに代理契約にTMFに代わりその名称が記載されていたかのように、本社債の所持人及び利札の所持人のために、要項及び利札並びに代理契約の規定に従うことを約束し、(ⅱ)TMFは、本社債及び利札並びに代理契約について主たる債務者としての義務を免除されること。

(c) 上記(b)の一般性を害することなく、交替発行会社が、TMFが服する課税管轄であるオランダと異なるか、又は追加的な課税管轄に一般的に服することとなる場合、交替発行会社は、交替書類において、上記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」に相当する表現で、TMFの課税管轄であるオランダに関する内容について、これを交替発行会社が服することとなる課税管轄又は追加的に服することとなる課税管轄に関する内容に置換え又はこれに追加することを約束又は誓約し、その場合、交替が効力を生じる時に上記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」はこれに従って修正されたものとみなされること。

(d) 交替書類には、(ⅰ)交替発行会社及びTMFが、かかる交替に必要な一切の政府及び規制当局による許可及び同意を取得しており、交替発行会社が、交替書類に基づく義務の履行に必要な一切の政府及び規制当局による許可及び同意を取得しており、かかる許可及び同意がすべて完全に有効であること、(ⅱ)本社債及び利札並びに代理契約について交替発行会社が負う義務は、いずれもそれぞれの条件に従って有効かつ拘束力を有し、本社債の所持人により強制執行可能であること、並びに(ⅲ)交替発行会社が支払能力を有することの保証及び表明が記載されること。

(e) TMFが全国的に認知された調査格付機関より取得し、本社債に適用された格付は、かかる交替により引下げられることはないこと。

(f) 交替発行会社が英国で設立された会社ではない場合、交替発行会社は、本社債及び利札並びに代理契約により又はこれらに関連して生じる訴訟又は法的手続に関して、交替発行会社に代わり訴状を受領する英国の代理人をその送達受領代理人として任命していること。

(g) TMFに代わりTCCI又はトヨタ自動車のカナダ子会社（以下「カナダ交替子会社」という。）が交替する場合、当該交替発行会社により源泉徴収税又は他の税金は支払われず、又は控除することを要求されないこと。ただし、(ⅰ)TCCI若しくはカナダ交替子会社（適用ある場合）との間で独立当事者間の取引（所得税法（カナダ）に定義される。）を行っていない当該本社債若しくは利札の所持人に関する場合、(ⅱ)TCCI若しくはカナダ交替子会社（適用ある場合）の「指定事業体」（所得税法（カナダ）の第18.4(1)項に定義される。）である場合、又は(ⅲ)所得税法（カナダ）における過少資本税制の目的上、TCCI若しくはカナダ交替子会社（適用ある場合）の「指定株主」であるか、若しくは「指定株主」である者との間で独立当事者間の取引を行っていない当該本社債若しくは利札の所持人に関する場合はこの限りではない。

(h) 交替発行会社が選任した定評ある法律顧問により、代理人に対して、(ⅰ)（必要に応じて）交替発行会社が設立された法域、オランダ及び英国において、交替が効力を生じた場合、交替書類が、交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、本社債及び利札並びに代理契約が交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、その条件に従って強制執行可能であることを確認する旨の法律意見書、及び(ⅱ)日本及び交替発行会社が設立された法域において、上記(a)に基づきクレジット・サポート・アグリーメントが締結される場合には、当該クレジット・サポート・アグリーメントがトヨタ自動車、TFS及び交替発行会社の法的に有効かつ拘束力ある義務を構成し、その条件に従って強制執行可能であることを確認する旨の法律意見書が提出されていること（かかる法律意見書は、代理人からその写しを入

手することが可能なものであり、かつ、いずれの場合も、交替予定日前３日以内の日付のものとする。）。

(i) 交替に関連して、交替発行会社及びTMFは、それらが特定の領域に所在若しくは居住し、特定の領域と関係を有し又は特定の領域の法域に服していることによる、各本社債の所持人に対するかかる交替の影響については考慮しないこと、また、いかなる者も、かかる交替によるその者への税務効果について、上記「８ 租税上の取扱い (1) オランダの租税 税制上の理由による追加額の支払」に規定されるもの及び／又は上記(c)に従って追加的に若しくは置換えて交替書類において約束されたものを除き、交替発行会社、TMF、代理人又はその他の者に対して、いかなる補償又は支払も要求してはならないこと。

上記(b)に定める交替書類が作成された場合、(ⅰ)交替発行会社は、TMFに代わり、主たる債務者として本社債及び利札並びに代理契約にその名称が記載される発行会社となり、これにより、本社債及び利札並びに代理契約は、主たる債務者としての交替発行会社による交替が効力を有するよう修正されたものとみなされ、(ⅱ)TMFは、上記のとおり、本社債及び利札並びに代理契約について主たる債務者としての一切の義務を免除される。交替発行会社がTMFと交替した時以降、(A)TMFは、本社債及び利札について、本社債の所持人及び利札の所持人に対して一切の義務を負わず、(B)交替発行会社は、（上記(c)に従って）本社債及び利札についてTMFが有していた権利を有し、(C)交替発行会社は、本社債及び利札についてTMFが本社債の所持人及び利札の所持人に対して負っていた義務を引き継ぐこととなる。

本社債が未償還である限り、かつ本社債、利札、代理契約又は交替書類に関して本社債の所持人又は利札の所持人により交替発行会社又はTMFに対してなされた請求について最終判決、示談又は免責がなされていない限り、交替書類は、代理人に預託され、代理人により保管される。交替発行会社及びTMFは、交替書類において、各本社債の所持人が、本社債、利札、代理契約又は交替書類を執行するために交替書類の呈示を受ける権利を認めるものとする。

本項に基づく交替が効力を生じた後14日以内に、TMFは、かかる交替について、上記「９ 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。

(5) 様式、額面及び所有権

米ドル建社債

本社債は無記名式で発行され、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、米ドル建で、各社債券の額面金額は1,000米ドルである。最終券面の様式の無記名式本社債は、利札付で発行される。

豪ドル建社債

本社債は無記名式で発行され、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、豪ドル建で、各社債券の額面金額は1,000豪ドルである。最終券面の様式の無記名式本社債は、利札付で発行される。

ニュージーランドドル建社債

本社債は無記名式で発行され、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、ニュージーランドドル建で、各社債券の額面金額は1,000ニュージーランドドルである。最終券面の様式の無記名式本社債は、利札付で発行される。

共通事項

以下に記載される条件に従って、本社債及び利札の所有権は交付により移転する。各利札の所持人は、当該利札が社債券に添付されているか否かを問わず、利札の所持人という資格に基づき、本社債に含まれている当該利札に関係する一切の規定の適用を受け、これに拘束される。以下に記載される条件に従って、TMF及び支払代理人は、（満期が到来しているか否かを問わず、また、本社債若しくは利札の所有に係る注記、券面上の記載又は本社債若しくは利札の以前の紛失若しくは盗失の注記を含む、それに反する内容の通知にかかわらず）本社債又は利札の持参人をその完全な権利者としてみなして取扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

本社債が大券により表章されている限り、当該時点においてユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関の名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関に口座を保有している決済機関（ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグを含む。）を除く。この場合、いずれかの者の口座に貸記されている本社債の額面金額に関してユーロクリア若しくはクリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の合意された決済機関が発行した証明書その他の書類は、明白な誤り又は立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的でかつ拘束力を有する。）は、TMF、代理人及びその他の支払代理人によりすべての点（本社債の元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、大券の所持人が、TMF、代理人及びその他の支払代理人により当該本社債の所持人として取扱われるものとし、「本社債の所持人」及びこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取扱われる。大券により表章される本社債は、その時点におけるユーロクリア又は（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグの規則及び手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

本社債は、当初仮大券の形態で発行され、当該仮大券は当初発行日までにユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの共通預託機関に利札を付さずに引渡される。本社債が仮大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する元金及び利息（もしあれば）の支払は、ユーロクリア又はクリアストリーム・ルクセンブルグに対して合衆国財務省規則により定められた非合衆国実質所有が証明された場合に限り、仮大券の呈示と引換えに行われる。本社債の売出し完了後40日目の日（以下「交換日」という。）以後、仮大券の持分は、仮大券の条項に従って合衆国財務省規則により定められた非合衆国実質所有の証明書と引換えに（手数料なしで）利札を付さない恒久大券の持分と交換される。仮大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮大券の恒久大券の持分との交換が不当に留保又は拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息又は元金の支払を受ける権利を有しない。恒久大券は、（ⅰ）TMFが要求したとき、及び／又は(ⅱ) 交換事由が発生したとき、その全部（一部は不可）をセキュリティー印刷された利札付の最終券面と（手数料なしで）交換される。

「交換事由」とは、(ⅰ)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ⅱ)ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの双方又は恒久大券を保有しているその他の合意された決済機関が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久

的に業務を停止する意向を表明し、若しくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をTMFが受け、その結果ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの双方又は恒久大券を保有しているその他の合意された当該決済機関が本社債に関するそれらの職務を適切に遂行する意思を有しなくなったか又はその能力を失い、かつ、代理人及びTMFが適格な後継者をみつけることができないとき、又は(iii)本社債の発行後の税法の変更により恒久大券により表章されている本社債が最終券面様式であったならば課されなかったであろう不利益な税務効果にTMFが服することとなり、又は服することが見込まれるときをいう。

TMFは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は恒久大券を保有しているその他の合意された決済機関は、代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記(iii)に規定される交換事由が発生した場合には、TMFも代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての大券、最終券面及び利札に記載される。

「本証券を保有する米国人（合衆国内国歳入法に定義される。）は、内国歳入法第165(j)条及び第1287(a)条に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、米国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、本社債又は利札に関する損失を税務上控除することができず、また、本社債又は利札に係る売却、処分又は元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

(6) 代理人及び支払代理人

代理人及びその当初の所定の事務所は、以下のとおりである。

代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（そのロンドン支店を通じて）

(The Bank of New York Mellon, acting through its London branch)

英国　ロンドン　EC4V　4LA　160　クイーン・ビクトリア・ストリート

(160 Queen Victoria Street, London EC4V 4LA, United Kingdom)

代理人及びその他の支払代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、TMFの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人又は利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人又は利札の所持人と代理又は信託の関係を有しない。TMFは、代理契約に基づきTMFに課された義務を履行し遵守すること、並びに代理契約に基づき代理人及びその他の支払代理人に課された義務をそれぞれ履行し遵守させるために合理的な努力を尽くすことに合意する。代理契約は、一定の事情の下での代理人及びその他の支払代理人に対する補償及びそれらの責任免除のための規定を含んでおり、また、代理人及びその他の支払代理人がTMFとの間で営業上の取引を行うことができ、かかる取引から生じた利益を本社債の所持人又は利札の所持人に帰属させる義務を負わない旨の規定を含んでいる。

TMFは、代理人を常置することを条件に、代理契約の条項に基づき指名した支払代理人の指名を変更若しくは終了させる権利及び／又は追加の若しくはその他の支払代理人を指名する権利及び／又は支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

TMFは、また、上記「３ 支払　(c) 大券」の最終段落に記載された事情が生じた場合に限り、合衆国に所定の事務所を有する支払代理人を直ちに指名する。かかる指名の変更若しくは終了、新たな指名又は所定の事務所の変更は、上記「９ 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上45日以内の事前の通知がなされた後にのみ（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

代理契約には、支払代理人が合併若しくは転換される法人又はその資産の全部若しくは実質上全部を譲渡する法人が、支払代理人の承継者となることを認める条項が含まれている。

(7) 追加発行

TMFは、本社債又は利札の所持人の同意を得ることなく、すべての点（又は発行日、初回の利払日及び利息額、及び／又は発行価格を除くすべての点）において本社債と同順位の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができ、要項中の「本社債」はこれに従って解釈される。

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞

第１ 【募集要項】

該当事項なし

第２ 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

１ 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

２ 【売出しの条件】

未定

第二部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2026年３月期） 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
2026年７月27日、関東財務局長に提出
事業年度（2027年３月期） 自 2026年４月１日 至 2027年３月31日
2027年９月30日までに、関東財務局長に提出予定

２ 【半期報告書】

2026年９月中間期 自 2026年４月１日 至 2026年９月30日
2027年１月４日までに、関東財務局長に提出予定

３ 【臨時報告書】

該当事項なし

４ 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

５ 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

６ 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

７ 【訂正報告書】

該当事項なし

第２ 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日（2026年９月29日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本訂正発行登録書提出日現在、当該事項に係るTMFの判断に変更はない。TMFは、実際の結果又は将来の見通しに関する記載に影響を与える要因の変更を反映させるために、将来の見通しに関する記載を更新する予定はない。

第３ 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部 【保証会社等の情報】

＜トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 米ドル建社債、
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 豪ドル建社債及び
トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2031年10月満期 ニュージーランドドル建社債
に関する情報＞

第１ 【保証会社情報】

該当事項なし

第２ 【保証会社以外の会社の情報】

１ 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

本社債に関して保証は付されない。しかし、本社債及び利札の所持人は、トヨタ自動車とTFSとの間の2000年７月14日付のクレジット・サポート・アグリーメント（その後の追補を含む。）及び2000年８月７日付のTFSとTMFとの間のクレジット・サポート・アグリーメント（両契約とも日本法に準拠する。）による利益を享受することができる。クレジット・サポート・アグリーメントによる利益を享受する本社債の所持人は、当該所持人が、クレジット・サポート・アグリーメントに基づき付与された権利を行使することを明示した書面を請求書に添えて提出することにより、TFS及び／又はトヨタ自動車（場合により）に対してクレジット・サポート・アグリーメントに基づくそれぞれの義務の履行を直接請求する権利を有する。TFS及び／又はトヨタ自動車がそのような請求を本社債のいずれかの所持人から受領した場合には、TFS及び／又はトヨタ自動車は、当該所持人に対し、TFS及び／又はトヨタ自動車がクレジット・サポート・アグリーメントに基づく自己の義務の履行を怠ったために生じた損失又は損害を（当該所持人がいかなる行為又は手続をとることも要さず）直ちに補償する。請求を行った本社債の所持人は、直接TFS及び／又はトヨタ自動車に対して補償債務の強制執行を行うこともできる。クレジット・サポート・アグリーメントに基づくトヨタ自動車の債務は、その直接、無条件、非劣後かつ無担保の債務と同順位である。

各クレジット・サポート・アグリーメント及び（TFSとTMFとの間のクレジット・サポート・アグリーメントの場合は）その和訳文は、以下に記載のとおりである。

［トヨタ自動車とTFSとの間のクレジット・サポート・アグリーメント］

クレジット・サポート・アグリーメント

本クレジット・サポート・アグリーメント(以下、「本契約」という。)は、2000年７月14日に、

(1) 日本国愛知県豊田市トヨタ町１番地を本店所在地とする、トヨタ自動車株式会社(以下、「TMC」という。)、および、
(2) 日本国愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号を本店所在地とする、トヨタファイナンシャルサービス株式会社(以下、「TFS」という。)

との間で締結された。

ここに、以下のとおり合意する。

１．TMCは、TFSの発行済株式のすべてを直接または間接に所有するものとし、TFSのボンド、ディベンチャー、ノートおよびその他の投資有価証券ならびにコマーシャルペーパー(以下「本証券」といい、３条で使用される場合を除き、TFSが保証またはクレジット・サポート債務を負っているTFSの子会社または関連会社によって発行される有価証券を含むものとする。)が残存する限り、かかる株式に直接もしくは間接に質権を設定し、またはいかなる担保の設定その他の処分をしないものとする。ただし、TMCの法律顧問の見解により有効に争うことができないと見込まれる裁判所の判決または当局の命令に従って、かかる株式の一部または全部の処分が要求される場合はこの限りではない。

２．TMCは、本証券が残存している限り、TFSおよびTFSの子会社(もしあれば)をして、日本で一般に認められた会計原則に従って計算されたTFSの直近の監査済年次連結貸借対照表における連結tangible net worthを、1,000万円以上に維持せしめるものとする。tangible net worthとは、資本金、資本剰余金および利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。

３．TFSは、期限が現在到来しまたはやがて到来する本証券についての支払債務または保証およびクレジット・サポート契約に基づく債務を履行するに足りる現金またはその他の流動資産を有さず、かつ、TMC以外の貸主からの信用供与に基づく未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくTMCにかかる不足を通知するものとし、TMCはTFSに対し、当該債務についての期限の到来する前に、その期限の到来したときにTFSがかかる支払債務を完済することを可能とするに足りる資金を提供するものとする。TFSは、TMCより提供されたかかる資金を、期限が到来した場合の当該支払債務の支払にのみ使用するものとする。

４．本契約、ならびに本契約のいかなる内容およびTMCが本契約に従ってなしたいかなる行為も、TMCによる本証券に対する直接または間接の保証とみなされることはないものとする。

５．本契約は、TMCおよびTFS間の書面による合意によってのみ変更または修正されるものとするが、本証券の保有者が７条に基づきTMCに対して請求をした場合においては、すべての変更または修正はかかる保有者の同意を得なければならない。かかる変更または修正のいかなるものも、当該変更または修正当時に残存した本証券のいかなる保有者に対しても何らの悪影響も及ぼさないものとする。TMCまたはTFSは、かかる提案された変更または修正の30日前に、相手方に対し書面による通知をなすものとし、TFSまたはTMCの請求によりTFSまたは本証券に対する格付をした各調査格付機関(以下、「格付機関」という。)にその写しを送付するものとする。

６．TMCまたはTFSは、相手方に対する30日の書面による通知(各格付機関に写しを送付するものとする。)により、本契約を解除することができる。ただし、解除の効果は、(ｉ)かかる解除の通知のなされた日以前から存するすべての本証券が弁済され、または(ii)各格付機関がTFSに対し、当該解除によってもかかる全ての本証券の格付が影響を受けないことを確認するまで、その効力を生じないものとする。

７．本契約は、本証券の保有者の利益のために締結されるものであり、かかる保有者はTMCによる本契約の条項の遵守に依拠することができるものとする。TMCおよびTFSは、ここに、本証券の保有者は、TMCに対し、直接本契約に基づく義務の履行を請求する権利を有する旨合意する。かかる請求は、当該保有者が、本契約に基づく権利を行使することを明示した書面によりなされるものとする。TMCが、本証券の保有者のいずれかからかかる請求を受領した場合は、TMCは、いかなる行為または様式も踏襲することなしに、当該保有者がTMCの本契約に基づく義務の不履行によりまたはその結果として被った全ての損失または損害について、当該保有者に対し補償するものとする。かかる請求をした本証券の保有者は、直接TMCに対しかかる損害補償請求権の執行をすることができるものとする。その保有者の利益のためにtrusteeが選任されている本証券については、trusteeは、本証券の保有者の利益のために、直接TMCに対し上記請求をすることができ、場合により、かかる保有者のためにTMCに対し損害補償請求権を執行することができるものとする。ただし、trusteeがTMCに対し直接権利行使すべき場合において、かかる本証券の保有者の権利を保護するための合理的期間内にtrusteeが権利行使を行わず、かかる不行使が継続するときは、かかる本証券の保有者は本条に基づき認められる行為をなすことができる。

８．本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。TMCおよびTFSは、ここに、本契約より生ずるいかなる訴えまたは手続きに関しても、東京地方裁判所の管轄に取消不能の形式により服する。

上記の証として、本契約の当事者は、頭書記載の年月日に、適正に授権された役員に本契約に署名および交付せしめた。

トヨタ自動車株式会社
代表取締役
張　　富士夫　　㊞

トヨタファイナンシャルサービス株式会社
代表取締役
尾　﨑　英　外　　㊞

[TFSとTMFとの間のクレジット・サポート・アグリーメント]

(訳文)

クレジット・サポート・アグリーメント

本クレジット・サポート・アグリーメント（以下、「本契約」という。）は、2000年８月７日に、

(1) 日本国愛知県名古屋市東区泉一丁目23番22号を本店所在地とする、トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、「TFS」という。）と
(2) オランダ王国 1083 HJ アムステルダム市 デ ブーレラーン 7 オフィシア 1を本店所在地とする、トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ（以下、「TMF(NL)」という。）

との間で締結された。

ここに、以下のとおり合意する。

１．TFSは、TMF(NL)の発行済株式のすべてを直接又は間接に所有するものとし、TMF(NL)のボンド、ディベンチャー、ノート及びその他の投資有価証券並びにコマーシャルペーパー（以下「本証券」という。）が残存する限り、かかる株式に直接若しくは間接に質権を設定せず、また、いかなる担保の設定その他の処分もしないものとする。ただし、TFSの法律顧問の見解により有効に争うことができないと見込まれる裁判所の判決又は当局の命令に従って、かかる株式の一部又は全部の処分が要求される場合はこの限りではない。

２．TFSは、本証券が残存している限り、TMF(NL)及びTMF(NL)の子会社（もしあれば）をして、オランダで一般に認められた会計原則に従って計算されたTMF(NL)の直近の監査済年次連結貸借対照表における連結tangible net worthを、100,000ユーロ以上に維持せしめるものとする。tangible net worthとは、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の総額から無形資産の額を控除した額をいう。

３．TMF(NL)は、期限が現在到来し又はやがて到来する本証券についての支払債務を履行するに足りる現金又はその他の流動資産を有さず、かつ、TFS以外の貸主からの信用供与に基づく未使用のコミットメントを有しないと判断した場合はいつでも、遅滞なくTFSにかかる不足を通知するものとし、TFSはTMF(NL)に対し、当該債務についての期限の到来する前に、その期限の到来したときにTMF(NL)がかかる支払債務を完済することを可能とするに足りる資金を提供するものとする。TMF(NL)は、TFSより提供されたかかる資金を、期限が到来した場合の当該支払債務の支払にのみ使用するものとする。

４．本契約、並びに本契約のいかなる内容及びTFSが本契約に従ってなしたいかなる行為も、TFSによる本証券に対する直接又は間接の保証とみなされることはないものとする。

５．本契約は、TFS及びTMF(NL)間の書面による合意によってのみ変更又は修正されるものとするが、本証券の保有者が７条に基づきTFSに対して請求をした場合においては、すべての変更又は修正はかかる保有者の同意を得なければならない。かかる変更又は修正のいかなるものも、当該変更又は修正当時に残存した本証券のいかなる保有者に対しても何らの悪影響も及ぼさないものとする。TFS又はTMF(NL)は、かかる提案された変更又は修正の30日前に、相手方に対し書面による通知をなすものとし、TMF(NL)又はTFSの請求によりTMF(NL)又は本証券に対する格付をした各調査格付機関（以下、「格付機関」という。）にその写しを送付するものとする。

６．TFS又はTMF(NL)は、相手方に対する30日の書面による通知（各格付機関に写しを送付するものとする。）により、本契約を解除することができる。ただし、解除の効果は、(ⅰ)かかる解除の通知のなされた日以前から存するすべての本証券が弁済され、又は(ⅱ)各格付機関がTMF(NL)に対し、当該解除によってもかかる全ての本証券の格付が影響を受けないことを確認するまで、その効力を生じないものとする。

７．本契約は、本証券の保有者の利益のために締結されるものであり、かかる保有者はTFSによる本契約の条項の遵守に依拠することができるものとする。TFS及びTMF(NL)は、ここに、本証券の保有者は、TFSに対し、直接本契約に基づく義務の履行を請求する権利を有する旨合意する。かかる請求は、当該保有者が、本契約に基づく権利を行使することを明示した書面によりなされるものとする。TFSが、本証券の保有者のいずれかからかかる請求を受領した場合は、TFSは、いかなる行為又は様式も踏襲することなしに、当該保有者がTFSの本契約に基づく義務の不履行により又はその結果として被った全ての損失又は損害について、当該保有者に対し補償するものとする。かかる請求をした本証券の保有者は、直接TFSに対しかかる損害補償請求権の執行をすることができるものとする。その保有者の利益のためにtrusteeが選任されている本証券については、trusteeは、本証券の保有者の利益のために、直接TFSに対し上記請求をすることができ、場合により、かかる保有者のためにTFSに対し損害補償請求権を執行することができるものとする。ただし、trusteeがTFSに対し直接権利行使すべき場合において、かかる本証券の保有者の権利を保護するための合理的期間内にtrusteeが権利行使を行わず、かかる不行使が継続するときは、かかる本証券の保有者は本条に基づき認められる行為をなすことができる。

８．本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。TFS及びTMF(NL)は、ここに、本契約より生ずるいかなる訴え又は手続きに関しても、東京地方裁判所の管轄に取消不能の形式により服する。

上記の証として、本契約の当事者は、頭書記載の年月日に、適正に授権された役員に本契約に署名及び交付せしめた。

トヨタファイナンシャルサービス株式会社

（署名）

尾　﨑　英　外

代表取締役

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ

（署名）

荒　木　隆　司

執行取締役

（署名）

エクイティ トラスト カンパニー エヌブイ

執行取締役

（原文）

CREDIT SUPPORT AGREEMENT

This Credit Support Agreement (the "Agreement") is made as of August 7, 2000 by and between

(1) **TOYOTA FINANCIAL SERVICES CORPORATION**, a Japanese corporation having its principal office at 23-22, Izumi 1-chome, Higashi-ku, Nagoya City, Aichi Prefecture, Japan ("**TFS**"); and

(2) **TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.**, a Dutch corporation having its principal office at Officia 1, De Boelelaan 7, 1083 HJ Amsterdam, the Netherlands ("**TMF(NL)**").

WHEREBY it is agreed as follows:

1. TFS will, directly or indirectly, own all of the outstanding shares of the capital stock of TMF(NL) and will not directly or indirectly pledge or in any way encumber or otherwise dispose of any such shares of stock so long as TMF(NL) has any outstanding bonds, debentures, notes and other investment securities and commercial paper (hereafter "Securities"), unless required to dispose of any or all such shares of stock pursuant to a court decree or order of any governmental authority which, in the opinion of counsel to TFS, may not be successfully challenged.

2. TFS will cause TMF(NL) and TMF(NL)'s subsidiaries, if any, to have a consolidated tangible net worth, as determined in accordance with generally accepted accounting principles in the Netherlands and as shown on TMF(NL)'s most recent audited annual consolidated balance sheet, of at least EUR 100,000 so long as Securities are outstanding. Tangible net worth means the aggregate amount of issued capital, capital surplus and retained earnings less any intangible assets.

3. If TMF(NL) at any time determines that it will run short of cash or other liquid assets to meet its payment obligations on any Securities then or subsequently to mature and that it shall have no unused commitments available under its credit facilities with lenders other than TFS, then TMF(NL) will promptly notify TFS of the shortfall and TFS will make available to TMF(NL), before the due date of such Securities, funds sufficient to enable it to pay such payment obligations in full as they fall due. TMF(NL) will use such funds made available to it by TFS solely for the payment of such payment obligations when they fall due.

4. This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done by TFS pursuant hereto shall be deemed to constitute a guarantee, direct or indirect, by TFS of any Securities.

5. This Agreement may be modified or amended only by the written agreement of TFS and TMF(NL) unless any holder of Securities has made a claim against TFS pursuant to clause 7, in which case any modification or amendment shall be subject to the consent of such a holder. No such modification or amendment shall have any adverse effect upon any holder of any Securities outstanding at the time of such modification or amendment. Either TFS or TMF(NL) will provide written notice to the other, with a copy to each statistical rating agency that, upon the request of TMF(NL) or TFS, has issued a rating in respect of TMF(NL) or any Securities (hereafter a "Rating Agency"), 30 days prior to such proposed modification or amendment.

6. Either TFS or TMF(NL) may terminate this Agreement upon 30 days written notice to the other, with a copy to each Rating Agency, subject to the limitation that termination will not take effect until or unless (i) all Securities issued on or prior to the date of such termination notice have been repaid or (ii) each Rating Agency has confirmed to TMF(NL) that the debt ratings of all such Securities will be unaffected by such termination.

7. This Agreement is executed for the benefit of the holders of Securities and such holders may rely on TFS's observance of the provisions of this Agreement. TFS and TMF(NL) hereby agree that the holders of Securities shall have the right to claim directly against TFS to perform any of its obligations under this Agreement. Such claim shall be made in writing with a declaration to the effect that such a holder will have recourse to the rights given under this Agreement. If TFS receives such a claim from any holder of Securities, TFS shall indemnify, without any further action or formality, such a holder against any loss or damage arising out of or as a result of the failure to perform any of its obligations under this Agreement. The holder of Securities who made the claim may enforce such indemnity directly against TFS. In relation to any Securities in respect of which a trustee has been appointed to act for the holders of such Securities, such trustee may make the above mentioned claim in

favor of the holders of Securities directly against TFS and, where appropriate, it may enforce the indemnity against TFS in favor of such holders. Provided that, if the trustee, having become bound to proceed directly against TFS, fails to do so within a reasonable period thereafter to protect the interests of the holders of such Securities, and such failure shall be continuing, the holders of such Securities may take actions available under this clause.

8. This Agreement shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of Japan. TFS and TMF(NL) hereby irrevocably submit to the jurisdiction of the Tokyo District Court over any action or proceeding arising out of this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have caused this Agreement to be executed and delivered by their respective officers thereunto duly authorised as of the day and year first above written.

TOYOTA FINANCIAL SERVICES CORPORATION

By: _____
Hideto Ozaki
Representative Director

TOYOTA MOTOR FINANCE (NETHERLANDS) B.V.

By: _____
Ryuji Araki
Managing Director

By: _____
Equity Trust Co. N.V.
Managing Director

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

トヨタ自動車は、継続開示会社である。

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2026年３月期）　　自　2025年４月１日　　至　2026年３月31日

2026年６月10日、関東財務局長に提出。

ロ．半期報告書

該当事項なし

ハ．臨時報告書

上記イの有価証券報告書提出後、2026年６月15日に金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年６月18日に金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

上記イの有価証券報告書提出後、2026年８月４日に金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、臨時報告書を関東財務局長に提出。

ニ．訂正報告書

訂正報告書（上記ハの2026年８月４日付の臨時報告書の訂正報告書）を2026年８月７日に関東財務局長に提出。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名　　称	所　在　地
トヨタ自動車株式会社　本社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目８番20号

(3) 事業の概況及び主要な経営指標等の推移

イ．事業の概況

トヨタ自動車およびその関係会社（子会社602社、関連会社および共同支配企業159社（2026年３月31日現在）により構成）においては、自動車事業を中心に、金融事業およびその他の事業を行っている。

なお、次の３つに区分された事業はトヨタ自動車が2026年６月10日に提出した有価証券報告書「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等（１）連結財務諸表　注記５」に掲げるセグメント情報の区分と同様である。

自動車　　当事業においては、セダン、ミニバン、コンパクト、SUV、トラック等の自動車とその関連部品・用品の設計、製造および販売を行っている。自動車は、トヨタ自動車、日野自動車㈱およびダイハツ工業㈱が主に製造しているが、一部については、トヨタ車体㈱等に生産委託しており、海外においては、トヨタ　モーター　マニュファクチャリング　ケンタッキー㈱等が製造している。自動車部品は、トヨタ自動車および㈱デンソー等が製造している。これらの製品は、国内では、トヨタモビリティ東京㈱等の全国の販売店を通じて顧客に販売するとともに、一部大口顧客に対してはトヨタ自動車が直接販売を行っている。一方、海外においては、米国トヨタ自動車販売㈱等の販売会社を通じて販売している。

自動車事業における主な製品は次のとおりである。

主な製品の種類
ＬＳ、ＲＸ、クラウン、カローラ、ＲＡＶ４、ヤリス、ハイラックス、カムリ、タコマ、 アーバンクルーザー、ハイランダー、ランドクルーザー、ライズ、シエンタ、ルーミー、ヴォクシー、 アルファード、ノア、プロフィア、タント　ほか

金融　　当事業においては、主としてトヨタ自動車およびその関係会社が製造する自動車および他の製品の販売を補完するための金融ならびに車両のリース事業を行っている。国内では、トヨタファイナンス㈱等が、海外では、トヨタ　モーター　クレジット㈱等が、これらの販売金融サービスを提供している。

その他　　その他の事業では、情報通信事業等を行っている。

ロ．主要な経営指標等の推移

（1）連結経営指標等

回　次		第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算期		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
営業収益	（百万円）	31,379,507	37,154,298	45,095,325	48,036,704	50,684,952
税引前利益	（百万円）	3,990,532	3,668,733	6,965,085	6,414,590	5,152,996
親会社の所有者に帰属する当期利益	（百万円）	2,850,110	2,451,318	4,944,933	4,765,086	3,848,098
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	（百万円）	3,954,350	3,251,090	6,999,828	4,011,822	5,308,095
親会社の所有者に帰属する持分	（百万円）	26,245,969	28,338,706	34,220,991	35,924,826	39,918,854
総資産	（百万円）	67,688,771	74,303,180	90,114,296	93,601,350	105,522,331
１株当たり親会社の所有者に帰属する持分	（円）	1,904.88	2,089.08	2,539.75	2,753.09	3,062.82
基本的１株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	（円）	205.23	179.47	365.94	359.56	295.25
希薄化後１株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	（円）	205.23	179.47	365.94	359.56	295.25
親会社所有者帰属持分比率	（%）	38.8	38.1	38.0	38.4	37.8
親会社所有者帰属持分利益率	（%）	11.5	9.0	15.8	13.6	10.1
株価収益率	（倍）	10.8	10.5	10.4	7.3	10.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	3,722,615	2,955,076	4,206,373	3,696,934	5,472,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△577,496	△1,598,890	△4,998,751	△4,189,736	△1,520,307
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△2,466,516	△56,180	2,497,558	197,236	△536,659
現金及び現金同等物期末残高	（百万円）	6,113,655	7,516,966	9,412,060	8,982,404	12,659,622
従業員数 ［外、平均臨時雇用人員］	（人）	372,817 [87,120]	375,235 [94,974]	380,793 [96,482]	383,853 [95,530]	390,927 [99,032]

（注）１　トヨタ自動車の連結財務諸表は、国際財務報告基準に基づいて作成している。

２　2021年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っている。第118期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり親会社の所有者に帰属する持分、基本的１株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益および希薄化後１株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益を算定している。

３　2021年４月２日に第１回ＡＡ型種類株式の残存する全部の取得および2021年４月３日に第１回ＡＡ型種類株式の全部の消却を完了しており、2023年３月31日、2024年３月31日、2025年３月31日および2026年３月31日に終了した１年間において、希薄化後１株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、基本的１株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益と同額である。

（２）トヨタ自動車の経営指標等

回次		第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算期		2022年３月期	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高	（百万円）	12,607,858	14,076,956	17,575,593	18,277,671	18,259,979
経常利益	（百万円）	2,171,530	3,520,848	5,578,695	4,538,037	4,197,319
当期純利益	（百万円）	1,693,947	2,936,379	4,399,855	3,845,213	3,392,326
資本金	（百万円）	635,402	635,402	635,402	635,402	635,402
発行済株式総数	（千株）	16,314,987	16,314,987	16,314,987	15,794,987	15,794,987
純資産額	（百万円）	14,607,272	16,493,041	20,440,081	21,504,804	23,664,924
総資産額	（百万円）	20,991,040	23,230,320	28,161,955	29,046,699	31,656,325
１株当たり純資産額	（円）	1,060.16	1,215.84	1,516.98	1,648.01	1,815.72
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	※ 148 （ 120）	60 （ 25）	75 （ 30）	90 （ 40）	95 （ 45）
１株当たり当期純利益	（円）	121.98	214.99	325.61	290.15	260.28
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	121.97	214.99	325.61	290.15	260.28
自己資本比率	（%）	69.6	71.0	72.6	74.0	74.8
自己資本利益率	（%）	11.9	18.9	23.8	18.3	15.0
株価収益率	（倍）	18.2	8.7	11.6	9.0	12.2
配当性向	（%）	42.6	27.9	23.0	31.0	36.4
従業員数 ［外、平均臨時雇用人員］	（人）	70,710 ［ 9,917］	70,056 ［ 11,405］	70,224 ［ 13,182］	71,515 ［ 14,956］	73,133 ［ 16,689］
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	（%） （%）	132.0 （102.0）	115.6 （107.9）	230.9 （152.5）	167.9 （150.2）	205.1 （202.2）
最高株価	（円）	2,475 （12,375）	2,283	3,891	3,824	4,000
最低株価	（円）	1,622 （8,110）	1,764	1,784	2,183	2,227

（注）１　株主総利回りは、次の算式により算出している。

$$\text{株主総利回り（%）} = \frac{\text{各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の４事業年度前から各事業年度までの１株当たり配当額の累計額}}{\text{当事業年度の５事業年度前の末日の株価}}$$

2　2021年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っている。第118期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益および潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定している。

※　第118期の中間配当額は株式分割前の120円、期末配当額は株式分割後の28円とし、年間配当額は単純合計である148円として記載している。なお、当該株式分割を考慮しない場合の１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）は下記のとおりである。

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算期	2022年３月期	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
１株当たり配当額					
普通株式	260	300	375	450	475
（うち１株当たり中間配当額）　（円）	（　120）	（　125）	（　150）	（　200）	（　225）

3　2021年４月２日に第１回ＡＡ型種類株式の残存する全部の取得および2021年４月３日に第１回ＡＡ型種類株式の全部の消却を完了しており、2023年３月期、2024年３月期、2025年３月期および2026年３月期において、潜在株式調整後１株当たり当期純利益は１株当たり当期純利益と同額である。

4　株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所（市場第１部）の、2022年４月４日以降は東京証券取引所（プライム市場）の普通株式の市場相場である。なお、第118期の株価については株式分割後の最高株価および最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価および最低株価を括弧内に記載している。また、第１回ＡＡ型種類株式は非上場株式であるため、該当事項はない。

5　「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）及び第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いを第121期の期首から適用しており、第121期以降にかかる主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

３ 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

TFSは、継続開示会社に該当しない会社である。

会社名・代表者の役職氏名及び本店の所在の場所

会　　社　　名　トヨタファイナンシャルサービス株式会社
代表者の役職氏名　取締役社長　頃末　広義
本店の所在の場所　愛知県名古屋市西区牛島町６番１号

第１　企業の概況

１　主要な経営指標等の推移

(1) 最近５連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2022年３月期	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
売上高	(百万円)	2,350,615	2,836,907	3,503,463	4,386,219	4,764,460
経常利益	(百万円)	646,813	430,675	579,778	690,985	905,901
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	478,661	288,778	417,871	490,962	641,423
包括利益	(百万円)	801,434	531,283	928,876	421,037	1,112,383
純資産額	(百万円)	4,294,851	4,533,337	5,330,380	5,607,125	6,637,503
総資産額	(百万円)	30,751,097	34,457,131	42,779,266	45,687,195	52,856,035
１株当たり純資産額	(円)	2,689,761.92	2,824,298.62	3,321,484.57	3,495,127.97	4,139,992.24
１株当たり当期純利益金額	(円)	304,782.79	183,876.74	266,075.45	312,615.23	408,420.01
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	13.7	12.9	12.2	12.0	12.3
自己資本利益率	(%)	12.5	6.7	8.7	9.2	10.7
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	―	―	―	―	―
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	―	―	―	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	―	―	―	―	―
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	―	―	―	―	―
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	12,986 (1,374)	13,771 (1,489)	14,533 (1,570)	15,188 (1,618)	16,113 (1,769)

(注) １　潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を記載していない。
２　非上場である為、株価収益率を記載していない。
３　連結キャッシュ・フロー計算書については記載を省略している為、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載していない。
４　「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を2025年３月期の期首から適用しており、2024年３月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、2025年３月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(2) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の最近５事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	(百万円)	116,713	483,893	256,927	131,246	267,833
経常利益	(百万円)	91,361	460,159	227,542	100,416	237,633
当期純利益	(百万円)	82,651	445,939	221,104	99,830	230,640
資本金	(百万円)	78,525	78,525	78,525	78,525	78,525
発行済株式総数	(株)	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500	1,570,500
純資産額	(百万円)	747,288	880,949	981,274	939,050	1,090,338
総資産額	(百万円)	757,115	895,661	991,016	951,920	1,103,597
１株当たり純資産額	(円)	475,828.45	560,935.91	624,816.46	597,930.97	694,262.13
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	7,640.00 (―)	272,842.00 (191,020.00)	86,128.00 (―)	50,415.00 (―)	121,723 (―)
１株当たり当期純利益金額	(円)	52,627.34	283,947.19	140,786.31	63,566.31	146,858.32
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	98.7	98.4	99.0	98.6	98.8
自己資本利益率	(%)	11.7	54.8	23.7	10.4	22.7
配当性向	(%)	14.5	96.1	61.2	79.3	82.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	120 (20)	127 (17)	134 (20)	129 (25)	123 (29)

(注) １　潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を記載していない。
　　２　非上場である為、株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価、最低株価の記載を省略している。

2　沿革

・トヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下、ＴＦＳ）は、トヨタ自動車株式会社（以下、トヨタ）の100%出資で、トヨタの金融事業の競争力強化と意思決定の迅速化を図ることを目的に国内外の金融子会社を傘下に置く統括会社として2000年７月に設立された。

年	概要
1982年	・トヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社〔現　連結子会社〕(オーストラリア)設立 トヨタの販売金融サービスの世界展開開始
	・トヨタ モーター クレジット株式会社〔現　連結子会社〕(米国)設立
1986年	・トヨタ モーター インシュランス サービス株式会社〔現　連結子会社〕(米国)設立
1987年	・トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)株式会社〔現　連結子会社〕(オランダ)設立
1988年	・トヨタ クレジットバンク有限会社〔現　連結子会社〕(ドイツ)設立
	・トヨタファイナンス株式会社〔現　連結子会社〕(日本)設立
	・トヨタ モーター ファイナンス(UK)株式会社〔現トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社：連結子会社〕(英国)設立
1990年	・トヨタ クレジット カナダ株式会社〔現　連結子会社〕(カナダ)設立
1993年	・トヨタ リーシング タイランド株式会社〔現　連結子会社〕(タイ)設立
2000年	・主にトヨタ自動車株式会社が保有する販売金融子会社株式の現物出資により、 トヨタファイナンシャルサービス株式会社設立
2004年	・トヨタ ファイナンシャル セービング バンク株式会社〔現　連結子会社〕(米国)設立
2005年	・トヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社〔現　連結子会社〕(中国)設立
2018年	・トヨタファイナンシャルサービス イタリア株式会社〔現　連結子会社〕(イタリア)設立
2019年	・株式会社ＫＩＮＴＯ〔現　連結子会社〕(日本)設立

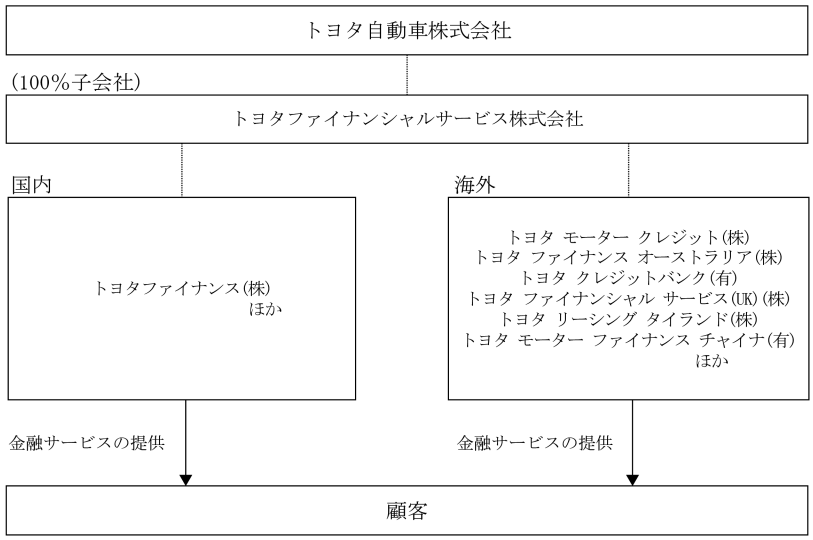
3　事業の内容

・ＴＦＳグループは、ＴＦＳ、国内外の連結子会社90社及び持分法適用会社９社で構成され、自動車の販売金融サービスを中心に事業展開している。「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(１)連結財務諸表　注記事項　(セグメント情報等)　セグメント情報」に記載のとおり、ＴＦＳグループの提供する金融サービスは、主に、自動車ローン及びリースの提供、販売店への資金の貸付、保険仲介等の販売金融事業である。

・日本地域においては、トヨタファイナンス株式会社が、米州オセアニア地域においては、トヨタ モーター クレジット株式会社及びトヨタ ファイナンス オーストラリア株式会社が、欧州アフリカ地域においては、トヨタ クレジットバンク有限会社及びトヨタ ファイナンシャル サービス(UK)株式会社が、その他の地域においては、トヨタ リーシング タイランド株式会社及びトヨタ モーター ファイナンス チャイナ有限会社等が展開しており、現在、世界42の国・地域で顧客への販売金融サービスの提供を行っている。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)　連結財務諸表　注記事項　(セグメント情報等)　セグメント情報」の「１　報告セグメントの概要」に記載している。

・ＴＦＳの主な事業内容は、これら金融事業の企画・戦略の立案、関係各社の収益管理・リスク管理、金融事業の効率化推進等である。

(関係会社系統図)



4　関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(親会社) トヨタ自動車㈱(注)２	愛知県　豊田市	(百万円) 635,401	自動車の製造・販売	被所有 100	役員の兼任…有 資金の預入 設備等の賃借等
(連結子会社)					
トヨタファイナンス㈱ (注)１，２	愛知県　名古屋市	(百万円) 16,500	自動車の販売金融	所有 100	役員の兼任…有
トヨタ モーター クレジット㈱(注)１，２，４	Plano, Texas, U.S.A.	(千米ドル) 915,000	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…有
トヨタ モーター インシュランス サービス㈱ (注)１	Plano, Texas, U.S.A.	(米ドル) 10,000	自動車の保険代理店業務	100 (100)	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンシャル セービング バンク㈱	Henderson, Nevada, U.S.A.	(米ドル) 700	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…有
トヨタ クレジット カナダ㈱	Markham, Ontario, Canada	(千加ドル) 60,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任…有
バンコ トヨタ ブラジル㈱ (注)１	Sao Paulo, Brazil	(千ブラジル・レアル) 272,179	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ㈱	Mexico City, Mexico	(千メキシコ・ペソ) 491,368	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…有
トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)㈱ (注)２	Amsterdam, Netherlands	(千ユーロ) 908	トヨタグループ会社への資金調達支援	100	役員の兼任…無
トヨタ クレジットバンク㈲	Cologne, Germany	(千ユーロ) 30,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンシャル サービス(UK)㈱(注)１	Epsom, Surrey, United Kingdom	(千英ポンド) 253,950	自動車の販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタファイナンシャルサービス イタリア㈱(注)１	Roma, Italy	(千ユーロ) 122,863	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…無
トヨタ リーシング ポーランド㈲	Warsaw, Poland	(千ポーランド・ズローチ) 9,000	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンス オーストラリア㈱(注)１，２	Sydney, New South Wales, Australia	(千豪ドル) 120,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任…有
オーストラリアン アライアンス オートモーティブ ファイナンス㈱	Sydney, New South Wales, Australia	(豪ドル) 2	自動車の販売金融	100 (100)	役員の兼任…有
トヨタ リーシング タイランド㈱(注)１	Bangkok, Thailand	(百万タイ・バーツ) 18,100	自動車の販売金融	90	役員の兼任…無
トヨタ モーター ファイナンス チャイナ㈲(注)１	中国　北京	(千元) 4,100,000	自動車の販売金融	100	役員の兼任…無
トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン㈱(注)１	Makati, Philippines	(千フィリピン・ペソ) 8,700,000	自動車の販売金融	60	役員の兼任…無
トヨタ キャピタル マレーシア㈱	Selangor Darul Ehsan, Malaysia	(千マレーシア・リンギット) 187,000	自動車の販売金融	70	役員の兼任…無
その他　72社					
(持分法適用関連会社) ９社					

（注）１　特定子会社に該当する。なお、(連結子会社)その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は、トヨタファイナンシャルサービス インターナショナル㈱、トヨタ バンク ロシア㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス インディア㈱、トヨタ モーター リーシング チャイナ㈲、トヨタ ファイナンシャル サービス チャイナ㈲、㈱ＫＩＮＴＯ、トヨタファイナンシャルサービス シンガポール㈱、トヨタ バンク ポーランド㈱及びＫＩＮＴＯ イタリア㈱である。

２　有価証券報告書を提出している。

３　議決権の所有割合の(　)内は、間接所有割合で内数。

４　トヨタ モーター クレジット㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えているが、有価証券報告書を提出しているため、主要な損益情報等の記載を省略している。

第２　事業の状況

１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

トヨタは、安全・安心や運転の楽しさといった、これまで培ってきたクルマの本質的な価値を基盤に、より社会に貢献する存在へクルマを進化させることを目指している。また、誰もが自由に、楽しく、快適に移動できるモビリティ社会の実現に向けて、モビリティカンパニーへの変革を進めている。

ＴＦＳグループは、トヨタグループの一員として「トヨタのお客様を中心に健全な金融サービスを提供し、豊かな生活に貢献する」というミッション及び「Create value by enabling freedom of movement」のビジョンのもと、自動車ローンやリース、保険など、モビリティに関する金融サービスを提供している。クルマの保有期間を通じてお客様に継続的な価値を提供するバリューチェーンビジネスにおいて、用品や補給部品・整備などの領域と並び、重要な役割を担っている。

こうした役割を着実に果たすため、ＴＦＳグループは国や地域ごとに異なるお客様のニーズを踏まえ、各国のディーラー及びディストリビューターと連携しながら、きめ細かな商品・サービスを展開してきた。今後も引き続き、テクノロジーの進展やモビリティを取り巻く環境変化に対応しつつ、一人ひとりのお客様に安心して車をご利用いただけるための金融サービスの提供に取り組んでいく。

電動化や自動運転の進展など、トヨタを取り巻く自動車領域の事業環境は大きく変化している。これらの変化は、販売金融事業を営むＴＦＳグループの事業運営の前提にも影響を及ぼしている。また、世界経済の先行き不透明感や地政学的リスク、金融市場の変動の高まりなど、金融領域の事業環境においても不確実性が増している。このような環境のなか、ＴＦＳグループが認識している主な対処すべき課題は以下のとおりである。

(1) 各国の経済情勢の変化は、お客様の返済能力や中古車価格を通じて、ＴＦＳグループの貸倒関連費用や収益性に影響を及ぼす可能性がある。ＴＦＳグループでは、経済情勢やお客様の状況を踏まえた与信管理及び回収管理を適切に行い、信用リスクや残価に係るリスクの抑制に努めていく。

(2) モビリティの進化やクルマの保有・利用形態の変化、金融サービスに対するニーズの多様化により、ＴＦＳグループの事業領域や競争環境、収益・リスク構造は中長期的に変化していくことも見込まれる。ＴＦＳグループは、こうした変化を注視しながら、提供する金融サービスや事業運営の在り方について、適切な見直しを行っていく。

(3) 融資資産の増勢に伴い、それを支える資金調達基盤の確保及び拡充が求められる。ＴＦＳグループでは、調達手段の多様化、調達年限の長期化を通じて、金融市場の変動への対応力の維持・向上に努めていく。

(4) 事業規模の拡大や業務の多様化が進むなかで、生産性・効率性の確保及びそれらを支える人材基盤の充実が継続的な課題となっている。ＴＦＳグループでは、業務プロセスの見直しやデジタル技術の活用、人材育成策の充実などを通じて、組織基盤の整備を進めていく。

(5) デジタル化の進展に伴い、巧妙化するサイバー攻撃などの、情報セキュリティに関する脅威が増大している。ＴＦＳでは、グループの情報セキュリティ基準の設定・最新化と各子会社での速やかな導入、及び情報管理に関する従業員の意識向上に取り組んでいく。

2　サステナビリティに関する考え方及び取組

ＴＦＳグループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりである。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。また、ＴＦＳグループにおける記載が困難であるものについては、ＴＦＳのものを記載している。

(1) ガバナンス

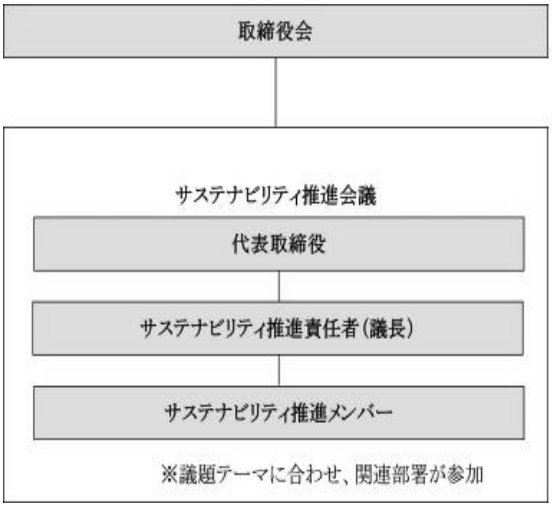
ＴＦＳは、外部環境の変化や社会からの要請を踏まえ、さまざまな社会課題の中から優先的に取り組むべき重要課題として６つのマテリアリティを特定し、事業活動を通じたサステナビリティ推進の指針としている。また、トヨタおよびＴＦＳの理念を具体的な思考・判断・行動につなげるための「共通の思考の手がかり」として、「責任ある金融」の原則を定め、理念に根差し社会と調和した事業活動を推進している。

（マテリアリティ（重要課題））



現在、サステナビリティ推進体制は下図のとおりであり、サステナビリティ推進責任者を議長とするサステナビリティ推進会議を四半期ごとに開催し、代表取締役に取り組み状況や課題の報告・協議を行い、重要な案件に関しては取締役会に上程する体制を取っている。

（サステナビリティ推進体制図）



(2) 戦略

ＴＦＳは、「トヨタのお客様を中心に健全な金融サービスを提供し豊かな生活に貢献する」というミッションのもと、トヨタとともに、社会の発展や社会課題の解決につながる事業活動を推進してきた。

これまでも、世界40以上の国・地域において販売金融の提供を通じて自動車の普及を後押しし、社会のモビリティや生産性の向上に貢献してきたところであるが、近年では、トヨタが目指すカーボンニュートラルの実現に向けて、電気自動車（BEV）の普及にあたっての課題解決を支援する取り組みも進めている。

具体的には、国内において、BEV購入時の初期負担の軽減を目的として、車両代金、自動車保険、自動車税、メンテナンス費用などを月額定額で利用できるサブスクリプションサービス「KINTO」によりBEVを提供している。加えて、充電インフラへのアクセス向上のため、スマートフォン決済サービス「TOYOTA Wallet」を通じた「EV充電サービス」により、充電スポットの検索から充電、支払いまでをスムーズに行えるようにしている。

また、モビリティを通じて人々の移動の自由を広げることを目的として、移動手段の検索・予約・決済等を一つのアプリ内で提供するマルチモーダルサービス「my route」を運営している。公共交通をはじめとする多様な移動サービスを横断的につなぎ、地域のイベント情報や店舗情報等を提供することで、街づくりの一助となることを目指している。

人的資本については、その充実を図るために、会社の成長は社員の成長とともにあるという考えに基づき、様々な価値観をもった社員一人ひとりが活躍することのできる環境整備を目指している。多様な人材が各々チャレンジをしながら成長し、キャリア目標を実現していくことを支援するとともに、社員一人ひとりの特性に応じた成長の支援に取り組んでいる。

具体的な人材育成施策としては、以下に記載の人材育成の３本柱を掲げており、社員個々のキャリア形成プランを踏まえ、多様な経験の機会を提供し、より幅広い自己研鑽と主体的な学びを支援している。また、上司とのキャリア面談を定期的に実施し、社員自らが将来のキャリアに対する希望などを申告する制度を導入しており、社員の自律的なキャリア形成の支援も行っている。

（人材育成の３本柱）

・Experience(国内・海外出向、社内外異動を通じたジョブローテーションによるOJTトレーニング)

・Active Learning(資格取得や学びの補助支援など、主体的な学びのサポート)

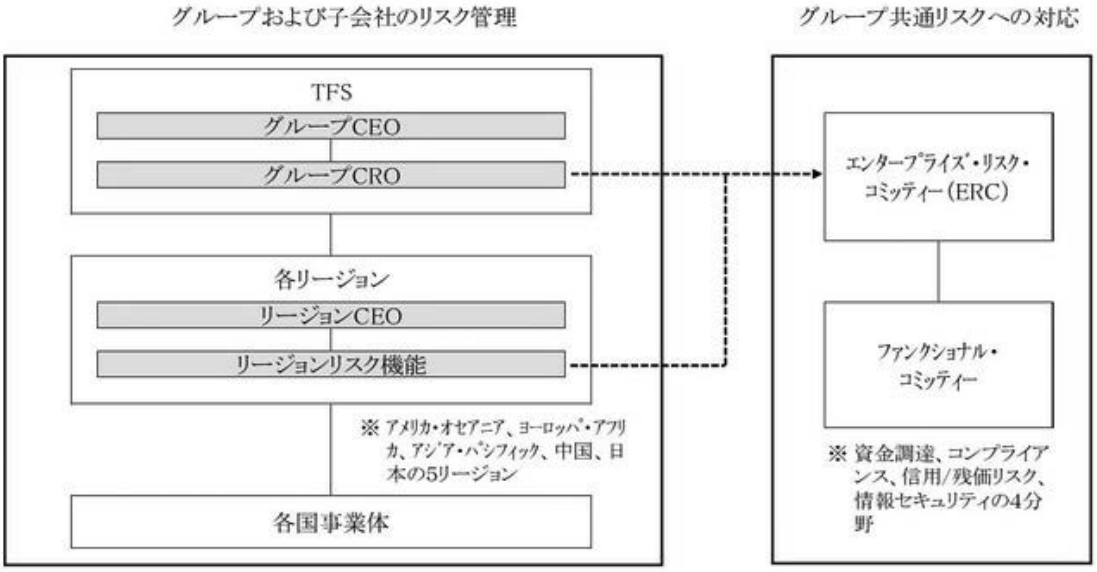
・Training(階層別研修、マネジメント研修、社内/社外勉強会の開催など)

(3) リスク管理

ＴＦＳグループはトヨタの販売金融事業の担い手として、自動車ローンやリースを始めとし、保険などを含むモビリティに関する金融サービスを提供している。そのため、気候変動リスクをはじめ、融資や車両保有、資金調達といった金融事業に付随する金融リスク、また、情報セキュリティ、法令規制遵守、事業継続対応といった事業リスクに対処するための適切な枠組み構築及び維持は、ＴＦＳグループのサステナビリティにとって重要な課題である。

こうした課題に取り組むため、ＴＦＳグループでは、グループ全体のリスク管理の責任者としてグループ・チーフ・リスク・オフィサー(GCRO)を任命するとともに、GCRO及びリージョンCRO等各地域のリスク管理の専門家からエンタープライズ・リスク・コミッティー (ERC)を設置している。ERCでは、グループ全体のリスク管理枠組み構築や、グループにとって優先順位の高い重要リスクの特定や対策に関する諸問題の協議や提案、傘下事業体のリスク管理基盤の強化に向けた取り組みを行っている。

（グループリスク管理にかかる組織概略図）



(4) 指標及び目標

ＴＦＳでは、上記「(2)戦略」において記載した人的資本充実に向けた方針について、以下の指標を用いてその進捗を測っている。当該指標に関する目標及び実績は次の通りである。

指標	目標	実績	
年次有給休暇の取得率(対付与日数)一人当たり年間平均	80.0%以上	88.2%	（注１）
男性労働者の育児休業及び育児目的休暇の取得率	100.0%	100.0%	（注２）
フルタイム労働者(25～39 歳)の一人あたり各月の法定時間外/休日労働時間の合計時間数	45.0時間未満/月	15.4時間/月	（注２）

（注） １　2025年１月から2025年12月における実績を記載している。
（注） ２　当事業年度における実績を記載している。

3　事業等のリスク

ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載している。但し、以下はＴＦＳグループに関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在する。かかるリスク要因のいずれも、投資家の判断に影響を及ぼす可能性がある。

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は本書提出日現在において判断したものである。

(1)　財政状態及び経営成績の異常な変動

①　損益関連

トヨタ・レクサス車の販売減少に伴い、ＴＦＳグループの融資件数や融資残高が減少する可能性がある。

ディストリビューターと取り組む特別プログラムの内容が変化することにより、収益が減少又は費用が増加する可能性がある。

現地の商業銀行など他金融機関との融資レートの競争により、利鞘が縮小するリスクがある。

格付け機関によるトヨタ及びＴＦＳグループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における資金調達環境の変化などにより、調達可能資金量に制約を受け、ＴＦＳグループの融資件数や金融債権残高が減少する可能性がある。

リスクヘッジのためデリバティブを使用しているが、デリバティブは各期末において時価評価され、その結果生じる評価損益が損益計算書に計上されるため、損益計算書に計上される売上原価がデリバティブ評価損益の影響を強く受ける可能性がある。

格付け機関によるトヨタ及びＴＦＳグループの格付け変更ならびに将来の格付けに対する見通し変更や、展開国・地域における市場金利の上昇などの資金調達環境の変化、資金調達・リスクヘッジのタイミング・規模・市場選択の巧拙などにより、資金調達コストが上昇するリスクがある。

デリバティブ取引においてカウンターパーティーが倒産することにより、債権を回収できないリスクがある。

ＴＦＳグループが契約しているクレジットサポートアグリーメントあるいは保証・コンフォートレターの履行リスクがある。

リース終了時の車両価格の想定以上の下落や返却されるリース車両の増加などの要因により、残価関連費用が増加するリスクがある。また、融資先の信用力の悪化により、貸倒関連費用が増加するリスクがある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な収益管理・経営管理体制の下で継続的な業績管理を実施するとともに、資金調達・リスク管理に関わるポリシー・ガイドラインを定め、定期的なモニタリングを行うことで、業務運営の適正性確保を図っている。

②　オペレーショナル・リスク

情報漏洩・事務ミス・詐欺・故障等、適切な内部管理や事務プロセスの不備、ならびに故意または過失による人為的事故等により、損失が発生するリスクがある。

こうしたリスクに対処するため、情報技術基盤や管理手法の高度化ならびに運営手続の整備、持続的な業務改善活動等を通じて、リスク軽減に向けた業務見直しへの取り組みを行っている。

③　為替リスク

ＴＦＳグループは、国内外40以上の国・地域で販売金融事業を展開している。各国・地域における売上、費用、資産など現地通貨建ての項目は、連結財務諸表作成のために円換算されている。換算時の為替レートの変動により、現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける可能性がある。

こうしたリスクを念頭に置き、為替市場動向を注視し、為替レート変動が経営成績等に与える影響を適時適切にモニタリングしている。

④　外部リスク

ＴＦＳグループが展開している国・地域における政治・経済・規制等の変化が事業運営を困難にするなどの要因により、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

ＴＦＳグループが展開している国・地域における戦争・テロ・騒乱、震災・火災・風水害などの災害やパンデミック（感染爆発）といった政治・社会の混乱により、当該国・地域の経済の低迷や、ＴＦＳグループの資産・担保・顧客・従業員などへの被害、トヨタ・レクサス車の生産・販売活動への障害などの事象が発生した場合、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な事業継続・緊急時の対応に関するポリシーを定めた上で、各社が事業継続計画を整備ならびに必要に応じて更新し、定期的な訓練・演習を実施することで、不測の事態への対応に備えている。

⑤　流動性リスク

大規模な金融システム不安や混乱等により、金融市場における流動性が著しく低下した場合、あるいは、トヨタ及びＴＦＳグループの業績や財務状況の悪化、格付けの低下や風説・風評の流布等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは、資金繰り運営に支障が生じる可能性がある。その結果、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な資金調達・リスク管理に関わるポリシー・ガイドラインを定め、定期的なモニタリングを行うとともに、複数金融機関によるグローバルなバック・アップ・ファシリティの設定、シナリオに則った資金流動性訓練の実施等を通じて、業務運営の適正性・実効性の確保を図っている。

⑥　システムに関するリスク

自然災害、障害、不正使用、サイバー攻撃などの影響により、ＴＦＳグループ会社が利用するシステムに、誤作動や停止、情報の消失や漏洩等の事象が発生した場合、業務の中断・混乱、損害賠償金の支払い、ＴＦＳグループの社会的信用の失墜等によりＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、堅牢な情報技術基盤ならびにＴＦＳグループ横断的な運営手続の整備、情報セキュリティ教育の徹底、情報漏洩・サイバー攻撃を想定した訓練の実施、外部脅威の動向の継続的モニタリングを通じた対策を講じている。

⑦　コンプライアンスに関するリスク

ＴＦＳグループ会社が法令などに抵触する事態が生じた場合、行政処分や刑事処分(登録や免許の取り消し、課徴金や罰金の命令等)、損害賠償金の支払い、ＴＦＳグループの社会的信用の失墜等によりＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、各グループ会社での取組に加え、ＴＦＳグループ横断のポリシー・ガイドラインを定めることにより、各グループ会社におけるコンプライアンス管理体制の強化を図っている。

⑧　個人情報管理に関するリスク

ＴＦＳグループ会社は個人情報を取り扱っており、これらの情報について不適切な利用・紛失・漏洩等が発生した場合、行政処分、刑事処分、損害賠償金の支払い、ＴＦＳグループの社会的信用の失墜等によりＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、前述のオペレーショナル・リスクにかかる取り組みに加え、ＴＦＳグループ横断のポリシー・ガイドラインを定めることにより、各グループ会社での取組の強化を図っている。

⑨　販売金融以外のビジネス

ＴＦＳグループは、法令その他の条件の許す範囲内で、販売金融以外の分野においても事業を行っている。ＴＦＳグループは、販売金融以外の事業範囲に関するリスクについては、相対的に限られた経験しか有していないことがあるため、業務特性に応じた適切なリスク管理がなされなければ、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、知見ある人材の採用・活用等も行いながら、事業にかかる潜在的なリスクの把握・評価に努め、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に与える影響の抑制を図っている。

(2)　特定の取引先・製品・技術等への依存

ＴＦＳグループの事業はトヨタ・レクサス車の販売及び中古車価格に大きく依存している。このため、規制による場合または自主的な場合に関らず、リコール等の改善措置の実施などにより、トヨタ・レクサス車の新車販売が減少した場合、ＴＦＳグループの売上や資産が減少しまたは費用が増加する可能性がある。また、同様にトヨタ・レクサス車の中古車価格が下落した場合には、リース契約における残価関連費用が増加する可能性がある。

また、大規模な販売店など特定の法人に対しクレジットエクスポージャーを保有し、その法人の信用力が大幅に低下するかあるいは倒産した場合に、貸倒関連費用が増加する可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な収益管理・経営管理体制の下で継続的なモニタリングを実施し、また、法人向け与信に関わるポリシーを定め、業務運営の適正性確保を図っている。

(3)　特有の法的規制・取引慣行・経営方針

銀行免許を保有しているＴＦＳグループ子会社等に対する自己資本比率などの規制に関する基準や算定方法の変更が行われるリスクがある。

ＴＦＳグループが展開している国・地域における税制の変更や、負債や資本に関する規制などの変更により、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ横断的な経営管理体制の下で各国の規制などの外部環境変化に関する情報をタイムリーに収集し早期に適切な対策を講ずることで、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に与える影響の抑制を図っている。

(4)　重要な訴訟事件等の発生

ＴＦＳグループ会社が当事者となる訴訟事件や法的手続き等で不利な判断がなされた場合、または、それらの訴訟事件や法的手続き等に伴うＴＦＳグループの社会的信用の失墜などが生じた場合、ＴＦＳグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性がある。

こうしたリスクに対処するため、ＴＦＳグループ会社では、訴訟事件・法的手続き等の当事者となった場合、その内容に応じた適切な弁護士の登用、対応態勢の整備等、適切な事案管理に取り組んでいる。

4　経営者による財政状態及び経営成績の状況の分析

(1)　重要な会計方針、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

ＴＦＳグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成している。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債、収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積り及び仮定を必要としている。経営者は、これらの見積り及び仮定について、過去の実績や現状を勘案し合理的に判断しているが、見積り及び仮定特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積り及び仮定に基づく数値と異なる場合がある。

ＴＦＳグループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　注記事項　(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載している。また、連結財務諸表の作成に当たって用いた重要な会計上の見積り及び仮定は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　注記事項　(重要な会計上の見積り)」に記載している。

(2)　経営成績等の状況の概要

①　財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のわが国経済は、日銀金融政策の動向に伴う金利上昇や米国の通商政策などによる影響がみられる中、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した。海外経済は、一部の地域で景気の持ち直しがみられたものの、関税の影響などを背景に全体としては減速傾向が続き、個人消費を下押しする動きがみられた。先行きについては、中東情勢の長期化に加え、各国の通商政策の動向などを背景に国内外の景気・物価動向をめぐる不確実性が高まっており、わが国を含む世界経済の下振れリスクを十分に留意していく必要がある。

このような状況のなか、ＴＦＳグループは各国のディーラー及びディストリビューターと連携しながら、トヨタ・レクサス車を中心としたローンやリースの提供及びバリューチェーンの拡大に継続して取り組んだ。その結果、トヨタ・レクサス新車販売に占める融資シェアは約30%、新車・中古車を合わせた新規融資件数は約413万件となり、融資残高も増加した。また、回収活動に係る業務改善やITシステム更新なども実施し、事業基盤の強化も進めた。

以上の結果、当連結会計年度のＴＦＳグループ連結決算は、売上高は４兆7,644億円と、前連結会計年度に比べて3,782億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は8,368億円と2,065億円の増益、経常利益は9,059億円と2,149億円の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6,414億円と1,504億円の増益となった。

ＴＦＳ単独決算については、売上高は2,678億円と、前事業年度に比べて1,365億円の増収となり、受取配当金の増加などにより、営業利益は2,348億円と1,350億円の増益、経常利益は2,376億円と1,372億円の増益、当期純利益は2,306億円と1,308億円の増益となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、前連結会計年度との比較・分析は変更後の区分により作成した情報に基づいて記載している。

(日本地域)

売上高は2,824億円と、前連結会計年度に比べて171億円の増収となり、貸倒関連費用の減少などにより、営業利益は385億円と９億円の増益となった。

(米州オセアニア地域)

売上高は３兆2,117億円と、前連結会計年度に比べて1,878億円の増収となり、デリバティブ関連損益の影響などにより、営業利益は6,205億円と1,726億円の増益となった。

(欧州アフリカ地域)

売上高は8,978億円と、前連結会計年度に比べて1,576億円の増収となり、融資残高の増加などにより、営業利益は1,242億円と384億円の増益となった。

(その他)

売上高は3,724億円と、前連結会計年度に比べて157億円の増収となったが、貸倒関連費用の増加などにより、営業利益は596億円と38億円の減益となった。

また、当連結会計年度末におけるＴＦＳグループの財政状態は次のとおりである。

当連結会計年度末の総資産は52兆8,560億円と、前連結会計年度末に比べて７兆1,688億円の増加となった。流動資産は５兆6,759億円増加して43兆4,355億円、固定資産は１兆4,928億円増加して９兆4,197億円となった。流動資産の増加は営業債権の増加などによるものであり、固定資産の増加は賃貸資産の増加などによるものである。

当連結会計年度末の負債合計は46兆2,185億円と、前連結会計年度末に比べて６兆1,384億円の増加となった。流動負債は２兆8,699億円増加して20兆9,660億円、固定負債は３兆2,684億円増加して25兆2,524億円となった。流動負債の増加は１年以内償還予定の社債、１年以内返済予定の長期借入金の増加などによるものであり、固定負債の増加は長期借入金の増加などによるものである。

当連結会計年度末の純資産合計は６兆6,375億円と、前連結会計年度末に比べて１兆303億円の増加となった。この増加は利益剰余金の増加、為替換算調整勘定の変動などによるものである。

② 営業実績

当連結会計年度の営業実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりである。

イ 取扱残高

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本地域	4,158,219	39.7
米州オセアニア地域	30,104,521	14.6
欧州アフリカ地域	7,455,168	20.0
その他	4,896,519	12.7
合計	46,614,428	17.1

(注) 1 セグメント間取引については相殺消去している。
2 上記取扱残高は営業債権、リース債権及びリース投資資産、賃貸資産の期末残高を記載している。

ロ 売上高実績

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
日本地域	282,464	6.4
米州オセアニア地域	3,211,722	6.2
欧州アフリカ地域	897,840	21.3
その他	372,432	4.4
合計	4,764,460	8.6

(注) セグメント間取引については相殺消去している。

5 重要な契約等

該当事項はない。

6 研究開発活動

該当事項はない。

第３　設備の状況

１　設備投資等の概要

ＴＦＳグループでは、顧客とのリース取引に応じるため取得する賃貸資産（車両運搬具、工具器具備品及び機械装置等）が主な対象である。当連結会計年度の賃貸資産の設備投資額は3,470,795百万円であり、主に米州オセアニア地域セグメントに係るものである。また、賃貸資産以外の設備投資額は44,264百万円であり、主にソフトウェアに係るものである。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はない。

２　主要な設備の状況

ＴＦＳグループにおける主たる設備の状況は、次のとおりである。

(1) 賃貸資産の状況

2026年３月31日現在

区分	帳簿価額(百万円)	構成比(%)
オペレーティング・リース資産	7,431,802	100.0
合計	7,431,802	100.0

(注) 上記のオペレーティング・リース資産は、主に米州オセアニア地域セグメントのリース用の車両である。

(2) 社用設備及び賃貸目的以外の事業用設備の状況

1) トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

重要なものはない。

2) 国内子会社の状況

2026年３月31日現在

子会社 (主な所在地)	セグメントの名称	主な設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
トヨタファイナンス㈱ (愛知県名古屋市)	日本地域	業務施設	620	23,472	420	24,514	1,957 (301)

(注) １　帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。
２　上記の子会社には、上表のほか、リース契約に基づく賃借資産があるが、重要性がないため記載を省略している。
３　従業員数の(　)は臨時雇用者数を外数で記載している。

3) 在外子会社の状況

2026年３月31日現在

子会社 (主な所在地)	セグメントの名称	主な設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	ソフトウェア	その他	合計	
トヨタ モータークレジット㈱ (Plano, Texas, U.S.A.)	米州オセアニア地域	業務施設	26,706	26,984	6,820	60,511	3,901 (183)
トヨタ ファイナンスオーストラリア㈱ (Sydney, New South Wales, Australia)	米州オセアニア地域	業務施設	3,032	7,699	1,256	11,988	977 (274)

(注) 1　帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び工具器具備品を含んでいる。
2　従業員数の(　)は臨時雇用者数を外数で記載している。

3　設備の新設、除却等の計画

重要な設備の新設、除却等の計画はない。

通常の営業活動の範囲内でリース取引に応じるための賃貸資産の取得、除却等を随時行っている。

第４　トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

１　株式等の状況

(1) 株式の総数等

①　株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,680,000
計	4,680,000

②　発行済株式

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,570,500	非上場	(注)１，２
計	1,570,500	―	―

(注)１　単元株制度は採用していない。
　　２　株式の譲渡制限に関する規定は次の通りである。
　　ＴＦＳの発行する全部の株式について、譲渡による当該株式の取得には、取締役会の承認を要する。

(2) 新株予約権等の状況

① ストックオプション制度の内容

該当事項はない。

② ライツプランの内容

該当事項はない。

③ その他の新株予約権等の状況

該当事項はない。

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

該当事項はない。

(4) 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2004年７月15日 (注)１	70,000	1,570,500	3,500	78,525	3,500	78,525

(注)１　株主割当　1,500,500：70,000　　70,000株

発行価格　　100,000円
資本組入額　　50,000円

(5) 所有者別状況

(2026年３月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	1	―	―	―	1	―
所有株式数(株)	―	―	―	1,570,500	―	―	―	1,570,500	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	100.00	―	―	―	100.00	―

(6) 大株主の状況

(2026年３月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地	1,570,500	100.00
計	―	1,570,500	100.00

(7) 議決権の状況

① 発行済株式

(2026年３月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式1,570,500	1,570,500	―
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,570,500	―	―
総株主の議決権	―	1,570,500	―

② 自己株式等

該当事項はない。

2　自己株式の取得等の状況

［株式の種類等］　該当事項はない。

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はない。

(2) 取締役会決議による取得の状況

該当事項はない。

(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

該当事項はない。

(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況

該当事項はない。

3　配当政策

ＴＦＳは、配当については、財務体質の強化、金融事業の新規展開に必要な内部留保を確保しつつ、業績に裏付けされた利益の配分を年１回行うことを基本方針としている。これらの利益の配分の決定機関は、株主総会である。また、ＴＦＳは取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

第26期(2026年３月期)は、上記方針に基づき、１株当たり121,723円を配当した。

(注)　基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)
2026年６月30日 定時株主総会決議	191,165	121,723

4　コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

① 会社機関の内容

ＴＦＳは、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役、という会社法上規定されている株式会社の機関制度を基本としている。

本書提出日現在、取締役会は取締役７名で構成され、ＴＦＳの業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督している。

また、監査役制度を採用している。監査役間での緊密な連携や分担を目的に監査役協議会を設置し、当該会議での意見交換を通じて策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務遂行について厳正な監査を行っている。

② 内部統制システムの状況

ＴＦＳは金融事業に内在するリスクに対する適正な統制を行うため、ＴＦＳグループ各社に対して社内組織ないし諸規則の整備及び運用、役職員の教育、各種報告及びチェック体制の強化を求めるとともに、効果的かつ効率的な内部監査を推進するグローバル監査体制を構築している。具体的には、監査体制をＴＦＳ、地域統括本部、子会社等の三層に区分し、各層の内部監査人が各担当領域の監査を実施している。各層間で責任を分担するとともに、状況に応じて協力して監査やトレーニングを実施することにより、ＴＦＳグループ全体としての監査の標準化・高度化及び効率化を図っている。

また、米国企業改革法第404条に基づく内部統制の評価については、主要子会社に対し、財務報告に影響を与える可能性のある業務処理の体制、方針及び手続について、その整備、運用及び評価等の実施徹底を要請しており、実施状況の点検を行っている。

③ リスク管理体制の状況

ＴＦＳ、地域統括本部、子会社等の各レベルで各種リスクを管理している。また、グループレベルでリスク全般を監視する「エンタープライズ・リスク・コミッティ」に加え、専門分野毎に「ファンクショナル・コミッティ」などを設置して、重要なリスクを管理するとともに、管理手法の最適化やグローバル展開に取り組んでいる。

④ 役員報酬の内容

ＴＦＳの取締役に対する報酬の内容は、年間報酬総額145百万円(うち、社外取締役―百万円)である。また、監査役に対する報酬の内容は、年間報酬総額27百万円(うち、社外監査役―百万円)である。

⑤ 取締役及び監査役との役員等賠償責任保険契約

ＴＦＳは会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしている。保険料は全額ＴＦＳが負担している。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。

⑥ 取締役の定数

ＴＦＳの取締役は13名以内とする旨定款に定めている。

⑦ 取締役の選任の決議要件

ＴＦＳの取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。

また、取締役の選任は累積投票によらないものとする旨を定款で定めている。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

イ　株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合の決定機関

ＴＦＳは、会社法第199条第１項の募集において、株主に株式の割当を引き受ける権利を与える場合には、募集事項及び同法第202条第１項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定められる旨を定款で定めている。

ロ　中間配当の決定機関

ＴＦＳは、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当について、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めている。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものである。

⑨ 取締役会の活動状況

当事業年度においてＴＦＳは取締役会を合計10回開催した。個々の取締役の出席状況については次のとおりである。

氏名	取締役会出席状況
頃　末　広　義	全10回中10回
小　寺　信　也	全10回中10回
マーク　テンプリン	全10回中10回
ハオ　ティエン	全10回中９回
西　　利　之	全10回中９回
宮　崎　洋　一	全10回中９回
小　林　耕　士	全10回中10回

取締役会における主な検討事項は、経営戦略、決算・財務関連、内部統制、リスクマネジメント、その他コーポレートガバナンス上の重要事項である。

(2) 役員の状況

① 役員一覧

男性9名　女性―名　(役員のうち女性の比率―%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 取締役社長	頃　末　広　義	1961年12月28日生	1986年４月 2018年４月 2021年４月 2021年４月	株式会社三井銀行 (現 株式会社三井住友銀行)　入社 株式会社三井住友銀行 常務執行役員　就任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役社長　〃 トヨタファイナンス株式会社 取締役　〃	(注) 1	なし
取締役上級副社長	小　寺　信　也	1962年３月１日生	1984年４月 2013年４月 常務役員　就任 2018年１月 2018年６月 取締役　〃 2019年２月 取締役社長　〃	トヨタ自動車株式会社 入社 同社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役上級副社長　〃 トヨタファイナンス株式会社 株式会社ＫＩＮＴＯ	(注) 1	なし
取締役	マーク テンプリン	1961年１月２日生	1990年１月 2013年４月 常務役員　就任 2016年４月 2016年５月 取締役会長　〃 2018年９月 取締役社長　〃 2018年９月 取締役社長　〃 2018年９月 取締役会長　〃 2021年10月 取締役会長　〃 2024年１月 取締役会長　〃 2025年１月 取締役副社長　〃	米国トヨタ自動車販売株式会社 入社 トヨタ自動車株式会社 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社 取締役　〃 トヨタ モーター クレジット 株式会社 同社 トヨタ モーター インシュランス サービス株式会社 トヨタ クレジット カナダ株式会社 トヨタ ファイナンシャル セービングバンク株式会社 トヨタ モーター クレジット 株式会社 トヨタ モーター ノース アメリカ 株式会社	(注) 1	なし
取締役	ハオ　ティエン	1964年５月19日生	1999年６月 2017年１月 2020年１月 取締役　〃	カナダトヨタ株式会社 入社 トヨタ モーター アジア パシフィック株式会社(現 トヨタ モーター アジア (シンガポール)株式会社) 取締役　就任 トヨタファイナンシャルサービス 株式会社	(注) 1	なし

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	三　好　正　浩	1972年７月２日生	1995年４月 2024年１月 2026年６月 2026年６月 	トヨタ自動車株式会社 入社 トヨタファイナンス株式会社 取締役　就任 同社 取締役社長　〃 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役　〃	(注)１	なし
取締役	宮　崎　洋　一	1963年10月19日生	1986年４月 2016年６月 2020年６月 2022年４月 2022年４月 2023年６月 2025年６月 	トヨタ自動車株式会社 入社 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役　就任 トヨタ モーター　アジア パシフィック株式会社(現 トヨタ モーター アジア（シンガポール)株式会社) 取締役社長　〃 トヨタ自動車株式会社 執行役員　〃 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役　〃 トヨタ自動車株式会社 取締役　〃 同社 取締役副社長　〃	(注)１	なし
取締役	小　林　耕　士	1948年10月23日生	1972年４月 (現 トヨタ自動車株式会社)　入社 2001年６月 2007年６月 2010年６月 2015年６月 2018年１月 2018年１月 2018年６月 2018年６月 2022年６月 2023年４月 	トヨタ自動車工業株式会社 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役　就任 株式会社デンソー 専務取締役　〃 同社 取締役副社長　〃 同社 取締役副会長　〃 トヨタ自動車株式会社 副社長　〃 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 取締役　〃 トヨタ自動車株式会社 取締役　〃 トヨタファイナンス株式会社 取締役　〃 トヨタ自動車株式会社 執行役員　〃 同社 Executive Fellow　〃	(注)１	なし

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	杉　森　晋　之	1964年２月10日生	1986年４月 2022年６月 2024年11月	千代田火災海上保険株式会社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)　入社 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 監査役　就任 トヨタファイナンス株式会社 監査役　〃	(注) 2	なし
監査役	東　　崇　徳	1975年８月11日生	1999年４月 2025年６月 2025年７月	トヨタ自動車株式会社 入社 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 監査役　就任 トヨタ自動車株式会社 経理本部本部長　〃	(注) 2	なし
計						―

(注) 1　取締役の任期は、2027年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。
　　2　監査役の任期は、2028年３月期に係る定時株主総会終結の時までである。

(3) 監査の状況

① 監査役監査の状況

監査役制度を採用している。監査役間での緊密な連携や分担を目的に監査役協議会を設置し、当該会議での意見交換を通じて策定された監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務遂行について厳正な監査を行っている。

当事業年度においてＴＦＳは監査役協議会を合計５回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりである。

氏名	監査役協議会出席状況
杉　森　晋　之	全５回中５回
近　　健　太	全４回中４回
東　　崇　徳	全４回中４回
小　倉　克　幸	全１回中１回
山　本　正　裕	全１回中１回

監査役協議会における具体的な検討内容は、監査の方針及び監査実施計画とその結果、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の報酬、監査の方法及びその結果の相当性等である。

また、監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類、報告書等の閲覧、本社・事業所における業務及び財産状況の調査、子会社の訪問による取締役等及び従業員との意思疎通・事業内容の確認と助言、内部監査部門・会計監査人からの監査の方針、計画、実施状況、結果及びその後の改善状況の確認を行っている。

② 内部監査の状況

ＴＦＳグループの内部監査は、ＴＦＳによるグローバル監査、地域統括本部による地域監査、各子会社等による個社監査の三層構造で実施されている(内部監査人は全体で160名)。各層間の責務、連携は「ＴＦＳグループ内部監査規程」において調整され、各層の取締役会、監査役会等にて承認を受けた年度監査計画に基づき、リスクベースで総合的な業務監査を行っている。

ＴＦＳにおいては、ガバナンス、リスクマネジメント、コントロールの有効性評価を行い、その結果は要改善事項の提案とともに、取締役会、監査役、各層の経営責任者に直接報告されている。

会計監査人と情報交換を実施し、リスクマネジメント、コンプライアンス管轄部署とも常時情報共有を行い、相互連携を図っている。

③ 会計監査の状況

イ 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

ロ 継続監査期間

2001年３月期以降

なお、ＴＦＳは2007年３月期以降、継続してPwC Japan有限責任監査法人による監査を受けている。また、会社設立から2006年３月期まで継続してPwC Japan有限責任監査法人の前身である旧中央青山監査法人による監査を受けていたため、その期間を含めて記載している。

ハ 業務を執行した公認会計士

森　直子

西坂　和彦

ニ 監査業務に係る補助者の構成

監査法人の選定基準に基づき決定されている。具体的には、公認会計士を主たる構成員とし、その補助者も加えて構成されている。

ホ　監査法人の選定方針と理由

ＴＦＳはトヨタの連結子会社であり、トヨタは会計監査人としてPwC Japan有限責任監査法人を選任していることから、会計監査人を統一することでグループにおける連結決算監査及びガバナンスの有効性、効率性等の向上が図れると判断したためである。

ヘ　監査役による監査法人の評価

ＴＦＳの監査役は、監査法人に対し評価を行っている。PwC Japan有限責任監査法人の監査計画・監査方法・結果について相当であり、また会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制整備、監査業務の定期的な検証及び外部機関による検査も適切に実施されていると評価している。

④　監査報酬の内容等

イ　監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	100	―	104	―
連結子会社	131	29	143	29
計	231	29	247	29

ロ　監査公認会計士等と同一のネットワーク(プライスウォーターハウスクーパース)に対する報酬(イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	―	―	―	―
連結子会社	2,684	724	2,862	692
計	2,684	724	2,862	692

上記イ及びロの報酬に関する前連結会計年度及び当連結会計年度における連結子会社の非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等である。

ハ　監査報酬の決定方針

監査日数等を勘案した上で決定している。

(4) 役員の報酬等

該当事項はない。

(5) 株式の保有状況

該当事項はない。

5　従業員の状況等

(1) 人材戦略に関する基本方針等

①ＴＦＳグループの人材戦略

ＴＦＳグループでは、『プロとして仕事を最後までやりきる「実行力」と、周囲に好影響をあたえる「人間力」を磨いていく向上心をもち、それぞれの持ち場で失敗を恐れずに行動を起こし、未来を切り拓いていくことのできる人材づくり』に力を注いでいる。

また、個々の力を磨くことに加え、これらを備えた人材が国境や文化の違いを越えてＴＦＳグループとしての一体感をもって金融事業を営んでいくために、共通のコアバリューである「ＴＦＳ　ＷＡＹ」を定め、「Courage」、「Agility」、「Collaboration」の実践を促進している。



これらの普遍的な人材育成施策に加え、目下のトヨタ及びＴＦＳグループの経営方針を支える人材戦略として以下について重点的に取り組んでいる。

イ　グローバル幹部の育成

事業のグローバル展開に対応するため、多様なバックグラウンドを有する人材の確保・育成を推進し、地域特性に応じた最適な人材配置を行っている。特に、各地域における経営基盤の強化に資するリーダー人材の育成及びタレントマネジメントの高度化に取り組んでいる。

具体的には、海外を含む子会社のトップ層がトヨタの価値観や考え方・仕事の進め方等を理解・実践し、リーダーシップを発揮できるよう、トヨタと連携したグローバル幹部の人材育成施策である「LDP（Leadership Development Program）」や、ＴＦＳグループとして次世代のグローバル幹部候補を計画的に育成する施策である「SMDP（Senior Management Development Program）」や「ELP（Emerging Leaders Program）」を推進している。

ロ　専門性の拡充

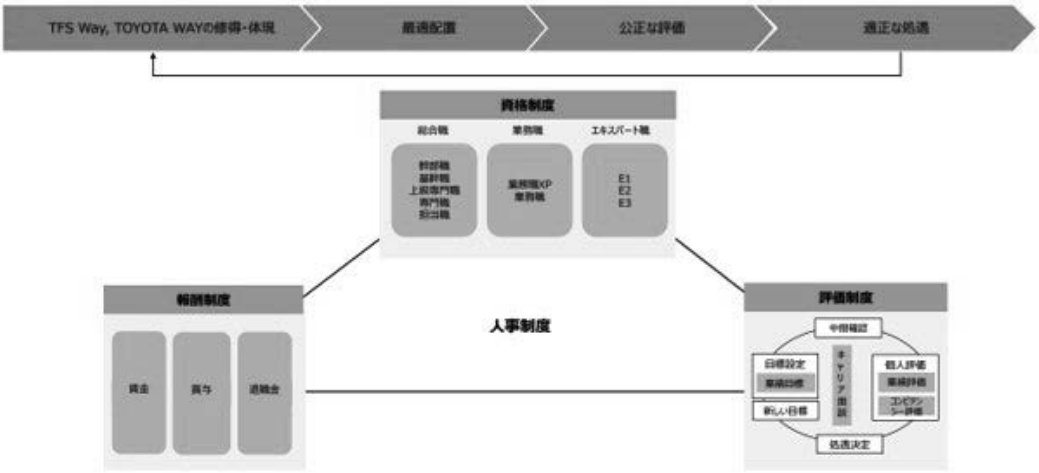
金融サービスの高度化及びデジタル化の進展に対応するため、専門性の高い人材（デジタル、情報セキュリティ、データ分析等）の採用・育成を強化し、競争優位性の確保を図っている。機能別に地域を超えたグローバルとしての専門人材育成・適材適所配置の取組みも進めている。

ハ　組織力の向上

従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境の整備として、多様な働き方の推進、エンゲージメント向上施策の実施、及び公正・透明な評価制度の運用を通じて、持続的な組織力の向上を目指している。

②ＴＦＳグループにおける給与・その他給付の決定方針

ＴＦＳにおいては、VUCAの時代の急速な変化に対応していく必要性が増し、新規事業・サービスの検討・実装を担う人材のニーズが高まる中、従来の人材育成（ジェネラルにキャリアを形成する総合職）だけでは不足するため、先述の専門性を高める人材育成に加え、人事制度を改定して「エキスパート職」を新たに定め、特定領域における高い専門性を有した人材の採用・育成にも取り組み始めている。



こうした専門性の高い人材の採用・育成と併せ、従前のような年功的ではなく、成果・役割に応じた処遇変動を実現するために、評価・報酬制度を改定した。新たな制度では従業員の頑張りを正しく評価し、報酬で報いることができる仕組みを導入している。具体的には、職種や資格等級で定められる標準（求められる職務水準や役割）に沿った取組みテーマ及び難易度（Standard/Difficult）を期首に設定し、期末には取組みテーマ推進のプロセスと結果を振り返ってコンピテンシー（能力発揮状況）やテーマ達成度に応じた成果を評価し、評価結果と現資格等級及び現処遇に応じて昇給もしくは降給の額、及び賞与加算額を決める仕組みである。

トヨタファイナンス㈱においては、頑張りが報われる報酬制度の実現を目指し、職務内容及び役割に応じた等級制度並びに業績・行動等を踏まえた人事評価制度に基づき、公平性及び透明性を確保した上で昇給・賞与等を含めて総合的に決定している。併せて、外部労働市場の動向やトヨタファイナンス㈱グループの業績水準を踏まえ、従業員のモチベーション向上と持続的な人材確保につながる報酬体系の構築に努めている。

ＫＩＮＴＯテクノロジーズ㈱においては、IT領域のスピード感や市場の変化に耐えうるプロフェッショナル人材の採用を念頭に、AI・クラウド人材を中心として幅広いニーズに応えられる人材ポートフォリオを志向している。またAI技術の台頭に適応すべく、社内の業務プロセス変革と共に既存社員のスキル教育にも積極的に投資している。ＴＦＳグループにおける報酬水準に加え、人材市場において競合するIT業界の報酬水準をベンチマークとして、IT人材の市場価値に見合った適切な報酬体系を整備しており、制度面についても「明確なルール×成長と貢献が実感できる仕組み」をテーマにIT人材に適した設計を行っている。

(2) 従業員の状況

① 連結会社の状況

2026年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本地域	2,154
米州オセアニア地域	6,240
欧州アフリカ地域	2,587
その他	5,009
全社(共通)	123
合計	16,113 (1,769)

(注) １ 従業員数については、就業人員（ＴＦＳグループからグループ外への出向者を除き、グループ外からＴＦＳグループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

２ 全社(共通)は、ＴＦＳに所属している従業員である。

② トヨタファイナンシャルサービス株式会社の状況

2026年３月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
123(29)	41.9	6.4	10,253	4.8

(注) １ 従業員数については、就業人員(ＴＦＳから社外への出向者を除き、社外からＴＦＳへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

２ 平均年間給与額は、基準外賃金及び賞与を含む。

③ 最大人員会社の状況

イ 当事業年度における従業員数が最も多い会社

トヨタファイナンス㈱

2026年３月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
1,957 (301)	42.5	12.9	7,109	3.1

(注) １ 従業員数については、就業人員（トヨタファイナンス㈱から他社への出向者を除き、他社からトヨタファイナンス㈱への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(１日８時間換算)を()内に外数で記載している。

２ 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含む。

ロ 上記イの会社の次に従業員の多い会社

ＫＩＮＴＯテクノロジーズ㈱

2026年３月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
415 (27)	39.7	2.8	8,912	5.9

(注) １ 従業員数については、就業人員（ＫＩＮＴＯテクノロジーズ㈱から他社への出向者を除き、他社からＫＩＮＴＯテクノロジーズ㈱への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載している。

２ 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含む。

④ 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

⑤ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

イ トヨタファイナンシャルサービス株式会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%)(注1)	男性労働者の育児休業取得率(%)(注1)	労働者の男女の賃金の差異(%)(注1)		
	専門職	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
14.9	100.0	71.3	75.0	51.8

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

ロ 連結子会社

当事業年度							
会社名	管理職に占める女性労働者の割合(%)(注1)	男性労働者の育児休業取得率(%)			労働者の男女の賃金の差異(%)(注1)		
		雇用管理区分			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
トヨタファイナンス㈱	7.6	全労働者	93.5	(注2)	51.5	51.5	53.3
㈱ＫＩＮＴＯ	21.1	正規労働者	100.0	(注1)	58.0	59.2	48.0
ＫＩＮＴＯテクノロジーズ㈱	14.3	全労働者	76.5	(注3)	83.5	83.6	233.1

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものである。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成３年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成３年労働省令第25号)第71条の６第２号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものである。

3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成３年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成３年労働省令第25号)第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものである。

第５ 経理の状況

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) ＴＦＳの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成している。

(2) ＴＦＳの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成している。

(3) ＴＦＳは、継続開示会社に該当しないため、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和48年大蔵省令第５号）に基づき、連結キャッシュ・フロー計算書の記載を省略している。

1　連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

①　連結貸借対照表

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2025年３月31日)		当連結会計年度 (2026年３月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		1,420,146		1,337,982
営業債権	※５，※６	30,593,345	※５，※６	35,479,030
リース債権及びリース投資資産		3,061,394		3,703,594
有価証券	※５	1,680,864	※５	1,713,467
その他		1,510,127		1,758,749
貸倒引当金		△506,211		△557,249
流動資産合計		37,759,666		43,435,575
固定資産				
有形固定資産				
賃貸資産(純額)	※５，※６	6,157,791	※５，※６	7,431,802
その他		52,498		60,616
有形固定資産合計	※１	6,210,290	※１	7,492,419
無形固定資産		85,111		89,491
投資その他の資産				
投資有価証券	※２，※５	1,213,873	※２，※５	1,393,145
その他	※２	417,620	※２	444,731
投資その他の資産合計		1,631,494		1,837,876
固定資産合計		7,926,896		9,419,787
繰延資産		632		672
資産合計		45,687,195		52,856,035

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）		当連結会計年度 （2026年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
短期借入金	※５	1,332,895	※５	1,322,083
１年以内返済予定の長期借入金	※５，※６	4,692,578	※５，※６	5,473,943
１年以内償還予定の社債	※５	4,775,838	※５	5,672,534
コマーシャルペーパー		3,912,302		4,359,204
その他の引当金		42,816		58,748
その他		3,339,632		4,079,516
流動負債合計		18,096,063		20,966,031
固定負債				
社債	※５	11,896,409	※５	12,288,630
長期借入金	※５，※６	9,097,599	※５，※６	11,040,255
繰延税金負債		614,397		812,211
その他の引当金		552		7,624
退職給付に係る負債		18,477		20,455
その他		356,571		1,083,321
固定負債合計		21,984,007		25,252,499
負債合計		40,080,070		46,218,531
純資産の部				
株主資本				
資本金		78,525		78,525
資本剰余金		157,779		157,779
利益剰余金		4,303,414		4,865,661
株主資本合計		4,539,719		5,101,965
その他の包括利益累計額				
その他有価証券評価差額金		△20,263		△19,158
繰延ヘッジ損益		△230		△3,113
為替換算調整勘定		969,873		1,422,163
その他の包括利益累計額合計		949,379		1,399,891
非支配株主持分		118,026		135,646
純資産合計		5,607,125		6,637,503
負債純資産合計		45,687,195		52,856,035

② 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	※１　4,386,219	※１　4,764,460
売上原価	※３　2,889,187	※３　3,028,905
売上総利益	1,497,031	1,735,554
販売費及び一般管理費	※２　866,740	※２　898,745
営業利益	630,290	836,809
営業外収益		
持分法による投資利益	11,974	11,291
償却債権取立益	47,624	54,007
その他	4,904	6,218
営業外収益合計	64,504	71,517
営業外費用		
固定資産処分損	1,384	1,105
為替差損	1,606	441
その他	818	877
営業外費用合計	3,809	2,424
経常利益	690,985	905,901
特別利益		
負ののれん発生益	―	4,283
特別利益合計	―	4,283
特別損失		
顧客補償等対応費用引当金繰入額	―	24,034
減損損失	―	3,213
投資有価証券評価損	―	407
特別損失合計	―	27,655
税金等調整前当期純利益	690,985	882,529
法人税、住民税及び事業税	233,193	92,385
法人税等調整額	△44,505	138,186
法人税等合計	188,688	230,572
当期純利益	502,297	651,956
非支配株主に帰属する当期純利益	11,334	10,533
親会社株主に帰属する当期純利益	490,962	641,423

連結包括利益計算書

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
当期純利益	502,297	651,956
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,694	1,105
繰延ヘッジ損益	△793	△1,214
為替換算調整勘定	△82,323	459,685
持分法適用会社に対する持分相当額	3,552	851
その他の包括利益合計	※１　△81,259	※１　460,427
包括利益	421,037	1,112,383
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	410,092	1,091,936
非支配株主に係る包括利益	10,945	20,447

③　連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	159,900	3,947,716	4,186,141
当期変動額				
剰余金の配当			△135,264	△135,264
親会社株主に帰属する当期純利益			490,962	490,962
連結子会社株式の追加取得による持分の増減		△2,121		△2,121
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計		△2,121	355,698	353,577
当期末残高	78,525	157,779	4,303,414	4,539,719

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△18,568	849	1,047,969	1,030,249	113,988	5,330,380
当期変動額						
剰余金の配当						△135,264
親会社株主に帰属する当期純利益						490,962
連結子会社株式の追加取得による持分の増減						△2,121
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,694	△1,079	△78,095	△80,870	4,037	△76,832
当期変動額合計	△1,694	△1,079	△78,095	△80,870	4,037	276,744
当期末残高	△20,263	△230	969,873	949,379	118,026	5,607,125

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	78,525	157,779	4,303,414	4,539,719
当期変動額				
剰余金の配当			△79,176	△79,176
親会社株主に帰属する当期純利益			641,423	641,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			562,246	562,246
当期末残高	78,525	157,779	4,865,661	5,101,965

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△20,263	△230	969,873	949,379	118,026	5,607,125
当期変動額						
剰余金の配当						△79,176
親会社株主に帰属する当期純利益						641,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,105	△2,882	452,289	450,512	17,619	468,131
当期変動額合計	1,105	△2,882	452,289	450,512	17,619	1,030,378
当期末残高	△19,158	△3,113	1,422,163	1,399,891	135,646	6,637,503

注記事項

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　90社

主要な連結子会社名は、「第１　企業の概況　４　関係会社の状況」に記載しているため、省略した。

なお、当連結会計年度より、ダイハツ信販㈱、トヨタ インシュランス ブローカー 北京㈲(旧 北京 シェンタン インシュランス ブローカーズ㈲)、トヨタ インシュランス サービス フィリピン㈱を新規出資により連結の範囲に含めることとした。また、イージー カー レンタル㈱、モト カー レンタル㈱は、合併に伴う消滅により連結の範囲から除外することとした。

2　持分法の適用に関する事項

(イ)持分法適用の関連会社数　　９社

(ロ)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用している。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日(3月31日)と異なる主な会社は次のとおりである。

決算日	会社名
12月31日	バンコ トヨタ ブラジル㈱
	トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ㈱
	トヨタ モーター ファイナンス チャイナ㈲

連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用している。

4　在外子会社及び在外関連会社の会計方針に関する事項

在外子会社及び在外関連会社の連結にあたっては、原則として米国会計基準もしくは国際財務報告基準に準拠して作成された財務諸表を採用している。

5　会計方針に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として個別法により算定している。ただし、米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社及び在外関連会社が保有する持分投資並びに公正価値オプションを適用した一部の負債証券の評価差額は純損益に計上している。)

市場価格のない株式等

…主として総平均法による原価法

②　デリバティブ

…時価法

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　賃貸資産

主としてリース期間を償却年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法によっている。なお、賃貸資産の処分損失に備えるため、減価償却費を追加計上している。

(ハ)重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、将来予測情報や貸倒実績率等により計上している。

この他に保証業務から生ずる債権の貸し倒れによる損失に備えるため、保証履行に伴う求償債権等未収債権に対する回収不能見込額を過去の貸倒実績率を基礎とした貸倒引当率により見積り、計上している。

(ニ)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理している。

(ホ)重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース

国内子会社

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

在外子会社

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっている。

② オペレーティング・リース

リース料総額をリース期間に按分し毎月均等額を収益に計上している。

③ 融資

主として利息法(元本残高に対して一定の料率で計算した利息の額を収益計上する方法)によっている。

(ヘ)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上している。

(ト)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

国内子会社は原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用した主なヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金、社債

③ ヘッジ方針

資金調達に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

・事前テスト

比率分析もしくは回帰分析等の統計的手法

・事後テスト

比率分析

(チ)組替再表示

過年度の金額は、当連結会計年度の表示に合わせて組み替えて再表示されている。

（重要な会計上の見積り）

1　金融資産に係る貸倒引当金

ＴＦＳグループの金融資産は、顧客及び販売店に対する営業債権、リース債権及びリース投資資産からなる。信用リスクは、顧客もしくは販売店の支払不能や、担保価値(売却費用控除後)が債権の帳簿価額を下回る場合を含む。ＴＦＳグループは、貸倒引当金を当連結会計年度において552,110百万円(前連結会計年度において500,650百万円)計上しており、この引当金は、金融資産の各ポートフォリオの貸倒損失見込額に対するマネジメントによる見積りを反映している。貸倒引当金は、信用リスク評価プロセスの一環として行われている体系的かつ継続的なレビュー及び評価、過去の損失の実績、ポートフォリオの規模及び構成、現在の経済的な事象及び状況、担保物の見積公正価値及びその十分性、経済状況の動向などの将来予測情報、ならびにその他の関連する要因に基づき算定されている。この評価は性質上判断を要するものであり、重要な変動の可能性のある将来期待受取キャッシュ・フローの金額及びタイミングを含め、重要な見積りを必要とするものである。

ＴＦＳグループは、現在入手可能な情報に基づき、貸倒引当金は十分であると考えているが、貸倒損失の発生に関する見積りまたは仮定の変更、将来の期待キャッシュ・フローの変化を示す情報の入手、または、経済及びその他の事象または状況の変化により、追加の引当金が必要となってくる可能性がある。中古車価値の実績値及び推定値の低下とともに、金利の上昇、失業率の上昇及び負債残高の増加といった消費者に影響を与える将来的な経済の変化が生じた場合、将来の業績に悪影響を与える可能性がある。

貸倒引当金のレベルは、主に債務不履行確率と債務不履行時損失率の２つの要因により影響を受ける。ＴＦＳグループは、貸倒引当金を評価する目的で、金融損失に対するエクスポージャーを「顧客」と「販売店」という２つの基本的なカテゴリーに分類している。ＴＦＳグループの「顧客」カテゴリーは比較的少額の残高を持つ同質の金融資産から構成されており、「販売店」カテゴリーは卸売債権及びその他のディーラー貸付金である。貸倒引当金は少なくとも半期ごとに見直しを行っており、その際には、引当金残高が将来発生する可能性のある損失をカバーするために十分な残高を有しているかどうかを判断するために、様々な仮定や要素を考慮している。

2　賃貸資産に係る見積残存価額

ＴＦＳグループが賃貸人となっている賃貸資産(オペレーティング・リース車両)は、取得原価で計上し、そのリース期間にわたって見積残存価額になるまで定額法で減価償却している。ＴＦＳグループは、これらの車両に関して予想される損失に対して十分な金額を、見積残存価額の見直しを行うことで減価償却累計額に反映しており、その残高は当連結会計年度末が91,339百万円、前連結会計年度末は68,283百万円である。

ＴＦＳグループは、リース期間の終了した賃貸資産の売却収入が、リース期間の終了時における当該資産の帳簿価額を下回るために、その売却時に損失が生じるというリスクにさらされている。ＴＦＳグループは保有しているポートフォリオの未保証残存価値に関し予想される損失に備えるため、報告期間の期末日ごとに見積残存価額を見直している。見積残存価額の見直しは、見積車両返却率及び見積損失の程度を考慮して行っている。見積車両返却率及び見積損失の程度を決定する際の考慮要因には、中古車販売に関する過去の情報や市場情報、リース車両返却の趨勢や新車市場の趨勢、及び一般的な経済情勢が含まれている。ＴＦＳグループはこれらの要因を評価し、いくつかの潜在的な損失のシナリオを想定したうえで、見積残存価額の見直しが予想される損失を補うに十分であるかを判断するため、見直した見積残存価額の妥当性を検討している。

（未適用の会計基準等）

（企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（2024年９月13日））

（企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（2024年９月13日））

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首より適用予定である。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中である。

（企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」（2026年１月９日））

（企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」（2026年１月９日））

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560　実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首より適用予定である。

（連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	1,321,546百万円	1,670,854百万円

※２　関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
投資有価証券（株式）	113,201百万円	118,846百万円
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	40,922	44,931
投資その他の資産その他（出資金）	3,130	2,741
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	3,130	2,741

３　偶発債務

トヨタ販売店及びレンタリース店等が一般顧客に割賦販売等を行うに当たり、連結子会社がトヨタ販売店及びレンタリース店等に対して保証業務として債務保証を行っている。

また、連結子会社以外のトヨタグループ会社が行った資金調達に対し、債務保証を行っている。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
連結子会社の営業上の債務保証	2,712,516百万円	1,844,526百万円
トヨタ ファイナンシャル サービス サウス アフリカ㈱	74,481	114,408
その他	18,094	19,494
合計	2,805,092	1,978,429

４　当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
貸出未実行残高	4,439,995百万円	3,725,614百万円

なお、上記当座貸越契約及び貸出コミットメントにおいては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

※５　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
営業債権	7,464,994百万円	8,380,589百万円
賃貸資産（純額）	1,600,271	1,911,606
有価証券	81,980	83,974
投資有価証券	225,445	319,690

担保付債務

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
短期借入金	16,208百万円	18,341百万円
１年以内返済予定の長期借入金	3,211,596	3,434,340
長期借入金	4,154,388	4,998,121
１年以内償還予定の社債	10,557	31,628
社債	75,474	81,900

※6　ノンリコース債務

借入金に含まれるノンリコース債務

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
長期借入金(１年以内返済予定の長期借入金を含む)のうち、ノンリコース債務	7,280,010百万円	8,340,531百万円

ノンリコース債務に対応する資産

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
営業債権	6,971,766百万円	7,814,319百万円
賃貸資産(純額)	1,600,271	1,911,606

7　顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、重要性がないため、記載を省略している。

8　契約負債の金額は、重要性がないため、記載を省略している。

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、重要性がないため、「（収益認識関係）」の記載を省略している。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
従業員給与・手当	198,370百万円	219,731百万円
貸倒引当金繰入額	265,842	250,798

※３　売上原価には、デリバティブ関連損益が含まれている。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
デリバティブ関連損益	（損）7,633百万円	（益）124,556百万円

（連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,765百万円	1,999百万円
組替調整額	△6,996	△211
法人税等及び税効果調整前	△3,231	1,788
法人税等及び税効果額	1,536	△683
その他有価証券評価差額金	△1,694	1,105
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△1,315	△2,333
組替調整額	154	560
法人税等及び税効果調整前	△1,160	△1,772
法人税等及び税効果額	366	557
繰延ヘッジ損益	△793	△1,214
為替換算調整勘定		
当期発生額	△82,323	459,685
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	3,552	851
その他の包括利益合計	△81,259	460,427

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,570,500	―	―	1,570,500

２　自己株式に関する事項

該当事項はない。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	135,264	86,128	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	79,176	50,415	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,570,500	―	―	1,570,500

２　自己株式に関する事項

該当事項はない。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

４　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	79,176	50,415	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	191,165	121,723	2026年3月31日	2026年7月1日

（リース取引関係）

1　ファイナンス・リース取引

（貸手側）

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
リース料債権部分	977,928百万円	1,158,464百万円
見積残存価額部分	623,812	823,987
受取利息相当額	△185,311	△224,087
合計	1,416,429	1,758,364

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
１年以内	634,623百万円	748,540百万円
１年超２年以内	510,767	613,626
２年超３年以内	397,448	462,012
３年超４年以内	198,146	220,037
４年超５年以内	68,557	87,416
５年超	13,986	12,263

リース投資資産

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
１年以内	407,451百万円	501,026百万円
１年超２年以内	239,882	290,182
２年超３年以内	172,354	207,457
３年超４年以内	111,100	101,613
４年超５年以内	32,687	39,058
５年超	14,452	19,125

2　オペレーティング・リース取引

（貸手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
１年以内	1,105,489百万円	1,303,421百万円
１年超	1,206,199	1,326,179
合計	2,311,689	2,629,601

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

ＴＦＳグループは、自動車を購入する顧客、及び販売店に対する融資プログラム及びリースプログラムの提供等の金融サービス事業を行っている。これらの事業を行うため、市場の状況を勘案し、長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融の他、社債やコマーシャルペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っている。このように、主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有しているため、そのリスクヘッジを目的としてデリバティブ取引も利用している。なお、ＴＦＳグループでは投機もしくはトレーディング目的でのデリバティブ取引は行っていない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

ＴＦＳグループが保有する金融資産は、主として、顧客及び販売店に対する営業債権、リース債権及びリース投資資産であり、顧客や販売店の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されている。経済環境等の状況変化により顧客や販売店の信用状況が悪化した場合には、契約条件に従った債務履行がなされない可能性がある。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に純投資目的で保有する債券、投資信託であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されている。

借入金、社債、コマーシャルペーパー及び債権流動化による資金調達は、一定の環境下でＴＦＳグループが市場を利用できなくなる場合等、必要な量の資金を確保できなくなる流動性リスクに晒されている。また、変動金利の資産及び負債については金利の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引等を利用することにより当該リスクを抑制している。外貨建の資産及び負債については為替の変動リスクに晒されており、通貨スワップ取引等を利用することにより当該リスクを抑制している。

デリバティブ取引には、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引等があり、取引相手方の不履行が起こった場合の信用リスク(カウンターパーティーリスク)に晒されている。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)　5　会計方針に関する事項　(ト)重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

ＴＦＳグループは、営業債権、リース債権及びリース投資資産等について、与信審査(スコアリングないし格付付与、信用情報調査等)、与信額の決定、保証や担保の設定、延滞状況のモニタリング、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運用している。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブや預金取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報やエクスポージャーを定期的に把握するほか、デリバティブ取引の時価に基づいて担保金を一部の取引相手と授受することにより、リスクの抑制を図っている。

②　市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

保有する金融資産及び金融負債が被りうる、為替や金利の変動による不利な影響を軽減するために、ＴＦＳグループでは資産及び負債の統合的な管理(ALM)を行っている。資金調達及びALMに関するグループ共通の指針を定め、金融資産と金融負債との通貨、期間、金利特性のマッチングを図ることを原則として運営している。特に金利変動リスクに関しては、金利感応度(100BPV)等の金利リスク指標について基準値を定め、定期的にモニタリングしている。

100BPVは、他のリスク変数が一定の場合、金利の100ベーシスポイント(１%)の上昇によって金融資産・金融負債の現在価値の純額がどれだけ変化するかを示す指標である。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 2025年３月31日	当連結会計年度 2026年３月31日
金利感応度(100BPV)	(減少)137,535	(減少)146,515

有価証券及び投資有価証券については、時価の把握を定期的に行うことにより管理している。

デリバティブ取引の実行及び管理については、資金担当部門が取引権限及び取引限度等について定めたルールに基づき、ヘッジ目的に沿った内容の取引を行っている。

なお、在外子会社への投資に係るものを除き、ＴＦＳグループに重要な為替リスクはない。

③ 資金調達に係る流動性リスク(必要な量の資金を確保できなくなるリスク)の管理

ＴＦＳグループは、ALMを通して資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等によって、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。また、「(デリバティブ取引関係)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

前連結会計年度(2025年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業債権	30,593,345		
貸倒引当金(※２)	△444,568		
	30,148,777	30,558,249	409,471
(2) リース債権及びリース投資資産(※３)	2,437,581		
貸倒引当金(※２)	△56,082		
	2,381,499	2,518,433	136,933
(3) 有価証券及び投資有価証券(※７)	2,809,875	2,820,683	10,807
資産計	35,340,152	35,897,365	557,213
(1) 社債(※４)	16,672,247	16,586,336	△85,910
(2) 長期借入金(※５)	13,790,178	13,782,682	△7,495
負債計	30,462,425	30,369,019	△93,406
デリバティブ取引(※６)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	16,526	△24,151	△40,678
② ヘッジ会計が適用されているもの	95	△7,470	△7,565
デリバティブ取引計	16,622	△31,621	△48,243

(※１)　以下の注記は省略している。
現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、短期借入金及びコマーシャルペーパー

(※２)　営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※３)　リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※４)　社債には、１年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※５)　長期借入金には、１年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※６)　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。
また、連結貸借対照表計上額については、在外子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(※７)　市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	84,862

当連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業債権	35,479,030		
貸倒引当金(※２)	△485,460		
	34,993,569	35,458,820	465,250
(2) リース債権及びリース投資資産(※３)	2,879,607		
貸倒引当金(※２)	△66,650		
	2,812,956	2,984,804	171,847
(3) 有価証券及び投資有価証券(※７)	3,019,161	3,023,690	4,529
資産計	40,825,688	41,467,315	641,627
(1) 社債(※４)	17,961,165	17,877,051	△84,114
(2) 長期借入金(※５)	16,514,199	16,486,072	△28,126
負債計	34,475,364	34,363,124	△112,240
デリバティブ取引(※６)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	△76,034	△60,047	15,987
② ヘッジ会計が適用されているもの	639	△13,643	△14,282
デリバティブ取引計	△75,395	△73,690	1,704

(※１) 以下の注記は省略している。
現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、短期借入金及びコマーシャルペーパー

(※２) 営業債権、リース債権及びリース投資資産に対応する貸倒引当金を控除している。

(※３) リース債権及びリース投資資産は、見積残存価額を控除している。

(※４) 社債には、１年以内償還予定の社債及び社債を含んでいる。

(※５) 長期借入金には、１年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金を含んでいる。

(※６) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務(△)は、純額で表示している。
また、連結貸借対照表計上額については、在外子会社の取引の一部につき関連する担保金額を控除している。

(※７) 市場価格のない株式等は、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含まれていない。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりである。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	87,450

（注１）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年３月31日)

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金及び預金	1,420,146	―	―
営業債権	10,475,616	18,051,619	1,659,976
リース債権及びリース投資資産	868,860	1,519,800	24,651
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
①債券	218,790	360,604	319,850
②その他	657,888	―	502
その他有価証券のうち満期があるもの　計	876,678	360,604	320,352
合計	13,641,302	19,932,023	2,004,980

当連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
現金及び預金	1,337,982	―	―
営業債権	12,429,728	20,789,038	1,837,933
リース債権及びリース投資資産	1,048,182	1,771,797	27,066
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの			
①債券	299,126	413,058	356,906
②その他	400,641	―	557
その他有価証券のうち満期があるもの　計	699,768	413,058	357,464
合計	15,515,662	22,973,894	2,222,464

（注２）社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
短期借入金	1,332,895	―	―
コマーシャルペーパー	3,912,302	―	―
社債	4,777,407	10,304,278	1,625,835
長期借入金	4,692,578	8,822,018	275,580
合計	14,715,184	19,126,296	1,901,416

当連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超
短期借入金	1,322,083	―	―
コマーシャルペーパー	4,359,204	―	―
社債	5,674,888	10,892,268	1,427,868
長期借入金	5,473,943	10,806,596	233,659
合計	16,830,119	21,698,865	1,661,527

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	49,881	―	―	49,881
債券	603,856	230,557	24,819	859,233
その他	1,747,177	164,391	―	1,911,568
デリバティブ取引				
通貨関連	―	171,930	―	171,930
金利関連	―	105,423	―	105,423
資産計	2,400,915	672,302	24,819	3,098,037
デリバティブ取引				
通貨関連	―	210,951	―	210,951
金利関連	―	90,458	―	90,458
負債計	―	301,410	―	301,410

当連結会計年度(2026年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	45,620	―	―	45,620
債券	729,962	256,093	42,140	1,028,197
その他	1,767,340	182,532	―	1,949,872
デリバティブ取引				
通貨関連	―	138,524	―	138,524
金利関連	―	105,787	―	105,787
資産計	2,542,923	682,938	42,140	3,268,002
デリバティブ取引				
通貨関連	―	236,555	―	236,555
金利関連	―	67,164	―	67,164
負債計	―	303,719	―	303,719

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業債権	―	―	30,558,249	30,558,249
リース債権及びリース投資資産	―	―	2,518,433	2,518,433
デリバティブ取引				
金利関連	―	187	―	187
資産計	―	187	33,076,682	33,076,870
社債	―	16,586,336	―	16,586,336
長期借入金	―	6,998,482	6,784,200	13,782,682
デリバティブ取引				
金利関連	―	7,753	―	7,753
負債計	―	23,592,572	6,784,200	30,376,772

当連結会計年度(2026年３月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業債権	―	―	35,458,820	35,458,820
リース債権及びリース投資資産	―	―	2,984,804	2,984,804
デリバティブ取引				
金利関連	―	243	―	243
資産計	―	243	38,443,625	38,443,868
社債	―	17,877,051	―	17,877,051
長期借入金	―	9,134,366	7,351,706	16,486,072
デリバティブ取引				
金利関連	―	14,526	―	14,526
負債計	―	27,025,944	7,351,706	34,377,650

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類している。主に上場株式や国債がこれに含まれる。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類している。主に地方債、社債がこれに含まれる。

相場価格が入手できない場合には、市場参加者が用いるものと一貫性のある様々な評価モデルを用いて時価を算定している。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、ベンチマーク利回り、売買報告、ブローカー／ディーラーの相場、発行体のスプレッド、ベンチマーク証券、買い呼び値、売り呼び値、及びその他の市場関連データが含まれる。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類している。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については主に、金利、為替レートなどの観察可能な市場情報及び契約条項を利用した標準的な評価手法を用いて時価を算定しており、時価の算定に重要な判断を必要としない。これらのデリバティブ取引はレベル２の時価に分類している。

観察可能な市場情報を入手できない場合には、取引相手から入手した価格やその他の市場情報により時価を算定し、観察可能な市場情報を用いて当該価格の変動の妥当性を検証している。これらのデリバティブ取引はレベル３の時価に分類している。また、倒産確率などを用い、取引相手およびＴＦＳグループの信用リスクを考慮して時価を算定している。

営業債権、リース債権及びリース投資資産

営業債権、リース債権及びリース投資資産については、期限前返済率、予想信用損失および担保価値など、社内の仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより時価を算定している。

これらの観察不能なインプットを利用しているため、レベル３の時価に分類している。

社債、長期借入金

一部の特別目的事業体を通じて行った証券化取引に基づく担保付きの長期借入金(以下、証券化に基づく長期借入金という。)を除く長期借入金及び社債については、類似した負債をＴＦＳグループが新たに調達する場合に適用される利率を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより時価を算定している。当該観察可能なインプットの利用により、レベル２の時価に分類している。

一部の証券化に基づく長期借入金については、直近の市場レートおよび支払期日が類似する債務の信用スプレッドに基づいて見積もられる。また、ＴＦＳグループは証券化された原債権に対して支払われるキャッシュ・フローのタイミングを見積もるために、期限前返済率や予想信用損失など、社内の仮定も用いる。これらの観察不能なインプットを利用しているため、レベル３の時価に分類している。

（注２）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

重要性がないため、記載を省略している。

（有価証券関係）

1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年３月31日)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,570	330	1,240
②債券	424,408	423,030	1,378
③その他	180,356	131,416	48,940
小計	606,336	554,777	51,558
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	316	366	△49
②債券	434,824	472,875	△38,051
③その他	1,731,211	1,758,929	△27,717
小計	2,166,352	2,232,170	△65,818
合計	2,772,688	2,786,948	△14,259

（注） 非上場株式については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,210	240	969
②債券	277,187	276,834	352
③その他	266,246	176,109	90,136
小計	544,644	453,185	91,459
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	140	174	△33
②債券	751,009	786,866	△35,856
③その他	1,683,626	1,713,372	△29,746
小計	2,434,777	2,500,413	△65,636
合計	2,979,421	2,953,598	25,823

（注） 非上場株式については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めていない。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（2025年３月31日）

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

（単位：百万円）

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	13,770	―	△291	△291
	買建	623,191	37,638	11,394	11,394
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	811,445	811,445	△32,084	△32,084
	支払豪ドル受取ユーロ	623,326	372,780	22,709	22,709
	支払豪ドル受取米ドル	416,858	416,858	20,389	20,389
	支払米ドル受取豪ドル	381,165	301,250	△50,601	△50,601
	支払ユーロ受取米ドル	283,430	239,151	△3,319	△3,319
	支払ユーロ受取スイスフラン	274,141	274,141	11,571	11,571
	支払加ドル受取米ドル	251,072	178,750	9,784	9,784
	その他	2,616,061	1,885,882	△28,573	△28,573
合計		6,294,464	4,517,898	△39,020	△39,020

(2) 金利関連

（単位：百万円）

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	7,774,247	6,141,169	7,083	7,083
	受取変動・支払固定	17,254,289	11,559,984	7,857	7,857
	受取変動・支払変動	332,804	284,180	△72	△72
合計		25,361,341	17,985,334	14,869	14,869

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債借入金	40,000	40,000	△670
	受取変動・支払固定		145,000	133,000	765
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債借入金	366,500	340,500	△7,638
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	72
合計			561,500	523,500	△7,470

当連結会計年度(2026年３月31日)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	17,308	―	△73	△73
	買建	701,885	41,482	△11,828	△11,828
	通貨スワップ取引				
	支払米ドル受取ユーロ	1,024,307	846,696	20,448	20,448
	支払豪ドル受取米ドル	657,916	470,441	△24,493	△24,493
	支払豪ドル受取ユーロ	583,372	421,145	△18,797	△18,797
	支払ユーロ受取米ドル	414,414	244,618	△18,581	△18,581
	支払ユーロ 受取スイスフラン	384,174	326,708	19,347	19,347
	支払米ドル受取豪ドル	349,111	250,213	△7,042	△7,042
	その他	3,082,619	1,923,955	△57,010	△57,010
合計		7,215,110	4,525,262	△98,031	△98,031

(2) 金利関連

(単位：百万円)

	取引の種類	契約額等	契約額等のうち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	8,165,788	6,511,004	△12,022	△12,022
	受取変動・支払固定	18,654,853	12,782,207	50,515	50,515
	受取変動・支払変動	1,044,036	883,993	△509	△509
合計		27,864,678	20,177,206	37,983	37,983

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	126,000	126,000	△1,414
	受取変動・支払固定		216,000	177,000	2,053
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	社債 借入金	317,000	300,000	△14,526
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	243
合計			669,000	613,000	△13,643

（退職給付関係）

1　採用している退職給付制度の概要

国内子会社は、主に退職金制度の一部について確定拠出制度を採用し、残額については退職一時金を充当している。また、一部の在外子会社は、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

なお、一部の在外子会社は複数事業主制度を設けている。

2　複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額はない。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
年金資産の額	680,584百万円	731,164百万円
年金財政計算上の数理債務の額	600,728	663,494
差引額	79,856	67,670

(2) 制度全体に占めるトヨタファイナンシャルサービス株式会社グループの給与総額割合

前連結会計年度　27.6%(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当連結会計年度　29.5%(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の前連結会計年度及び当連結会計年度における差引額の主な要因は、年金資産の実際運用収益等によるものである。

3　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
退職給付債務の期首残高	40,236百万円	38,872百万円
勤務費用	2,216	2,689
利息費用	895	1,087
退職給付の支払額	△1,820	△1,780
数理計算上の差異の発生額	△3,084	△905
その他	430	2,964
退職給付債務の期末残高	38,872	42,927

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

重要性がないため記載を省略している。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
積立型制度の退職給付債務	22,133百万円	24,951百万円
年金資産	△20,962	△24,561
	1,171	389
非積立型制度の退職給付債務	16,739	17,976
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,910	18,365
退職給付に係る負債	18,477	20,455
退職給付に係る資産	△567	△2,090
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,910	18,365

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	当連結会計年度 (自　2025年４月１日 至　2026年３月31日)
勤務費用	2,216百万円	2,689百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,122	△935
その他	321	624
確定給付制度に係る退職給付費用	1,414	2,377

(5) 年金資産に関する事項

重要性がないため記載を省略している。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
割引率	1.4%～5.9%	1.4%～6.2%

4　確定拠出制度

重要性がないため記載を省略している。

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金	109,714百万円	125,877百万円
税務上の繰越欠損金	18,315	316,211
その他	153,058	148,303
繰延税金資産小計	281,089	590,392
評価性引当額	△14,563	△14,955
繰延税金資産合計	266,525	575,437
繰延税金負債		
償却資産	△713,515	△1,172,939
その他	△60,005	△97,572
繰延税金負債合計	△773,521	△1,270,512
繰延税金資産（負債）の純額	△506,995	△695,074
	（注）繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。	（注）繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれている。
	（百万円）	（百万円）
	固定資産―投資その他の資産その他　107,402	固定資産―投資その他の資産その他　117,137
	固定負債―繰延税金負債　614,397	固定負債―繰延税金負債　812,211

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
在外子会社税率差異	△6.7	△6.7
その他	3.4	2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3	26.1

3　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

ＴＦＳ及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

（収益認識関係）

重要性がないため、記載を省略している。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1　報告セグメントの概要

ＴＦＳグループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、マネジメントが、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

ＴＦＳグループは、主に、割賦金融、リース取引、卸売金融、保険仲介等の販売金融事業を営んでおり、国内及び海外の連結子会社が独立した経営単位として、各国の市場環境に応じた事業活動を展開するとともに、地域単位の管理体制のもとで事業運営を行っている。

従来、ＴＦＳグループは国別のセグメントから構成されていたが、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更し、地域単位で識別する方法に変更している。

これは、事業規模の拡大に伴い、地域単位での業績管理、意思決定およびマネジメントへの報告体制を強化してきた結果、当社グループの経営管理上の区分をより実態に即した形とするため、報告セグメントの見直しを行ったことによるものである。

その結果、ＴＦＳグループは地域別のセグメントから構成されており、「日本地域」「米州オセアニア地域」「欧州アフリカ地域」及び「その他」の４つを報告セグメントとしている。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、「３ 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前連結会計年度に記載している。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場の実勢を勘案した価格に基づいている。

3　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他(注)１	合計	調整額(注)２	連結財務諸表計上額
	日本地域	米州オセアニア地域	欧州アフリカ地域				
売上高							
外部顧客への売上高	265,361	3,023,916	740,221	356,719	4,386,219	―	4,386,219
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,802	7,203	251	162,945	177,202	△ 177,202	―
計	272,163	3,031,120	740,473	519,664	4,563,421	△ 177,202	4,386,219
セグメント利益	37,527	447,855	85,793	63,567	634,743	△ 4,452	630,290
セグメント資産	2,975,863	26,279,325	6,213,100	4,344,240	39,812,531	―	39,812,531
その他の項目							
支払利息	14,971	1,171,807	228,674	275,094	1,690,548	△ 166,616	1,523,931
減価償却費	11,954	688,698	129,040	31,666	861,360	128	861,489
貸倒引当金繰入額	12,725	171,216	22,303	59,596	265,842	―	265,842

(注)１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア地域及び中国地域等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

２　調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△4,452百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額△166,616百万円は、主にセグメント間取引消去である。

３　「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本地域」53,683百万円、「米州オセアニア地域」1,596,404百万円、「欧州アフリカ地域」391,087百万円、「その他」443,159百万円含まれている。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)１	合計	調整額(注)２	連結財務諸表計上額
	日本地域	米州オセアニア地域	欧州アフリカ地域				
売上高							
外部顧客への売上高	282,464	3,211,722	897,840	372,432	4,764,460	―	4,764,460
セグメント間の内部売上高又は振替高	8,518	11,103	176	173,627	193,425	△ 193,425	―
計	290,983	3,222,825	898,017	546,059	4,957,885	△ 193,425	4,764,460
セグメント利益	38,515	620,537	124,256	59,693	843,004	△ 6,195	836,809
セグメント資産	4,158,219	30,104,521	7,455,168	4,896,519	46,614,428	―	46,614,428
その他の項目							
支払利息	32,162	1,226,874	260,966	292,436	1,812,440	△ 180,133	1,632,307
減価償却費	14,159	723,245	157,496	36,496	931,397	360	931,757
貸倒引当金繰入額	8,479	141,214	34,288	66,815	250,798	―	250,798

(注)１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アジア地域及び中国地域等の連結子会社の事業活動を含んでいる。

２　調整額は、以下のとおりである。

(1) セグメント利益の調整額△6,195百万円は、主にセグメント間取引消去である。

(2) 支払利息の調整額△180,133百万円は、主にセグメント間取引消去である。

３　「売上高」には、受取利息がそれぞれ、「日本地域」81,901百万円、「米州オセアニア地域」1,657,534百万円、「欧州アフリカ地域」454,784百万円、「その他」485,564百万円含まれている。

関連情報

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

1　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2　地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
311,929	2,395,657	1,678,632	4,386,219

(注)　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
195,674	4,587,567	1,427,048	6,210,290

3　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

1　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2　地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
336,360	2,528,669	1,899,429	4,764,460

(注)　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類している。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
215,712	5,500,136	1,776,570	7,492,419

3　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はない。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

重要性がないため記載を省略している。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

重要性がないため記載を省略している。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

重要性がないため記載を省略している。

関連当事者情報

1　関連当事者との取引

重要性がないため記載を省略している。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

トヨタ自動車(株)(東京、名古屋、ニューヨーク、ロンドンの各証券取引所に上場)

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり純資産額	3,495,127円97銭	4,139,992円24銭
１株当たり当期純利益金額	312,615円23銭	408,420円01銭

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	490,962	641,423
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	490,962	641,423
普通株式の期中平均株式数(株)	1,570,500	1,570,500

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	5,607,125	6,637,503
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円) 非支配株主持分	118,026	135,646
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	5,489,098	6,501,857
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,570,500	1,570,500

（重要な後発事象）

該当事項はない。

④ 連結附属明細表

社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
トヨタファイナンス㈱	社債 (注) 1	2017年 ～ 2025年	696,000	765,000 (190,000)	0.06 ～ 1.71	なし	2025年 ～ 2032年
在外子会社	社債 (注) 1 (注) 2 (注) 3	2008年 ～ 2026年	15,976,247 [66,135百万 米ドル 8,284百万 豪ドル 1,396百万 ニュージーランド・ドル 2,850百万 英ポンド 5,000百万 加ドル 88,338百万 タイ・バーツ 1,750百万 ブラジル・レアル 13,874百万 フィリピン・ペソ 2,750百万 スウェーデン・クローネ 20,000百万 アルゼンチン・ペソ 2,199百万 マレーシア・リンギット 2,000百万 ノルウェー・クローネ 1,000百万 中国元 18,240百万 ユーロ 950百万 ポーランド・ズローチ 48,900百万 インド・ルピー 9,000百万 メキシコ・ペソ 15,000百万 カザフスタン・テンゲ 3,168百万 香港ドル 1,630百万 スイス・フラン]	17,196,165 (5,482,534) [64,119百万 米ドル 7,652百万 豪ドル 1,342百万 ニュージーランド・ドル 2,507百万 英ポンド 6,450百万 加ドル 88,910百万 タイ・バーツ 2,600百万 ブラジル・レアル 19,200百万 フィリピン・ペソ 3,350百万 スウェーデン・クローネ 41,667百万 アルゼンチン・ペソ 2,849百万 マレーシア・リンギット 2,000百万 ノルウェー・クローネ 2,600百万 中国元 17,200百万 ユーロ 1,550百万 ポーランド・ズローチ 66,400百万 インド・ルピー 10,000百万 メキシコ・ペソ 26,000百万 カザフスタン・テンゲ 3,848百万 香港ドル 1,995百万 スイス・フラン]	0.00 ～ 42.12	(注) 4	2025年 ～ 2048年
合計	―	―	16,672,247	17,961,165 (5,672,534)	―	―	―

（注）１　当期末残高のうち１年以内償還予定の社債の金額を（　）内に付記している。
２　外国において発行された社債について外貨建てによる発行総額を［　］内に付記している。
３　在外子会社トヨタ モーター クレジット㈱、トヨタ クレジット カナダ㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス メキシコ㈱、トヨタ モーター ファイナンス(ネザーランズ)㈱、トヨタファイナンシャルサービス カザフスタン㈲、トヨタ バンク ポーランド㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス コリア㈱、トヨタ リーシング タイランド㈱、トヨタ キャピタル マレーシア㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス フィリピン㈱、トヨタ ファイナンシャル サービス インディア㈱、トヨタ モーター ファイナンス チャイナ㈲、トヨタ ファイナンス オーストラリア㈱、トヨタ ファイナンス ニュージーランド㈱、トヨタ コンパニーア フィナンシェラ デ アルゼンチン㈱、バンコ トヨタ ブラジル㈱の発行しているものを集約している。
４　在外子会社が発行した有担保の普通社債26銘柄が含まれている。当該銘柄以外は無担保である。
５　連結決算日後５年内における償還予定額は、次のとおりである。

（単位：百万円）

１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
5,674,888	4,193,532	2,536,914	2,471,104	1,690,717

借入金等明細表

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	1,332,895	1,322,083	2.66	―
１年以内に返済予定の長期借入金	4,692,578	5,473,943	4.25	―
うち、１年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	3,211,596	3,434,340	4.14	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	9,097,599	11,040,255	3.59	2027年～2038年
うち、ノンリコース長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	4,068,414	4,906,190	3.89	2027年～2031年
その他有利子負債 コマーシャルペーパー（１年以内返済予定）	3,912,302	4,359,204	3.15	―

（注）１ 平均利率は、当連結会計年度末における利率及び残高より加重平均した利率である。
２ 長期借入金及びノンリコース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後５年内における返済予定額は、次の通りである。

（単位：百万円）

	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
長期借入金	4,854,106	3,494,408	1,540,218	917,862
うち、ノンリコース長期借入金	2,702,640	1,349,974	486,536	367,039

資産除去債務明細表

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略している。

(2) その他

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	（百万円）	2,289,181	4,764,460
税金等調整前中間(当期)純利益	（百万円）	474,380	882,529
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	（百万円）	354,672	641,423
１株当たり中間(当期)純利益	（円）	225,834.06	408,420.01

2　財務諸表等

(1) 財務諸表

①　貸借対照表

（単位：百万円）

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,613	23,997
売掛金	13,027	14,609
関係会社預け金	196,760	296,060
その他	1,987	4,568
流動資産合計	224,388	339,235
固定資産		
有形固定資産	172	164
無形固定資産	1,015	1,975
投資その他の資産		
投資有価証券	9,681	8,936
関係会社株式	338,683	355,580
関係会社出資金	260,178	279,497
関係会社長期預け金	110,000	110,000
その他	7,800	8,207
投資その他の資産合計	726,344	762,222
固定資産合計	727,532	764,362
資産合計	951,920	1,103,597

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,240	7,379
その他	4,802	5,009
流動負債合計	12,042	12,388
固定負債	827	870
負債合計	12,869	13,259
純資産の部		
株主資本		
資本金	78,525	78,525
資本剰余金		
資本準備金	78,525	78,525
資本剰余金合計	78,525	78,525
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	781,495	932,960
利益剰余金合計	781,495	932,960
株主資本合計	938,545	1,090,010
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	504	328
評価・換算差額等合計	504	328
純資産合計	939,050	1,090,338
負債純資産合計	951,920	1,103,597

② 損益計算書

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）		当事業年度 （自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）	
売上高				
関係会社受取配当金		103,614		238,679
関係会社受取手数料		27,348		29,126
関係会社受取利息		―		6
その他		283		21
売上高合計		131,246		267,833
売上原価				
関係会社支払手数料		14,490		14,367
売上原価合計		14,490		14,367
売上総利益		116,755		253,465
販売費及び一般管理費	※１※２	16,926	※１※２	18,576
営業利益		99,829		234,889
営業外収益				
受取利息		1,056		1,553
受取手数料		351		465
投資有価証券売却益		―		337
受取配当金		365		278
関係会社株式売却益		―		194
その他		169		41
営業外収益合計	※２	1,943	※２	2,869
営業外費用				
為替差損		1,351		122
その他		3		3
営業外費用合計		1,355		125
経常利益		100,416		237,633
特別利益				
投資有価証券売却益		7,098		―
特別利益合計		7,098		―
特別損失				
関係会社出資金評価損		1,306		―
投資有価証券評価損		―		407
特別損失合計		1,306		407
税引前当期純利益		106,208		237,225
法人税、住民税及び事業税		6,713		6,502
法人税等調整額		△335		82
法人税等合計		6,377		6,584
当期純利益		99,830		230,640

③　株主資本等変動計算書

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	816,929	973,979	7,295	981,274
当期変動額						
剰余金の配当			△135,264	△135,264		△135,264
当期純利益			99,830	99,830		99,830
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△6,790	△6,790
当期変動額合計	―	―	△35,433	△35,433	△6,790	△42,223
当期末残高	78,525	78,525	781,495	938,545	504	939,050

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	78,525	78,525	781,495	938,545	504	939,050
当期変動額						
剰余金の配当			△79,176	△79,176		△79,176
当期純利益			230,640	230,640		230,640
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△176	△176
当期変動額合計	―	―	151,464	151,464	△176	151,288
当期末残高	78,525	78,525	932,960	1,090,010	328	1,090,338

注記事項

（重要な会計方針）

1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

（損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次の通りである。なお、全額が一般管理費に属するものである。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
業務委託費用	11,130百万円	12,410百万円
従業員給与手当	1,859	1,929
減価償却費	128	360
賞与引当金繰入額	335	307
退職給付費用	128	120

※２　関係会社との取引（区分表示したものを除く）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
業務委託費用	6,966百万円	7,005百万円
受取利息	1,050	1,553

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年３月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	―	―	―
(2) 関連会社株式	1,580	47,994	46,413
計	1,580	47,994	46,413

(注)　上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年３月31日)
子会社株式	302,958
関連会社株式	34,144
計	337,102

当事業年度(2026年３月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	―	―	―
(2) 関連会社株式	1,580	44,268	42,687
計	1,580	44,268	42,687

(注)　上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2026年３月31日)
子会社株式	319,857
関連会社株式	34,142
計	353,999

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
繰延税金資産		
無形固定資産償却超過額	5,581百万円	5,574百万円
関係会社株式評価損	4,816	4,816
繰延資産償却超過額	1,534	1,424
投資有価証券評価損	507	635
関係会社出資金評価損	580	580
退職給付引当金	237	246
未払費用	232	241
未払事業税	140	157
賞与引当金	102	96
その他	44	49
繰延税金資産小計	13,777	13,823
評価性引当金	△5,905	△6,033
繰延税金資産合計	7,872	7,790
繰延税金負債		
連結法人間取引の譲渡益繰延	△47	△47
その他有価証券評価差額金	△222	△150
繰延税金負債合計	△269	△198
繰延税金資産(△負債)の純額	7,602	7,592

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△28.0	△29.0
外国子会社等受取配当源泉税	3.3	1.1
評価性引当額の増減	0.3	0.1
その他	△0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.0	2.8

3　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

4　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算している。この税率変更による影響は軽微である。

（重要な後発事象）

該当事項はない。

④ 附属明細表

有価証券明細表

株式

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	その他有価証券	㈱ジェーシービー	231,900	8,116
		㈱トランザクション・メディア・ネットワークス	2,408,800	720
		その他(３銘柄)	266,629	100
計			2,907,329	8,936

有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産	―	―	―	349	185	22	164
無形固定資産	―	―	―	2,462	486	337	1,975

(注) 有形固定資産、無形固定資産の金額が資産総額の１％以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

引当金明細表

重要性がないため記載を省略している。

(2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) その他

該当事項はない

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞

未定

2025年８月25日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第５条第４項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名　トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ
代表者の役職氏名　執行取締役 ジョージーローレンス・ユガナー

１　当社は１年間継続して有価証券報告書を提出している。

２　当社は、本邦において発行登録書の提出日（2025年８月25日）以前５年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

（参考）

（2023年３月１日（受渡日）の売出し）

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ 2027年８月17日満期 米ドル建社債

券面総額又は振替社債の総額　１億8,860万米ドル（*）

（＊）株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した2023年３月１日（受渡日）現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値１米ドル＝136.41 円の換算レートで換算した円貨相当額は257億2,692万6,000円である。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

１．事業内容の概要

トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）ビーブイ（以下「当社」という。）は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。）の100%子会社であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下「TFS」という。）の 100%子会社である。当社はオランダで設立され所在している。当社の登記上の本社所在地は、オランダ王国 1077 XV アムステルダム市 ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター・アムステルダム タワー・ワン レベル 26 である。

当社の目的は、トヨタ自動車及び TFS の一部の子会社及び関係会社のためにグループ金融会社として業務を行うことである。当社は、国際資本市場において債券を発行すること及びその他の資金源から資金を調達し、他のトヨタ企業に貸付を行っている。また、当社は、他の特定のトヨタ企業に対してコミットメント枠を提供し、他の特定のトヨタ企業の債券の発行に関する保証を行っている。さらに当社は、その基本的な資金調達業務に付随するその他の投資及び預金からの収益を上げている。グループ金融会社である当社は、当社の貸付先、当社の保証先であるトヨタ自動車及び TFS の子会社及び関係会社の業績に依存している。

当社の定款に記載されている当社の主要な目的は、(a)資金の貸借、あらゆる種類の金融取引への関与及び保証供与、(b)あらゆる形態の会社、団体及び企業への経営参加、融資及び管理、あらゆる形態の会社、団体及び企業の買収、保有、処分又は経営参加権若しくは持分の管理、並びに持株会社としての活動、並びに(c)動産及び不動産の取得、管理、運用、処分又は使用である。

TFS は、世界各地のトヨタ（以下「トヨタ」は、トヨタ自動車及びその連結子会社を指す。）の金融会社の運営を監督し、トヨタが金融事業の総合的な競争力の強化、リスク管理の改善及び意思決定プロセスの合理化を図ることを主要な目的とする、トヨタ自動車の 100%子会社である。トヨタは、大規模な市場における自動車関連金融業務の拡大という戦略に従い、金融サービスのネットワークを拡大してきた。その結果、トヨタは現在、40 以上の国と地域で金融サービス会社を運営しており、自動車事業をグローバルに支えている。統括会社としての TFS の主要な業務は、金融業務の計画及び戦略の策定、グループ会社の収益の管理及びリスク管理、並びに効率的な金融業務の推進である。TFS は、その子会社及び関係会社を通じて、日本、北米、欧州、アジア及びその他地域で事業を行っている。主な競合相手は、商業銀行及びその他金融機関である。

２．主要な経営指標等の推移

次の表は、表示された期間及び日付現在の当社の主要な経営指標の推移を示すものである。

決算期		2022年３月31日終了事業年度	2023年３月31日終了事業年度	2024年３月31日終了事業年度	2025年３月31日終了事業年度	2026年３月31日終了事業年度
		IFRS				
収益合計	千ユーロ	126,984	364,130	826,542	1,004,793	973,080
売上総利益	千ユーロ	40,146	51,248	62,527	69,214	64,850
当期純利益／(損失)	千ユーロ	(98,917)	(76,654)	50,518	53,014	67,885
資本金	千ユーロ	908	908	908	908	908
発行済株式総数	株	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
純資産額	千ユーロ	115,237	79,496	129,854	183,080	250,965
総資産額	千ユーロ	18,897,355	21,729,472	24,934,498	26,191,889	26,091,128
１株当たり純資産額	ユーロ	57,619	39,748	64,927	91,540	125,483
１株当たり当期純利益／(損失)	ユーロ	(49,459)	(38,327)	25,259	26,507	33,943
自己資本比率	%	0.610	0.366	0.521	0.699	0.962
自己資本利益／(損失)率	%	(85.838)	(96.425)	38.904	28.957	27.050
営業活動から得たキャッシュ-純額	千ユーロ	(1,771,216)	(2,488,467)	(3,605,877)	(1,243,459)	695,414
投資活動から得たキャッシュ-純額	千ユーロ	112	254	(443)	1,301	(32)
財務活動から得たキャッシュ-純額	千ユーロ	1,794,466	2,707,831	3,116,180	1,085,774	197,967
現金及び現金同等物	千ユーロ	952,524	1,178,636	697,031	539,842	1,432,656